

美里町地域防災計画

- 第1編 総則
- 第2編 風水害等災害対策編
- 第3編 地震災害対策編

美里町防災会議・水防協議会

目 次

第1編 総則	12
第1節 計画の目的と構成	13
第1 計画の目的	13
第2 計画の性格	13
第3 計画の修正	13
第4 計画の構成	13
第5 計画の習熟等	14
第6 計画の基本理念	14
第2節 各機関の役割と業務大綱	14
第1 組織	14
第2 各機関の役割	15
第3 防災機関の業務大綱	15
第3節 町の概況	23
第1 位置と地勢	23
第2 町の概要	23
第3 交通アクセス	24
第4 町の沿革	24
第4節 美里町を取り巻く地震環境	24
第1 県内の活断層	24
第2 地震被害想定調査結果の概要	25
第2編 風水害等災害対策編	29
第1章 災害予防対策	30
第1節 風水害等災害に強い町土づくり	31
第1 風水害等災害に強いまちづくり	31
第2 水害予防対策	31
第3 土砂災害予防対策	33
第4 風雪害予防対策	35
第5 農業災害予防対策	36
第2節 都市の防災対策	36
第1 土地区画整理事業の推進	37
第2 都市公園施設等の整備	37
第3節 建築物等の予防対策	38
第1 防災事業の施行	38

第4節	ライフライン施設等の予防対策	38
第1	水道施設	39
第2	下水道施設	39
第3	町域内にある他の水道施設	40
第4	電力施設	40
第5	液化石油ガス施設	41
第6	電信・電話施設	41
第7	廃棄物処理施設	42
第5節	情報通信連絡網の整備	43
第1	町における災害通信網の整備	43
第2	職員参集等防災システムの整備	43
第3	地域住民に対する通信手段の整備	43
第4	防災関係機関における災害通信網の整備	44
第6節	職員の配備体制	44
第1	町の配備体制	44
第2	防災関係機関等の配備体制	45
第7節	防災拠点等の整備	45
第1	防災拠点の整備	45
第2	臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備	46
第3	防災用資機材等の整備	46
第4	防災用資機材の確保対策	46
第8節	相互応援体制の整備	46
第1	町の相互応援協定	47
第2	県内全市町村間の相互応援協定	47
第3	他都道府県からの応援活動	47
第4	訓練及び情報交換の実施	48
第5	非常時連絡体制の確保	48
第6	資機材及び施設等の相互利用	48
第7	救援活動拠点の確保	48
第8	関係団体との連携強化	48
第9節	医療救護体制・福祉支援体制の整備	49
第1	医療救護活動体制	49
第2	搬送体制の確立	50
第3	医療救護体制に係る情報連絡体制の整備	50
第4	福祉支援体制の整備	50
第5	広域医療体制の充実	51
第6	医薬品、医療資機材の整備	51
第7	日本赤十字社宮城県支部の体制	51
第10節	緊急輸送体制の整備	52
第1	緊急輸送道路の確保	52

第 2 緊急輸送体制	53
第 1 1 節 避難対策	54
第 1 避難誘導體制	54
第 2 水害、土砂災害における避難情報	55
第 3 指定緊急避難場所の確保	56
第 4 避難所の確保	57
第 5 教育機関における対応	60
第 6 避難路の確保	60
第 7 避難計画の整備	60
第 8 避難に関する広報	61
第 9 応急仮設住宅対策	61
第 1 0 帰宅困難者対策	61
第 1 2 節 食料・飲料水及び生活物資の確保	62
第 1 地域住民等のとるべき措置	62
第 2 食料及び生活物資等の供給計画の策定	62
第 3 食料及び生活物資の確保	63
第 4 飲料水の確保	63
第 5 燃料の確保	63
第 1 3 節 廃棄物対策	64
第 1 処理体制	64
第 2 主な措置内容	64
第 1 4 節 ボランティアのコーディネート	64
第 1 ボランティアの役割	65
第 2 一般ボランティアの受入体制	65
第 3 専門ボランティアの登録	66
第 4 日本赤十字社宮城県支部の活動体制	66
第 1 5 節 要配慮者への対応	67
第 1 避難行動要支援者への対策	67
第 2 外国人支援対策	69
第 3 旅行者への対策	69
第 4 事前申込手続きの検討	69
第 1 6 節 防災訓練の実施	69
第 1 町の防災訓練	70
第 2 防災関係機関の防災訓練	70
第 1 7 節 防災知識の普及	70
第 1 防災知識の普及、徹底	71
第 2 学校等教育機関における防災教育	73
第 3 町民の取り組み	73
第 4 災害教訓の伝承	73
第 1 8 節 地域における防災体制	74

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割	74
第2 自主防災組織の育成・指導	74
第3 自主防災組織の活動	75
第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	77
第19節 企業等の防災対策の推進	77
第1 企業等の役割	77
第2 企業等の防災組織	79
第20節 災害種別毎予防対策	79
第1 火災予防対策	79
第2 林野火災予防対策	82
第3 危険物等災害予防対策	82
第4 鉄道災害予防対策	83
第5 道路災害予防対策	83
第21節 行政機関の業務継続計画（BCP）の策定	84
第2章 災害応急対策	85
第1節 防災気象情報の伝達	86
第1 防災気象情報の伝達周知	86
第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報	95
第3 気象警報等の伝達	98
第4 土砂災害警戒情報の伝達	98
第2節 防災活動体制	101
第1 町の活動	101
第2 災害対策本部	103
第3 消防機関の活動	106
第4 防災関係機関の活動	106
第5 関係機関等との連携	106
第3節 警戒活動	106
第1 警戒体制	106
第2 水防活動	107
第3 土砂災害警戒活動	107
第4 ライフライン、交通等警戒活動	107
第4節 避難・誘導対策	108
第1 避難情報の指示等	109
第2 避難指示等の発令の内容及び周知	111
第3 避難誘導	112
第4 指定緊急避難場所の開放及び周知	112
第5 避難所の開設及び運営	112
第5節 災害情報の収集・伝達体制	116
第1 災害情報収集・伝達体制	117

第6節 通信・放送施設の確保	120
第1 防災行政無線	120
第2 消防無線通信施設	120
第3 災害時の通信連絡	120
第7節 災害広報活動	122
第1 社会的混乱の防止	122
第2 町の広報活動	122
第3 安否情報	123
第8節 警戒活動	124
第1 水防活動	124
第2 水防本部員の招集及び関係機関への応援等の要請	126
第3 水防通信連絡	126
第4 水防巡視	126
第5 水防信号	127
第6 水防活動等	128
第7 水防資機材の配備	129
第8 水門、堰等の管理	130
第9 水防活動報告	130
第10 土砂災害警戒活動	130
第11 交通等警戒活動	131
第12 流木防止活動	131
第9節 災害救助法の適用	131
第1 災害救助法の適用	131
第2 救助の実施の委任	133
第10節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	134
第1 食料	134
第2 飲料水	137
第3 生活物資	137
第4 義援物資の受入れ、配分	138
第11節 相談活動	139
第1 町の相談活動	139
第2 相談窓口の設置	140
第12節 相互応援活動	141
第1 市町村間の相互応援活動	141
第2 消防機関の相互応援活動	141
第3 緊急消防援助隊の応援活動	142
第4 他都道府県からの応援活動	142
第13節 自衛隊の災害派遣	143
第1 災害派遣の基準及び要請の手続き	143
第2 県、町と自衛隊との連絡調整	144

第3	派遣部隊の活動内容	144
第4	派遣部隊の受入体制	146
第5	派遣部隊の撤収	146
第6	経費の負担	146
第14節	救急・救助活動	147
第1	町の活動	147
第2	消防機関の活動	147
第3	住民及び自主防災組織等の活動	148
第4	惨事ストレス対策	148
第15節	医療救護活動	148
第1	町の活動	149
第2	医療救護班の編成	149
第3	医療救護活動の実施	150
第16節	交通・輸送活動	151
第1	町の活動	152
第2	輸送要領	152
第3	緊急輸送活動手段	153
第4	輸送拠点の確保	153
第5	陸上交通の確保	153
第17節	ヘリコプターの活動	155
第1	ヘリコプターによる救助・救急搬送	156
第2	臨時ヘリポートの選定	156
第18節	公共土木施設等の応急復旧	157
第1	道路施設	157
第2	河川管理施設	158
第3	砂防・地すべり・治山関係施設	158
第4	公園施設	158
第5	鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）	158
第6	農地、農業施設	159
第7	廃棄物処理施設	159
第8	被災宅地に関する応急危険度判定の実施	159
第19節	応急仮設住宅等の確保	160
第1	応急仮設住宅の建設	160
第2	応急仮設住宅の供与	160
第3	公営住宅の活用等	161
第4	住宅の応急修理	161
第5	建築資材及び建築技術者の確保	162
第20節	ボランティア活動	162
第1	一般ボランティア	162
第2	専門ボランティア	163

第2 1 節 要配慮者対策・避難行動要支援者への支援活動	164
第1 要配慮者等への対策	165
第2 外国人支援対策	166
第3 旅行者への対策	166
第2 2 節 愛玩動物の収容対策	166
第1 被災地域における動物の保護	167
第2 避難所における動物の適正な飼育	167
第2 3 節 防疫・保健衛生活動	167
第1 防疫	167
第2 保健対策	168
第3 食品衛生対策	169
第2 4 節 遺体等の捜索・処理・埋葬	169
第1 遺体等の捜索	170
第2 遺体の検視（死体調査）、収容及び処理	170
第3 遺体の火葬・埋葬	170
第2 5 節 社会秩序の維持活動	171
第1 生活必需品の物価監視	171
第2 警察の活動	171
第2 6 節 廃棄物処理活動	171
第1 処理体制	172
第2 処理方法	172
第2 7 節 教育活動	174
第1 避難措置	174
第2 学校施設等の応急措置	174
第3 教育の実施	175
第4 学用品等の調達	175
第5 給食	175
第6 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	175
第7 児童生徒等の健康管理	176
第8 災害応急対策への生徒の協力	176
第9 文化財の応急措置	176
第2 8 節 ライフライン施設等の応急復旧	176
第1 水道施設（町）	177
第2 広域水道用水供給施設（宮城県大崎広域水道事務所）	177
第3 公共下水道施設（町）	178
第4 流域下水道施設（中南部下水道事務所）	178
第5 農業集落排水施設（北部地方振興事務所及び町）	178
第6 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター）	178
第7 ガス施設	180
第8 電信・電話施設（東日本電信電話株式会社宮城支店）	181

第29節 防災資機材及び労働力の確保	181
第1 防災資機材の調達	182
第2 労働者の確保	182
第3 応援要請による技術者等の動員	182
第4 従事命令等による応急措置の業務	183
第30節 農業の応急対策	184
第1 農業用施設	184
第2 農産物	184
第3 畜産	186
第31節 応急公用負担等の実施	187
第1 目的	187
第2 応急公用負担等の権限	187
第3 公用令書の交付	188
第4 手続き	189
第5 損失補償及び損害補償等	189
第32節 災害種別毎応急対策	190
第1 火災応急対策	190
第2 林野火災応急対策	193
第3 危険物等災害応急対策	194
第4 航空災害応急対策	196
第5 鉄道災害応急対策	196
第6 道路災害応急対策	197
第33節 行政機関の業務継続計画の実施	197
第3章 災害復旧・復興対策	198
第1節 災害復旧・復興計画	199
第1 災害復旧・復興の基本方向の決定	199
第2 災害復旧計画	199
第3 災害復興計画	200
第2節 生活再建支援	201
第1 被災者生活再建支援制度	201
第2 資金の貸付け	202
第3 生活保護	203
第4 その他救済制度	203
第5 罹災証明の交付	203
第6 被災者台帳	203
第7 税負担等の軽減	203
第8 雇用対策	203
第9 地震保険の活用	204
第3節 住宅復旧支援	204

第 1 一般住宅復興資金の確保	204
第 2 住宅の建設等	204
第 4 節 産業復興の支援	205
第 1 中小企業金融対策	205
第 2 農林漁業金融対策	205
第 5 節 都市基盤の復興対策	205
第 1 想定される計画内容例	206
第 6 節 義援金の受入れ、配分	206
第 1 受入れ	206
第 2 配分	206
第 7 節 激甚災害の指定	207
第 1 激甚災害の調査	207
第 2 激甚災害指定の手続き	207
第 3 特別財政援助の交付（申請）手続き	208
第 4 激甚災害指定基準	208
第 3 編 地震災害対策編	209
第 1 章 災害予防対策	210
第 1 節 地震防災対策事業	211
第 1 地震防災緊急事業五箇年計画	211
第 2 節 地盤にかかる施設等の災害対策	212
第 1 土砂災害防止対策の推進	212
第 2 農業施設等	212
第 3 液状化対策の推進	213
第 3 節 河川施設等の災害対策	213
第 1 河川管理施設	214
第 2 農地、農業施設	214
第 4 節 交通施設の災害対策	214
第 1 道路施設	214
第 2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）	215
第 5 節 都市の防災対策	216
第 6 節 建築物等の耐震化対策	216
第 1 公共建築物	216
第 2 一般建築物	217
第 3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策	217
第 4 ブロック塀等の安全対策	217
第 5 建物内の安全対策	217
第 7 節 ライフライン施設等の予防対策	218
第 8 節 危険物施設等の予防対策	218

第9節 職員の配備体制	218
第1 町の配備体制	218
第2 防災関係機関の配備体制	219
第3 防災担当職員	219
第4 人材確保対策	219
第5 感染症対策	219
第6 応急活動のためマニュアル作成	219
第7 業務継続計画(BCP)	220
第10節 情報通信連絡網の整備	221
第11節 防災拠点等の整備	221
第12節 相互応援体制の整備	221
第13節 緊急輸送体制の整備	221
第14節 医療救護体制の整備	221
第15節 火災予防対策	222
第16節 避難対策	222
第17節 食料・飲料水及び生活物資の確保	222
第18節 ボランティアのコーディネート	222
第19節 要配慮者対策	222
第20節 廃棄物対策	222
第21節 防災知識の普及	223
第22節 地震防災訓練の実施	223
第23節 自主防災組織の育成	223
第24節 企業等の防災対策の推進	223
第25節 行政機関の業務継続計画の策定	223
第2章 災害応急対策	224
第1節 防災活動体制	225
第1 配備体制	225
第2 動員体制	226
第3 災害対策本部	227
第4 消防機関の活動	228
第5 防災関係機関の活動	228
第6 関係機関等との連携	229
第2節 情報の収集・伝達	229
第1 地震情報	229
第2 災害情報収集・伝達	230
第3 通信・放送手段の確保	233
第3節 災害広報活動	234
第4節 災害救助法の適用	234
第5節 救急・救助活動	235

第6節	医療救護活動	235
第7節	消火活動	235
第8節	交通・輸送活動	235
第9節	ヘリコプターの活動	235
第10節	自衛隊の災害派遣	235
第11節	相互応援活動	236
第12節	避難活動	236
第13節	応急仮設住宅等の確保	236
第14節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	236
第15節	相談活動	236
第16節	ボランティア活動	237
第17節	要配慮者対策	237
第18節	家庭動物の収容対策	237
第19節	防疫・保健衛生活動	237
第20節	遺体等の捜索・処理・埋葬	237
第21節	社会秩序の維持活動	237
第22節	廃棄物処理活動	238
第23節	教育活動	238
第24節	防災資機材及び労働力の確保	238
第25節	公共土木施設等の応急復旧	238
第26節	ライフライン施設等の応急復旧	238
第27節	危険物施設等の安全確保	238
第28節	農業の応急対策	239
第29節	応急公用負担等の実施	239
第30節	行政機関の業務継続計画の実施	239
第3章	災害復旧・復興対策	240
第1節	災害復旧・復興計画	241
第2節	生活再建支援	241
第3節	住宅復旧支援	241
第4節	産業復興支援	241
第5節	都市基盤の復興対策	241
第6節	義援金の受入、配分	241
第7節	激甚災害の指定	242
第5編	資料編	243

第 1 編 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

本計画は、町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、美里町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災した場合でも人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、美里町防災会議・水防協議会（以下「防災水防会議」という。）が策定する計画であり、美里町の地域における災害の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、本計画は、防災関係機関がとるべき災害対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定により、美里町防災会議・水防協議会が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4 計画の構成

本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 風水害等災害対策編

第1章 災害予防対策 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧・復興対策

第3編 地震災害対策編

第1章 災害予防対策 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧・復興対策

第4編 原子力災害対策編

別冊

第5編 資料編

第5 計画の習熟等

町及び関係機関等の職員は、日ごろから本計画の趣旨を尊重し、調査研究及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く町民に対し周知徹底を図るよう努める。

第6 計画の基本理念

本町は、大崎平野の中央部から東南部に位置し、江合川と鳴瀬川の一級河川が流れており、両河川の上流にダムが完成するまで、幾多の洪水に見舞われてきたが、近年は大きな水害に見舞われることは少なくなっていた。しかし、平成24年5月4日の出来川越流堤の決壊、さらには、令和元年東日本台風は、私たちに水害の恐さを再認識させた。

平成15年7月26日、南郷地域に大きな被害をもたらした宮城県北部連続地震、平成23年3月11日に発生し、町内全域に甚大な被害を及ぼした東日本大震災は、わたしたちの記憶に新しく、今でもその脅威を忘れることはできない。この本町の2大地震と同規模あるいはそれ以上の規模の地震が近い将来発生することは否定できない。本町では現在、大地震の教訓から災害時における地域防災力の重要性を見直し、全行政区から立ち上がった自主防災組織との連携強化、さらに既存組織の活動の活性化を進めている。

こういった状況下において、あらゆる災害から、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町民と町が連携して災害に対応することを基本理念とする。

第2節 各機関の役割と業務大綱

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互協力する。

第1 組織

1 防災水防会議

防災水防会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定により美里町防災会議・水防協議会条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、推進するとともに、災害情報の収集等を行うことを所掌事務とする。

2 美里町災害対策本部

町内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）は、災害対策基本法に基づく町の災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

災害対策本部等の組織、職員の動員、運営等については、各々の防災関係機関において定める。

【資料】美里町防災会議・水防協議会条例（略）

【資料】美里町防災会議・水防協議会規程（略）

【資料】美里町防災会議・水防協議会構成員（略）

【資料】美里町災害対策本部運営要綱（略）

【資料】美里町災害対策本部活動要領（略）

【資料】美里町災害対策警戒配備要領（略）

第2 各機関の役割

1 美里町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域、地域住民の生命及び身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法に基づく消防活動を実施する場合は、町消防団及び大崎地域広域行政事務組合消防本部がこれにあたる。

3 県の機関

県は自ら防災活動を実施し、町や指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導及び助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるように協力する。

6 公共的団体並びに自主防災組織及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

また、地域には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に災害時に配慮を要する人々（以下「要配慮者」という。）も住んでいる。災害のように緊急性を有する事態では公共機関による支援、救出、援護等が災害時には期待できないことが多くあり、自主防災組織を組織することにより、大きな災害が発生した場合、地域住民が協力して対応することで、被害を最小限にとどめることができる。

なお、住民一人一人は、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

第3 防災機関の業務大綱

1 美里町

(1) 美里町

- 1 美里町防災水防会議及び災害対策本部の事務
- 2 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導

- 3 防災に関する施設、設備の整備
- 4 防災訓練及び防災教育並びに広報の実施
- 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- 6 避難^レ指示等の発令及び避難所の開設
- 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保
- 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- 11 危険物施設等の保安対策及び災害時における被害の拡大防止のための応急対策
- 12 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- 13 被災宅地危険度判定業務に関する事務
- 14 防災に関する調査研究及び対策の検討
- 15 消防計画の策定
- 16 その他災害発生を防ぎ、又は拡大防止のための措置
- 17 避難確保計画作成の推進
- 18 避難行動要支援者名簿の作成及び整備

(2) 美里町教育委員会

- 1 町立幼稚園、小・中学校施設の災害対策
- 2 町立幼稚園、小・中学校の幼児、児童、生徒の安全対策
- 3 町立幼稚園、小・中学校教育活動の応急対策
- 4 図書館、文化財等の災害対策
- 5 避難所の開設の支援

2 宮城県

- 1 宮城県防災会議の事務
- 2 宮城県災害対策本部の事務
- 3 防災に関する施設・設備の整備
- 4 通信体制の整備・強化
- 5 防災訓練及び防災上必要な教育並びに広報の実施
- 6 情報の収集・伝達及び広報
- 7 自衛隊への災害派遣要請
- 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施
- 10 交通及び緊急輸送の確保
- 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援
- 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害時における被害の拡大防止のための応急対策
- 13 保健衛生、文教対策
- 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備

- 1 5 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- 1 6 被災宅地危険度判定事務に関する支援
- 1 7 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

3 県の機関

(1) 北部地方振興事務所

- 1 県災害対策本部地方支部運営の総合調整
- 2 災害情報の収集・報告等
- 3 被災市町村に対する県職員の初動派遣等
- 4 高圧ガス等対策
- 5 県民相談
- 6 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達
- 7 食料供給対策
- 8 商工業対策
- 9 農林業対策
- 1 0 土地改良事業対策

(2) 北部保健福祉事務所

- 1 災害救助法に基づく救助事務
- 2 災害時の保健・福祉・環境対策

(3) 北部土木事務所

- 1 所管する公共土木施設の防災対策及び災害復旧工事の施工
- 2 地すべり等危険区域の情報収集及び予防措置並びに災害復旧工事の施工
- 3 市町村に対する災害復旧の技術指導及び支援
- 4 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

(4) 大崎広域水道事務所

飲料水の確保及び供給

(5) 中南部下水道事務所

- 1 所管する幹線管渠等の防災対策及び復旧対策
- 2 その他関連する業務等における防災対策及び復旧対策
- 3 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

(6) 北部教育事務所

- 1 公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）設備等の災害対策
- 2 公立学校等幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全対策
- 3 公立学校等教育活動の応急対策
- 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

(7) 遠田警察署

- 1 災害情報の収集伝達
- 2 被災者の救出及び救護
- 3 行方不明者の捜索
- 4 死者の検視・調査

- 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- 7 避難誘導及び避難場所の警戒
- 8 危険区域の警備
- 9 災害警備に関する広報活動

4 指定地方行政機関

(1) 東北財務局

- 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請
- 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資
- 3 災害時における国有財産の無償貸与等
- 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会
- 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供

(2) 東北厚生局

- 1 災害状況の情報収集、通報
- 2 関係職員の派遣
- 3 関係機関との連絡調整

(3) 東北農政局

- 1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導
- 4 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- 5 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導
- 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

(4) 東北経済産業局

- 1 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資の需給対策
- 2 災害時の物価安定対策
- 3 被災商工業者に対する支援

(5) 関東東北産業保安監督部東北支部

- 1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策
- 2 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導

(6) 東北運輸局

- 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
- 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

(7) 東京航空局仙台空港事務所

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
- 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用

(8) 仙台管区気象台

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備
- 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、特別警報・警報・注意報及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災関係機関や報道機関を通じた住民への周知
- 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- 5 市町村が行う避難の指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- 6 災害の発生が予想されるときや、災害時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- 7 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

(9) 東北総合通信局

- 1 放送・通信設備の耐災性確保の指導
- 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備
- 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置

(10) 古川労働基準監督署

- 1 事業場における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導
- 2 労働者の被害状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止の監督指導
- 3 地すべり危険区域・崩壊危険区域等における工事着手前の事前審査(労働安全衛生法第88条)の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導
- 4 事業場からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認
- 5 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い
- 6 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の処理及び過労防止の指導

(11) 東北地方整備局（仙台河川国道事務所・北上川下流河川事務所）

- 1 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導協力
- 2 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
- 3 一般国道指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理
- 4 北上川下流及び鳴瀬川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達
- 5 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施
- 6 一般国道指定区間の交通確保
- 7 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

5 自衛隊

- 1 災害時における人命及び財産保護のための救援
- 2 災害の未然防止及び災害時の被害拡大防止のための救援活動

- 3 災害時における応急復旧活動

6 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（宮城支店）

- 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- 2 電気通信システムの信頼性向上
- 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保
- 4 災害を受けた通信設備の早期復旧
- 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携

(2) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（小牛田駅）

- 1 鉄道施設の整備保全
- 2 災害復旧工事の実施
- 3 全列車の運転中止手配
- 4 人命救助
- 5 被災箇所の調査、把握
- 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保
- 7 旅客の給食確保
- 8 通信網の確保
- 9 鉄道施設の復旧保全
- 10 救援物資及び輸送の確保
- 11 列車運行の広報活動

(3) 東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター

- 1 電力供給施設の防災対策
- 2 災害時における電力供給の確保

(4) 東日本高速道路株式会社東北支社

- 1 高速道路等の維持管理
- 2 高速道路等の交通確保
- 3 災害時における情報収集及び伝達
- 4 災害復旧工事の実施

(5) 日本赤十字社宮城県支部

- 1 医療救護
- 2 救援物資の備蓄及び配分
- 3 災害時の血液製剤の供給
- 4 義援金の受付
- 5 その他災害救護に必要な業務

(6) 日本郵便株式会社（美里町内の郵便局）

- 1 災害時における業務運営の確保
- 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱

(7) 日本放送協会

- 1 風水害等災害の放送

- 2 災害情報等の放送
- (8) KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 1 電気通信設備の整備及び災害防止
 - 2 災害時における通信の確保
 - 3 電気通信設備の復旧

7 指定地方公共機関

- (1) 株式会社ミヤコーバス（古川営業所）
 - 1 災害時における緊急避難輸送に関すること。
 - 2 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること。
 - 3 災害に関する情報提供に関すること。
- (2) 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）
 - 風水害等情報、災害情報等の放送
- (3) 公益社団法人宮城県トラック協会（大崎支部）
 - 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- (4) 一般社団法人宮城県LPガス協会（大崎第二支部）
 - 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
- (5) 古川ガス株式会社
 - 1 ガス供給施設の防災対策
 - 2 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- (6) 公益社団法人宮城県医師会
 - 災害時における医療活動
- (7) 一般社団法人宮城県薬剤師会
 - 災害時における医薬品の管理と供給

8 事務組合等

- (1) 大崎地域広域行政事務組合消防本部
 - 1 消防計画の策定に関すること。
 - 2 災害情報等の収集及び広報に関すること。
 - 3 災害の防ぎよ、警戒及び鎮圧に関すること。
 - 4 要救助被災者の救出及び救助に関すること。
 - 5 傷病者の救出及び搬送に関すること。
 - 6 危険物の保安及び応急対策に関すること。
 - 7 その他災害対策上必要と認める事務又は業務に関すること。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合大崎広域東部クリーンセンター
 - 1 一般廃棄物（ごみ）となる災害廃棄物の処理に関すること。
 - 2 その他災害に係る一般廃棄物（ごみ）の処理に関すること。
- (3) 大崎地域広域行政事務組合大崎広域東部汚泥再生処理センター
 - 1 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関すること。
 - 2 その他災害に係るし尿処理に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設等

- (1) 一般社団法人遠田郡医師会・一般社団法人大崎歯科医師会
 - 1 災害時における医療活動に関すること。
 - 2 その他医師会・歯科医師会が行う防災に係る事務又は業務に関すること。
- (2) 美里町社会福祉協議会
 - 1 災害時におけるボランティアセンターの設置に関すること。
 - 2 災害時におけるボランティアの受入に関すること。
- (3) 新みやぎ農業協同組合
 - 1 農地、農業用施設に対する防災対策に関すること。
 - 2 災害復旧資金の融資及び資材のあっ旋に関すること。
 - 3 災害に関する情報提供に関すること。
- (4) 遠田商工会
 - 1 災害時における生活必需品、物資等の需給対策に関すること。
 - 2 商工業に関する被害調査及び災害復興資金の融資のあっ旋に関すること。
- (5) 病院等医療機関
災害時における病院等の応急措置に関すること。
- (6) 介護老人福祉施設等
 - 1 消防計画及び予防規程に基づく災害の防止に関すること。
 - 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止に関すること。
 - 3 避難所開設の支援
 - 4 その他防災に係る事務又は業務に関すること。
- (7) 美里町交通安全指導隊
 - 1 交通規制及び交通秩序の維持に関すること。
 - 2 災害警備に係る広報に関すること。
- (8) 美里町防犯実働隊
災害時における防犯活動に関すること。
- (9) 仙台プロパン株式会社
 - 1 ガス施設の防災対策に関すること。
 - 2 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供に関すること。
 - 3 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供に関すること。
- (10) 美里町住民バス運行事業者
 - 1 災害時における緊急避難輸送に関すること。
 - 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達に関すること。
 - 3 災害非常時における無線通信による情報の伝達に関すること。
 - 4 災害に関する情報提供に関すること。

第3節 町の概況

第1 位置と地勢

美里町は平成18年1月1日、宮城県北東部に位置する遠田郡内の小牛田町・南郷町2町が新設合併して生まれた町である。県都仙台市とは40kmの距離にあり、東北本線、陸羽東線、石巻線が交差する交通の要衝となっている。また、2本の国道も走り、交通アクセスのよさから仙台市・石巻市・大崎市の通勤圏として定住する人も多く、宅地開発も盛んである。

気候は太平洋側気候で冬季の降水量が少なく、降雪期間も比較的短いことから、とても住みよい条件下にある。

奥羽山系を源とする江合川、鳴瀬川が町内を貫流し、この水利に恵まれた農業が、町の基幹産業となっており、土地は平たんで、約75km²に及ぶ町の面積の約70%を豊かな水田や畑が占めている。宮城県の食糧基地として、コメや野菜はもちろん、果樹や施設園芸も大変盛んである。

役場所在地の緯度・経度 北緯38度32分 東経141度3分38秒



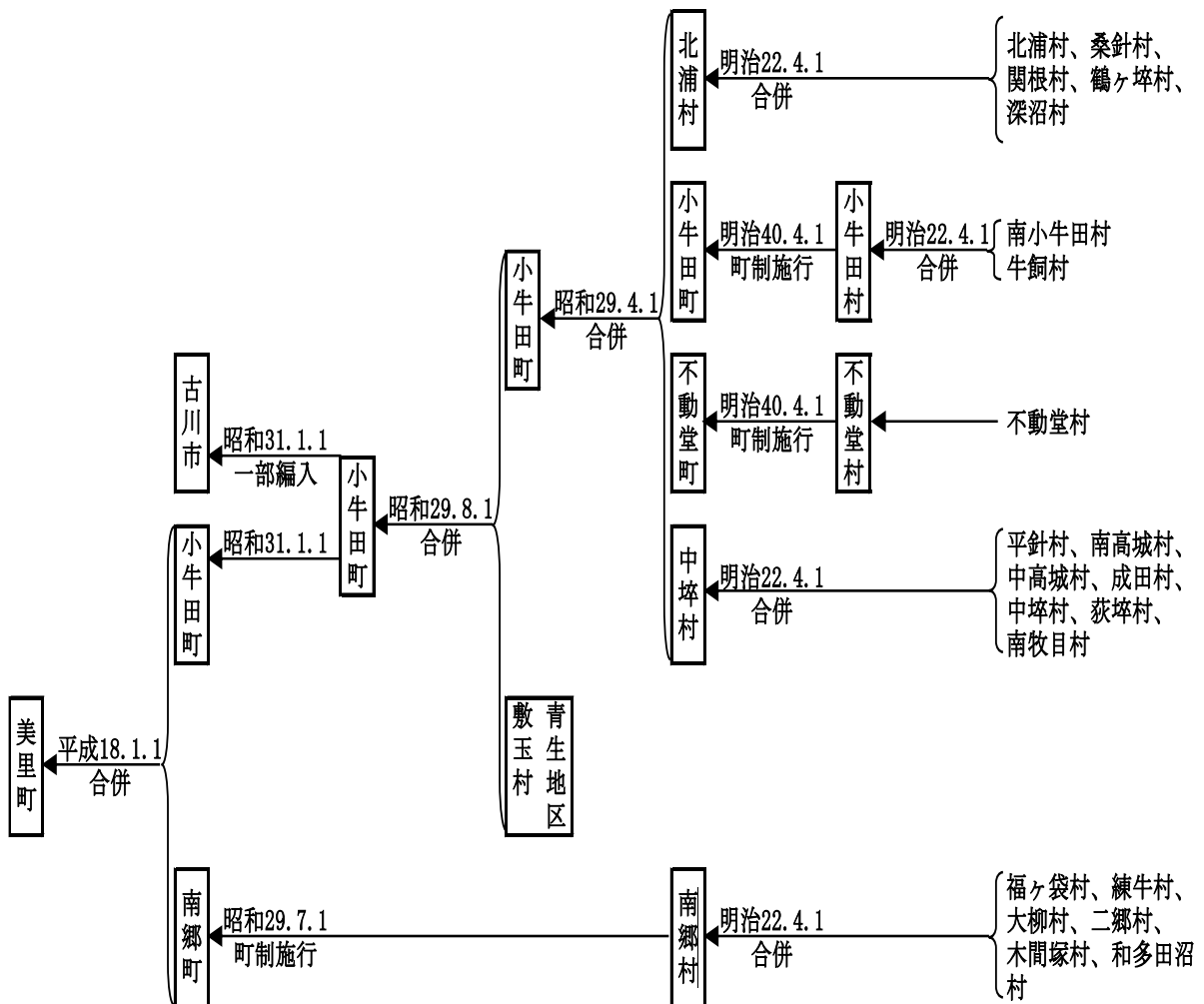
第2 町の概要

面積	74.99km ²
人口	22,707人(令和7年4月1日現在)
世帯数	9,395世帯(令和7年4月1日現在)
所在地	987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

第3 交通アクセス

- 鉄 道 J R 東北本線・小牛田駅下車（仙台駅から45分）
東北新幹線・古川駅から陸羽東線経由・小牛田駅下車（古川駅から12分）
- 自動車 東北自動車道・古川ICから13km
三陸自動車道・松島北ICから20km

第4 町の沿革



第4節 美里町を取り巻く地震環境

第1 県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約200万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられ

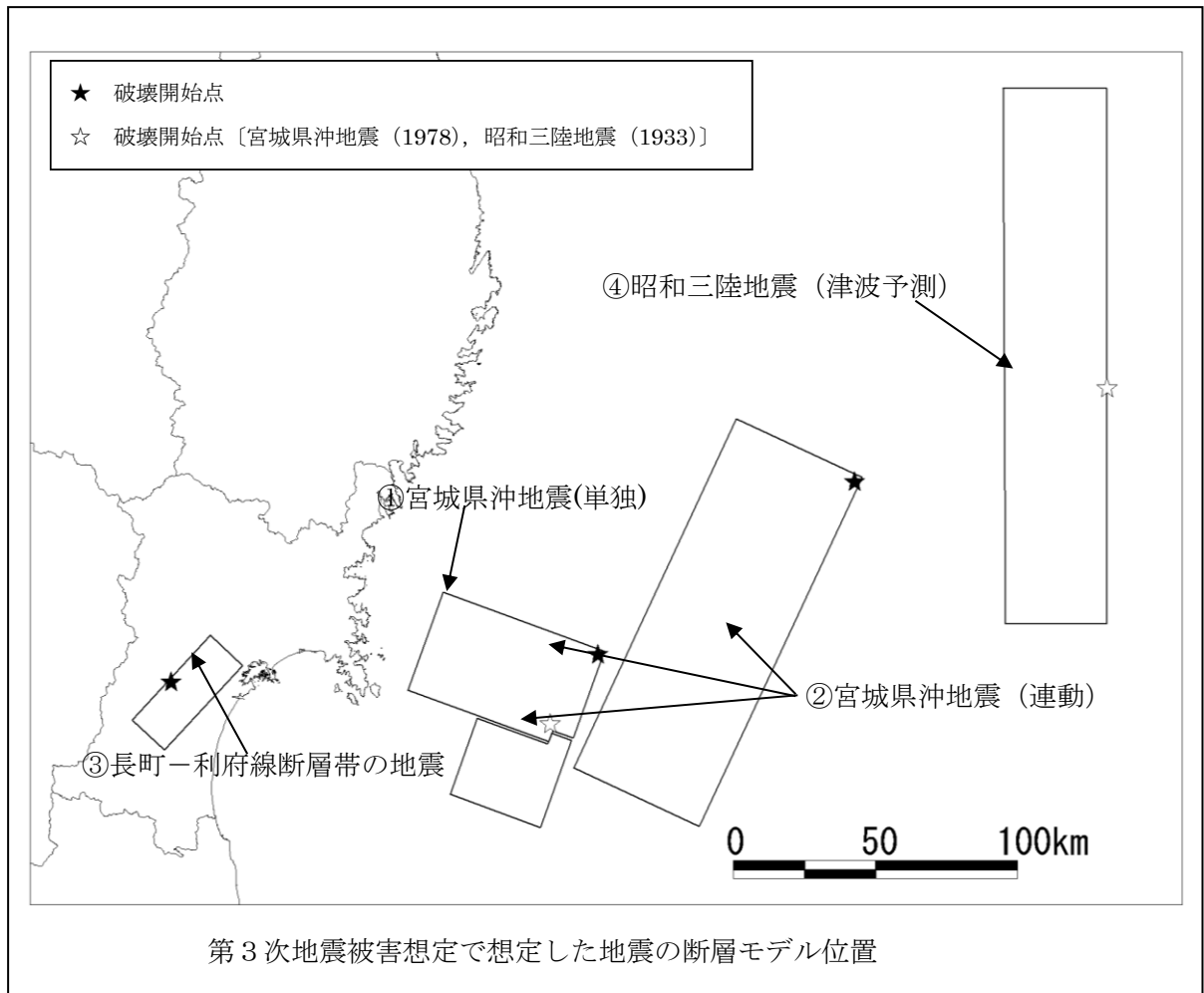
当町を取り巻く活断層では、平成８年８月１１日に鬼首断層を震源と見られるマグニチュード５．９の宮城県北部地震が、平成１５年７月２６日に旭山撓曲を震源と見られるマグニチュード６．４の宮城県北部連続地震が発生している。特に平成１５年の地震では旧南郷町に大きな被害を受けた。

No.	断層名	确实度	活動度	長さ(km)
1	長町一利府線	I	B	1 2
2	大年寺山断層	I	B	8
3	鹿落坂断層	I	C	3
4	坪沼断層	I	B	5
5	円田断層	II	B	1 0
6	愛子断層	I	B	2
7	作並一屋敷平断層	I	C	9
8	遠刈田一三住	II	C	7
9	白石断層	I	B	2. 5
1 0	上品山西	III		4
1 1	加護坊山一籠岳山	III		1 2
1 2	旭山撓曲	II	B～C	8
1 3	鹿折川	III		1 5
1 4	栗駒山山頂断層	I	B	1、 2
1 5	揚石山南	II	B	3
1 6	鬼首断層	I	B	6
1 7	双葉断層 [小斎峠付近]	II	B	5
1 8	越河断層	I	B	1 5

宮城県では、昭和５９年度～６１年度（第１次）と平成７年度～８年度（第２次）に地震被害想定調査を実施した。地震調査研究推進本部（２０００年）から宮城県沖地震の長期評価において、今後１０年の間に３０％、２０年の間に８０％、３０年の間に９０％を超える確率で地震が発生する可能性があるとの発表があった。（平成１７年１月に１０年後５０％程度、２０年後８８％、３０年後９９％に修正）これを受け

て、宮城県では平成14年度～15年度にかけて、第3次の地震被害想定調査を実施した。本節では、この第三次地震被害想定調査結果の概要及び本町における被害予測について記述することとする。

なお、想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震（単独）と（連動）、そして仙台市の直下に位置している長町ー利府線断層帯の地震の3地震とする。



1 第3次地震被害想定の主な概要

想定地震 項目			①宮城県沖地震 (単独) (海洋型)	②宮城県沖地震 (連動) (海洋型)	③長町-利府線断層 帯の地震(内陸直 下)
モーメント・マグニチュー ド (Mw)			7. 6	8. 0	7. 1
予 想 震 度			県中部の東松島市 から登米市にかけ ての地域、県北部の 美里町周辺、仙台市 東南で震度6強、こ れらの周辺で震度 6弱となり、県北部 の中央部を中心に 影響を及ぼすと予 想される。	県中部の東松島市 から石巻市にかけ ての地域、美里町か ら登米市にかけ ての地域で震度6強、 これらの周辺で震 度6弱となり、県北 部の中央部を中心 に影響を及ぼすと 予想される。	仙台市の青葉区及 び泉区の東部で震 度6強、その周辺で 震度6弱となってい る。仙台市の東部 を中心に影響を及 ぼすと予想される。
液状化危険度			県中部から北部中 央及び仙台周辺の 平地において液状 化危険度が高くな っている。	単独地震と同様に、 県中部から北部中 央及び仙台周辺の 平地において液状 化危険度が高くな っている。	仙台市東部及び大 郷町の平地で液状 化危険度が高いと ころが分布してい る。
主な 想定被害の 結果	建 築 物	全壊・大破棟数	5, 496棟	7, 595棟	15, 251棟
		半壊・中破棟数	38, 701棟	50, 896棟	40, 537棟
	火 災	炎上出火数	122棟	158棟	199棟
		うち延焼出火数	71棟	95棟	119棟
		焼失棟数	2, 482棟	2, 874棟	4, 509棟
	人 的	死者数	96人	164人	620人
		負傷者数	4, 014人	6, 170人	11, 003人
		うち重傷者数	468人	658人	983人
		要救出者数	366人	663人	5, 038人
		短期避難者数	90, 335人	122, 174人	173, 239人
		うち長期避難者数	13, 010人	16, 669人	41, 066人

(注1) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西北西、風速が6m/秒のケースである。

(注2) 津波による被害は含まない。

2 本町の被害の概要

区 分			宮城県沖単独	宮城県沖連動	長町ー利府線
建物被害	全壊（棟）		4 9 1	3 6 9	0
	半壊（棟）		3, 1 1 6	2, 6 4 8	4
火 災	夏 昼 1 2 時	全炎上出火点（件）	3	3	0
		焼失数（数）	1 0	3 2	0
	冬 夕 1 8 時	全炎上出火点（件）	4	3	0
		焼失数（数）	1 8	1 1	0
人的被害	朝 4 時 火災なし	死者（人）	1 3	7	0
		負傷者（人）	3 1 0	2 3 7	0
		短期避難者（人）	5, 5 0 4	4, 4 7 6	3 1
	夏 昼 1 2 時	死者（人）	7	4	0
		負傷者（人）	2 6 0	2 0 8	0
		短期避難者（人）	5, 5 1 7	4, 5 1 9	3 1
	冬 夕 1 8 時	死者（人）	9	4	0
		負傷者（人）	2 5 0	1 9 3	0
		短期避難者（人）	5, 5 3 1	4, 4 9 8	3 1

【資料】 本町の震度分布及び液状化危険度（略）

第 2 編 風水害等災害対策編

第 1 章 災害予防対策

第1節 風水害等災害に強い町土づくり

第1 風水害等災害に強いまちづくり

1 風水害等災害に強いまちの形成

町は、洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。また、町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

2 災害危険区域の指定等

町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地歩公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

3 予測、観測の充実・強化等

国、県及び町は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

4 生活防災緊急対策

町は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

第2 水害予防対策

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

■実施機関

防災管財課、建設課、北上川下流河川事務所、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、各土地改良区

1 現況

本町における河川の状況は、一級河川である江合川、鳴瀬川、出来川、美女川、鞍坪川、沖新堀川及び二級河川である定川の7河川を有している。特に出来川は、雨期、大雨における増水がはなはだしく、土質の関係で漏水が数箇所に見られるほか洪水の危険性も有しているため、護岸等の改修工事を必要とする箇所が数多くある。

これらの事情を踏まえ予防対策として必要な改修工事や維持管理の充実を促進するなど、予防事業及び施設の整備が必要である。

2 水害予防対策の事業計画概要及び整備状況

(1) 河川改修事業

鳴瀬川と江合川の洪水対策として、鳴瀬川中流部の堤防は、計画に対して高さ、幅が不足していたため、「緊急対策特定区間 鳴瀬川中流部改修事業」として河川管理者は、江合川・鳴瀬川流域の安全度向上のための事業を実施した。また、出来川についても水害の多発状況にかんがみ、下流側において改修、護岸工事等が実施されている。

(2) 浸水想定区域の周知

町は、国土交通大臣及び知事による洪水浸水想定区域の指定に基づき、浸水に関する内容について、ハザードマップ等を使い周知に努める。

国土交通大臣及び知事による洪水浸水想定区域の見直し状況を踏まえ、ハザードマップの修正等を実施する。

【資料】浸水想定区域内高齢者、障害者、乳幼児等の施設（略）

(3) 気象、水象等の観測

河川管理者は、災害時はもとより、常時河川の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風の観測装置を設置して観測に努める。

(4) 水防応急資機材の整備・充実

町は、水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。

(5) 河川のパトロール

町は、水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的に実施する。

(6) 河川管理施設の管理

町は、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理に努める。

(7) 水質事故対策

町は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努める。

(8) 水防団活性化及び水防協力団体の活用

町は、水防団（消防団）の活性化と団員の加入促進を図り、かつ、団員の水防工法技術の向上に努める。また、水防協力団体に位置づけられる民間企業、NPO、自治

会等の協力を得て、監視・警戒体制等の強化に努めるとともに、水防活動の担い手の確保、育成を図る。

(9) 水防計画の作成

町は、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。

- ・水防活動組織及び活動体制の確立
- ・河川管理施設の管理及び操作
- ・重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- ・水防施設及び水防資機材の整備
- ・気象、水象の観測及び通報等の活用
- ・通信連絡体制及び水防標識灯の整備
- ・水防活動従事者の安全確保
- ・他の水防機関との協力及び応援体制（河川管理者の同意及び協力を含む。）
- ・その他水害を予防するための措置

(10) 河川管理者の協力が必要な事項（大臣管理区間）

河川管理者は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（北上川・旧北上川及び江合川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急資機材又は備蓄資機材の貸与
- オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報収集又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- カ 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第3 土砂災害予防対策

町及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険区域の実態を調査し、危険区域における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、農業委員会事務局、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画

に掲載するとともに、ハザードマップ等により周辺住民に対し周知する。

なお、町内には、土砂災害警戒区域等 1 1 箇所が存在しており、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関しては県が調査調査及び指定する。町は土砂災害警戒区域等の指定が円滑に行われるよう協力する。

【資料】土砂災害警戒区域等箇所一覧（略）

（２） 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

イ 地域防災計画において定める事項

- （イ） 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- （ロ） 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- （ハ） 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- （ニ） 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- （ホ） 救助に関する事項
- （ヘ） 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ロ 避難の指示等の発令基準及び発令対象区域

ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

ニ 上記イ（ロ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

ホ 上記イ（ニ）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

ヘ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

町長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

２ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るととも

に、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

3 盛土による災害防止

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第4 風雪害予防対策

本町において、大雪に見まわれた場合、道路の凍結等に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町は、除雪体制の強化、融雪施設の整備、除融雪活動等の総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の被害の軽減を図る。

道路管理者は、積雪期における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除融雪活動を実施する。

1 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。また、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携する。

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

2 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。

3 除雪体制等の整備

道路管理者及び鉄道事業者は、豪雪害時における道路交通及び鉄道交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

町は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

4 集中的な大雪時の対応

道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。また、道路管理

者は、集中的な大雪に対し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

第5 農業災害予防対策

1 防災措置等

(1) 農地、農業施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

- ・避難路や避難地等の確保
緊急通行車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備
- ・災害拠点整備
災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための農村公園緑地の整備
- ・避難地用地整備
被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備
- ・消防用施設の確保
防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備
- ・集落防災施設整備
雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備
- ・公共施設補強整備
防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備
- ・病虫害防除対策
広域的な防除組織(防除協議会議等)の結成と一斉防除体制の強化
- ・防災営農技術等の普及
災害に対応する技術対策の指導の徹底による災害の未然防止
- ・災害情報の伝達施設の確保
住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災行政無線の整備

第2節 都市の防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力

の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

■実施機関

防災管財課、建設課

第１ 土地区画整理事業の推進

町は、土地区画整理法に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、効果的に推進する。

第２ 都市公園施設等の整備

町は、避難路、延焼遮断帯又は防災活動拠点としての機能を有する都市公園等の適正な配置及び整備促進を図るとともに、町が避難場所に指定する基幹公園について必要に応じ、応急活動用資機材の保管倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

災害による建築物等の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定める。

■実施機関

公共施設所管課

第1 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

町は、風水害等災害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建以上にするなど一時避難が可能なよう配慮する。

町及び施設管理者は、遊技場等不特定多数の者が使用する施設及び学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

更に安全性を確保することから、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、町及び施設の管理者は浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。

2 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

県は、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、改善指導を行い、町は危険性の除去に協力する。

- ・特殊建築物：劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物
- ・建築設備：換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。）

3 文化財の防災対策

町は、国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

4 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、不燃化促進を図る。

5 落下物の防止対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

大規模な災害の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が

麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

■実施機関

水道事業所、下水道課、建設課、町民生活課、大崎広域水道事務所、中南部下水道事務所、北部地方振興事務所、東日本電信電話(株)、東北電力ネットワーク(株)古川電力センター、(一社)宮城県LPGガス協会（大崎第二支部）、古川ガス(株)、仙台プロパン(株)

第1 水道施設

1 水道施設の設計強化

町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被害のおそれ並びに過去の被害状況を考慮し、施設の新設、改善等計画的な整備を行う。

また、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

町水道事業管理者は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

町水道事業管理者等は、水道施設の日常の保守点検とあわせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険区域の把握に努める。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合には、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の計画的な備蓄、調達体制の整備に努める。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。

第2 下水道施設

下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、中南部下水道事務所及び町は、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対応マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 県の施設

中南部下水道事務所は、県地域防災計画に基づき適切な対応をする。

北部地方振興事務所は、県地域防災計画に基づき適切な対応をする。

第3 町域内にある他の水道施設

町域内には、宮城県大崎広域水道事務所が管理する水道管が埋設されている。

そのため、町は、各水道施設を管理する水道事業管理者に対し、災害時における水道施設の被災を最小限に食い止めるための耐災性の向上と被災した場合に当たって早急な応急復旧体制の確立を要請する。

各水道事業管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐ上で、早急な応急復旧対策を行うものとする。

1 水道施設の耐災性の確保

町は、町域内に埋設している水道事業管理者に対して、水道施設の新設、改良については、設計指針等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、耐災性の確保を要請する。

2 復旧用資機材の整備

町は、町域内に埋設している水道施設が被災した場合を想定し、直ちに復旧活動を行うための「日本水道協会宮城県支部災害時相互応援に関する指針」に基づいた復旧用資材の備蓄を各水道施設管理者に要請する。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

町域内に埋設している水道施設管理者は、水道施設が被災した場合、二次災害の防止を防ぐため、情報収集システム・監視・制御システムの整備に努める。

第4 電力施設

1 町の対応

町は、東北電力ネットワーク(株)古川電力センターが行う予防措置等に協力する。

2 東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターの対応

東北電力ネットワーク株式会社古川電力センターは、災害により電力施設が被災した場合に備え、次の予防対策を講ずる。

ア 緊急時連絡体制の整備

イ 緊急資機材の整備

ウ 店所間における応援体制の整備

第5 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」及び毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

(1) 啓発活動の促進

液化石油ガス販売業者は、消費者に対し、ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター、ガス放出防止装置、集中監視システム等の安全器具の設置、導入を啓発する。また、高齢者や外国人世帯に考慮しつつ、災害時の対応等について周知を図る。

(2) 安全性の向上

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス施設の転倒・転落の防止を図るため、チェーン止め、安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の期限と設置状況等の確認を行う。また、埋設管や地下ピット等の各設備の定期点検を実施し、基準不適合設備の解消を図る。

【資料】 危険物施設等一覧（略）

第6 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信事業者等は、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備を図るとともに、直接的被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

イ 水防対策として浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。

ウ 豪雪や寒冷地での雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。

エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。

オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成又は２ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害用復旧資機材の確保

災害時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7 廃棄物処理施設

1 処理施設の浸水対策

町及び一部事務組合並びに廃棄物処理業者は、風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。また、町及び一部事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

町及び一部事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

町及び一部事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

町及び一部事務組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のＢＣＰ（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

町及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第5節 情報通信連絡網の整備

大規模な災害時には、N T T回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害時の応急対策を迅速に推進する。

■実施機関

防災管財課、総務課、宮城県防災推進課、電気通信事業者

第1 町における災害通信網の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線の整備拡充に努めるとともに、携帯電話事業者が提供しているメール配信サービス（以下「メール配信サービス」という。）、S N S、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段の確保、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の確保に努め、災害時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。

第2 職員参集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災システム等を活用するとともに、町職員が緊急的に自主参集できる体制の構築を図る。

第3 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、メール配信サービス、S N S、町の広報車、加入電話、ホームページ等の通信手段の確保に努め、さらに、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

○美里町防災行政無線整備状況及び計画

年度	整備状況及び計画の内容
19年度	基本計画の策定
20年度	実施計画の策定
20年度 ～21年度	小牛田地域同報系無線の整備
24年度	移動系無線のデジタル化 南郷地域同報系無線のデジタル化
25年度～	同報系無線の電源強化対策

第4 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入、インターネットアクセスポイントの新設・追加等について検討を加え、町及び県等と連携強化が図られるよう努める。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

第6節 職員の配備体制

災害時には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、平常時から各組織ごとの配備・動員計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

■実施機関

防災管財課、総務課

第1 町の配備体制

1 配備体制の明確化

美里町災害対策本部条例及び要綱に基づき、町内で相当規模以上の災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。

なお、町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮をとる。

各配備体制の基準等はおりのとおりである。

(1) 警戒配備（0号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報が発表され町内に災害の発生が予想されるとき、又は土砂災害警戒情報が発表され町内に災害の発生が予想されるとき、若しくは防災管財課長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

(2) 特別警戒配備（1号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は町内に被害が発生した場合、若しくはその他に副町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたる被害が発生した場合、

若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。

(4) 非常配備(3号)

町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大と予想される場合、若しくはその他町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策本部活動要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築する。そのため、職員行動計画を策定し、計画に基づく各課の参集方法を定めている。

第2 防災関係機関等の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害時は、必要な職員を動員し、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 公的施設の管理者

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第7節 防災拠点等の整備

災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

■実施機関

防災管財課、企画財政課

第1 防災拠点の整備

1 救援活動拠点の確保

町及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。また、災害対策本部を設置する町庁舎や病院等の防災拠点等について、再生可能エネルギー等の導入を推進し、拠点施設の施設整備を進める。

2 既存施設の活用

町は県と連携して、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を検討する。また、併せて平時の一般町民向

けの防災教育施設としての利用についても検討する。

3 本部機能の代替性確保

町は、庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

第2 臨時防災ヘリポート及び物資集積場所の整備

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

【資料】臨時ヘリポート（略）

【資料】物資集積場所（略）

第3 防災用資機材等の整備

1 防災用資機材

町は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資用資機材の整備充実にも努める。

2 水防用資機材

町は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

第4 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

第8節 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速、かつ、的確な防災対策を実施するため、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する。

■実施機関

防災管財課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 町の相互応援協定

町は、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

なお、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

連絡体制の確保	・災害時における連絡担当部局の選定 ・夜間における連絡体制の確保
円滑な応援要請	・主な応援要請 ・被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

第2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、県と協力して、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

第3 他都道府県からの応援活動

(1) 北海道・東北8道府県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む北海道・東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援を要請する。

〈協定の主な特徴〉

1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を、派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

(2) 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんとする。

第4 訓練及び情報交換の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の部隊の応援等に係る情報交換を行う。

【資料】宮城県広域消防相互応援協定書（略）

【資料】宮城県広域航空消防応援協定書（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（東京都足立区）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（東松島市）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（豊岡市）（略）

【資料】災害時における相互応援に関する協定書（福島県会津美里町）（略）

【資料】大規模災害時における施設の使用に関する協定書（遠田警察署）（略）

第5 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第6 資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第7 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第8 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため町は、災害時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

■実施機関

健康福祉課、長寿支援課、南郷病院、(一社)遠田郡医師会、(一社)大崎歯科医師会、(一社)宮城県薬剤師会、大崎地域広域行政事務組合消防本部、日本赤十字社宮城県支部、宮城県北部保健福祉事務所

第1 医療救護活動体制

1 町の役割

町は、災害時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び一般社団法人遠田郡医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

(1) 保健医療活動の担当部門の設置

イ 町は、災害が発生したときに円滑な保健医療活動を実施するために、災害対策本部内に保健医療を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

ロ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

ハ 医療救護体制について県が設置した地域保健医療調整本部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

町は、救護所を設置する場所の指定及び整備をするとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、(一社)遠田郡医師会と医療救護に関する協力体制を整えておく。

(4) 医療救護班の編成

イ 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては(一社)遠田郡医師会、(一社)大崎歯科医師会、南郷病院の協力を得る。

町独自で医療救護班編成が困難な場合は、宮城県北部保健福祉事務所の協力のものと、広域圏で編成する。

ロ 町で編成された医療救護班については、宮城県北部保健福祉事務所へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

2 在宅要医療患者の医療救護体制

町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な

医療が確保できるように、医療体制を整備する。

3 住民の措置

住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努める。

- ・軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医療品を備蓄する。
- ・県、町、大崎地域広域行政事務組合消防本部及び日本赤十字社宮城県支部並びに医療機関が実施する応急手当等の講習を受け、技術の習得に努める。
- ・慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を記録する。

【資料】救護所の設置場所一覧（略）

第2 搬送体制の確立

1 救急車による搬送

災害時においては、多くの要救助者の発生が予想されるため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、救急車による救出及び救助した要救助者の搬送体制の強化に努める

2 ヘリコプターによる搬送

災害の発生により、要救助者等の搬送で緊急を要する場合は、県にヘリコプターによる搬送を要請する。

第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第4 福祉支援体制の整備

町は、大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

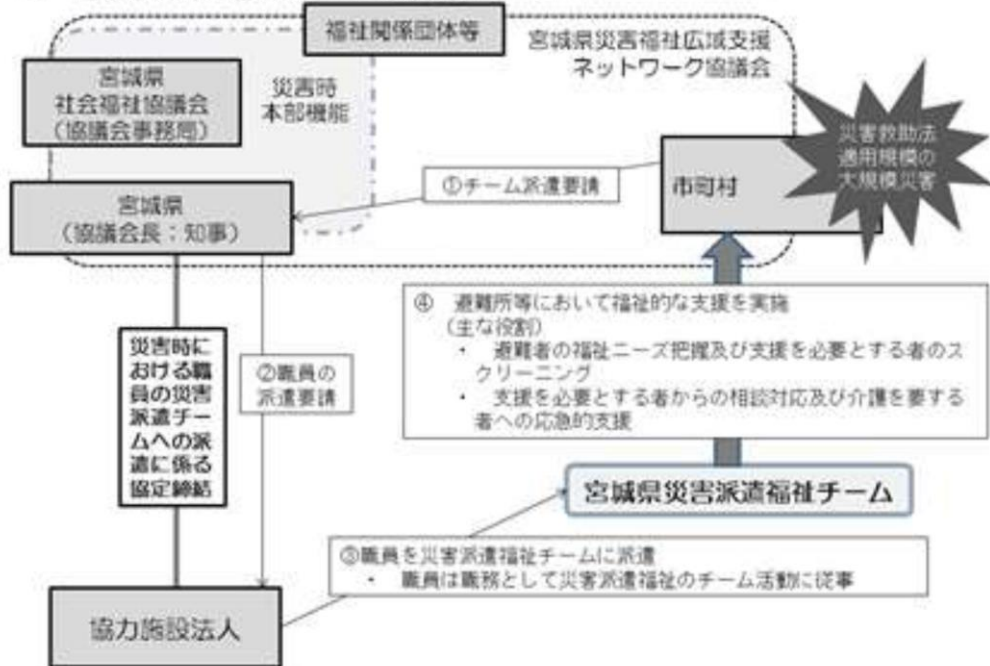
このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制の整備

（1）災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりとする。

○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム



(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (平常時)

- イ 地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。
- ロ 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (災害時)

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

第5 広域医療体制の充実

大規模な災害時の場合、町内の医療機関だけでは、医療救護需要に対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、町は他の自治体との連携など災害時の広域的な連携体制を整備する。

【資料】医療機関一覧 (略)

第6 医薬品、医療資機材の整備

町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関及び避難所として指定している施設等に医療機材等を備蓄するよう努める。また、必要な医薬品及び医療資機材が不足する場合は、県や医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請が必要となることから、これら関係機関との体制の整備に努める。

第7 日本赤十字社宮城県支部の体制

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

(1) 救護員の登録・訓練

救護業務に従事させる必要な救護員を登録し、その養成を行う。

(2) 常備救護班の編成

救護班の編成基準は、医師 1 人、看護師長 1 人、看護師 2 人、主事 2 人とし、仙台赤十字病院・石巻赤十字病院に 14 個班を常備する。

(3) 救護装備の整備及び救護材料・血液製剤の準備

救護業務に必要な救急車等の装備を整備し、また、必要な救護材料及び血液製剤を準備する。

(4) 災害救助法に係る防災体制の整備

災害救助法第 16 条の規定による都道府県知事からの委託（医療、助産及び死体の処理）については、知事と委託契約を締結し、災害が発生した場合には、この委託契約に基づき速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設するなどして災害救護活動を行う。

(5) 医療施設・血液センターに係る災害予防対策

管下医療施設（仙台赤十字病院・石巻赤十字病院）は、災害時の患者受け入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努める。また、管下宮城県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努める。

第 10 節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関

防災管財課、税務課、建設課、仙台河川国道事務所古川国道維持出張所、北部土木事務所、遠田警察署、交通安全指導隊、(公社)宮城県トラック協会

第 1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

それぞれの道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め整備を図る。

・ 第一次緊急輸送道路

国道 108 号

・ 第二次緊急輸送道路

国道 346 号、主要地方道鹿島台高清水線、一般県道鳴瀬南郷線、一般県道小牛田停車場線

- | |
|--------------------------|
| ・第三次緊急輸送道路
一般県道涌谷三本木線 |
|--------------------------|

2 緊急輸送道路の整備

それぞれの道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

3 交通規制等交通管理体制の整備

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・広域交通規制対象道路・避難路その他の防災上重要な幹線道路・避難場所等防災上重要な施設の周辺道路・がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路・その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路 |
|---|

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

遠田警察署は、災害時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐久性の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。また、災害時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第2 緊急輸送体制

(1) 緊急通行車両の確認申出と標章等の受理

町が保有する車両等で、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、災害発災前にあらかじめ緊急通行車両の申出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領に基づき行う。

(2) 関係機関との輸送体制

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制の構築を図る。

(3) 輸送拠点の確保

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時補完等のための輸送拠点を定める。

また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等を含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

第 1 1 節 避難対策

大規模な災害時には、火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、事前に、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、そして、ある程度の設備が整っている小・中学校等の避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定する。

また、避難所の運営管理にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるほか、避難の長期化等必要に応じたプライバシーの確保、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を把握し、適切に配慮する。

さらに、愛玩動物の避難についても、可能な限り対応する。

■実施機関

防災管財課、町民生活課、まちづくり推進課、健康福祉課、長寿支援課、教育総務課、建設課、子ども家庭課、産業振興課

第 1 避難誘導體制

町は、避難の指示等の発令について、避難の指示等の発令に関する判断基準・伝達方法マニュアルの基準に基づいて実施する。また、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難誘導は以下の避難体制に従い実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・誘導責任者は町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官とする。・誘導員は当該地域の自主防災組織リーダー等とする。・町職員を避難場所及び危険区域に配置する。・町長は、警察署等開設する避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘 |
|---|

導の応援を要請する。

第2 水害、土砂災害における避難情報

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。市町村が避難情報を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努めるものとする。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	市町村
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨、高潮に関するもの	

2 避難の指示等の発令対象区域の設定

(1) 水害

町は、洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難の指示等の発令基準を設定する。また、避難の指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

その他河川については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難の指示等の発令基準を策定する。また、避難の指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難の指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難の指示等の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に情報絞って避難の指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 土砂災害

町は、土砂災害の避難の指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険区域等を避難の指示等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険区域等に避難の指示等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難の指示等を発令することを検討する。

第3 指定緊急避難場所の確保

町は、火災、水害等の災害から管内の住民が避難するための場所について都市公園、グラウンド、学校など公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、住民等に周知徹底を図る。

避難場所として指定する場合、高齢者、乳児、障害者等避難行動要支援者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。また、指定緊急避難場所を指定し、住民に周知する。

- ・火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- ・浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ・地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- ・臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- ・危険物施設等が近くにあること。
- ・対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。

第4 避難所の確保

町は、風水害、火災等による焼失等により住居を失った住民及び災害時における相互応援協定締結自治体等の被災者を収容するための避難収容施設（学校等）をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

なお、町は避難所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

1 避難所の種別

円滑に避難活動が行えるよう、次のとおり3段階に避難所を位置づける。

一時避難所	木造の集会場等は一時避難所として、一時的な避難のための集合場所として位置づけ、建物の被災状況、周辺の火災延焼状況等を判断した上で指定避難所に移動する。
指定避難所	堅牢な耐震・不燃化建築物である町体育館、小・中学校を指定避難所として指定し、炊き出し、生活必需品等の配布など救援・救護活動を長期的に実施する避難収容施設として位置づける。
福祉避難所	指定避難所では生活に支障をきたす要配慮者を対象に、堅牢な耐震・不燃建築物等で、なおかつバリアフリー化された特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、デイサービス施設等を福祉避難所として位置づける。

2 避難所の選定

避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- ・救援、救護活動を実施することが可能であること。
- ・給水、給食等の救助活動が可能であること。
- ・その他の被災者が生活する上で適当と認める場所であること。
- ・堅牢の耐震・不燃化建築物であること。

3 避難所の施設・設備の整備

避難所の施設・設備の整備にあたっては、次の事項に留意する。

- ・貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等
- ・暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

- ・テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。
- ・停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ・指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保
- ・避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努める。

4 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、避難所運営マニュアルの内容に準じ行う。

- ・避難所の管理責任者等をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- ・避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。
- ・避難者数を想定して、必要最小限の水、食糧、毛布等の備蓄に努める。
- ・学校教育施設を避難所として使用する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。
- ・指定した避難所の施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実を努める。
- ・ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ受け入れ体制を整備する。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定する。
- ・男女及び性的マイノリティ（LGBT等）、また子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止のため、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- ・住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- ・運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておくこと。
- ・避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- ・指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【資料】 避難所、避難場所一覧（略）

【資料】 福祉避難所一覧（略）

5 福祉避難所の確保

（１） 福祉避難所の指定及び整備

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、町は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

（２） 福祉避難所の公示

町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（３） 福祉避難所の指定基準

イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

ロ 災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ハ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（４） 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

6 感染症の自宅療養者への対応

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとされている。この際、町は県と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第5 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

学校は、災害時における、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ策定し、町及び教育委員会は、その把握に努める。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、災害時又は町等が避難の指示等の発令を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいて、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も併せて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第6 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への避難路等を明確にし、指定する場合、次の事項に留意する。また、避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）については、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

- ・十分な幅員があること。
- ・万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。
- ・崖崩れ等の危険区域を通過しない経路であること。

第7 避難計画の整備

1 町の対応

町は、次の事項に留意し、避難計画を整備する。

- ・避難の指示等を行う基準及び伝達方法
- ・指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- ・指定避難所の名称、所在地、収容人員
- ・避難路及び誘導方法

2 公的施設及び不特定多数の人が集まる施設の管理者の対応

学校、病院、体育館、文化会館等、不特定多数の人が集まる施設の管理者は、大規模な災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、防災教育、訓練を行うよう努める。

第8 避難に関する広報

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した資料の住民への配布等を積極的に行う。また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、防災行政無線等の適切な保守点検に努めるとともに、SNS等の有効的な利用に努める。

第9 応急仮設住宅対策

町は事前に、応急仮設住宅の建設に関し、各種災害に対する安全性に配慮した公有地等建設可能な場所を選定し、仮設住宅整備計画を策定する。

【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略）

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、県が「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をするよう供給体制の整備に努める。

第10 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 避難対策

（1）マニュアルの作成

町は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

（2）情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

（3）備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される庁舎等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

4 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交

通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

5 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

6 帰宅支援対策

町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）の帰宅困難者の移動支援対策を検討する。また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第12節 食料・飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

■実施機関

企画財政課、税務課、健康福祉課、長寿支援課、水道事業所

第1 地域住民等のとるべき措置

1 町民及び事業所等の対応

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。

2 町の対応

町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。また、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の備蓄に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備

蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第3 食料及び生活物資の確保

1 食料の調達、供給活動関係

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の食料の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、食料の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

2 生活物資の確保

町は、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、最小限の生活物資の確保に努める。

3 データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第4 飲料水の確保

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、飲料水・防火用水兼用の地上式貯水槽の整備及び適切な維持管理を図り、災害時に即座に給水活動を実施できるように努める。さらに、日本水道協会宮城県支部などの関係機関との災害相互応援計画等に基づき、必要に応じ応援要請を行い、応急給水体制の確立を図る。

水道事業管理者は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

第5 燃料の確保

大規模災害時には、交通の途絶及び停電・避難の長期化等により、防災拠点及び避難所等の発電機、暖房器具、公用車用の燃料が不足あるいは欠乏することが予測されることから、町は、ガソリン、灯油及び軽油等の流通備蓄等を検討する。発災後の早い時期に、防災拠点、避難所及び公用車等に燃料を供給し、救助活動が速やか、かつ、円滑に実施できるように、物資供給に関する協定の締結団体等に燃料等の供給を要請する。また、予め燃料等の要請手続を確認するとともに供給体制の確立を図る。

第 1 3 節 廃棄物対策

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するとともに、混乱の中でも行えるリサイクルのための分別方法や排出方法を定め、啓発を行う。

■実施機関

町民生活課、大崎広域リサイクルセンター、大崎広域東部クリーンセンター、大崎広域東部衛生センター

第 1 処理体制

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策が組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第 2 主な措置内容

1 緊急出動体制の整備

大崎広域東部クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備に努める。また、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

2 避難所の生活環境の確保

町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。また、災害時に仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の調達を迅速かつ円滑に行えるよう、体制の整備に努める。

第 1 4 節 ボランティアのコーディネート

近年の各種災害において、ボランティアの活動は救援活動上が大きな役割を果たしてきた。今後、ボランティア団体等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入や登録等に関する機能分担をあらかじめ

め十分調整する。

■実施機関

健康福祉課、町社会福祉協議会、自主防災組織

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務（一般ボランティア）	・避難所の運営 ・災害ボランティアセンターの運営補助 ・炊き出し、食料等の配付 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・避難行動要支援者等の介護補助 ・泥かき、瓦礫整理等の清掃活動 ・児童の遊び相手、託児代行 ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	・救護所等での医療、看護、保健予防 ・外国人のための通訳 ・被災者のメンタルヘルスケア ・高齢者、障害者等への介護 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・被災住宅地の危険度判定 ・災害ボランティアコーディネート ・IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 一般ボランティアの受入体制

1 一般ボランティアの受入体制づくりの担い手

一般ボランティアの受け入れは、災害の発生時には美里町社会福祉協議会が中心となっていく。そのため、発災時に速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、町は、県、関係団体等と協力し、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。また、町民を対象として、養成に関わる費用の一部を補助することを検討する。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

美里町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確

認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

美里町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、町社会福祉協議会、NPO法人等関係機関、県社会福祉協議会と協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

第3 専門ボランティアの登録

平成26年1月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第4 日本赤十字社宮城県支部の活動体制

大規模な災害時には、行政等の救護機関だけに頼らず県民相互の自主的できめ細やかなボランティア活動が、防災活動の進展に極めて意義深いことから、県民の防災意識の高揚と安全で有効な活動を期するため、積極的にこれを推進する。

1 赤十字の防災ボランティア

(1) 赤十字奉仕団員

(2) 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体

(3) 災害時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

2 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、日本赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

3 関係機関との連携

防災ボランティア活動を有効に推進するため、活動場所、活動内容、受け入れ等について詳細な情報を必要とするので、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第15節 要配慮者への対応

大規模災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、また、旅行者等も被災することが考えられ、その場合一般住民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておく。

■実施機関

町民生活課、健康福祉課、長寿支援課、子ども家庭課、教育総務課、自主防災組織

第1 避難行動要支援者への対策

災害時に、自ら避難することが難しく、避難するために特段の支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、身体的機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、町は、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携して、避難行動要支援者の災害対応に万全を期する。

1 避難行動要支援者名簿作成及び整備

避難行動要支援者の本人確認及び避難誘導にあたっては、特に家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自主防災組織、民生委員・児童委員の協力を得て行う。

町は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認が行えるよう、避難行動要支援者名簿を作成、定期的に更新するものとする。避難行動要支援者名簿は避難行動要支援者の居住状況、支援を必要とする事由等が適切に反映されたものとし、情報伝達、避難支援、安否確認体制等を整備する目的で、避難行動要支援者本人の同意を得て、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など避難者支援等に携わる関係者に提供できるものとする。また、町は名簿情報の漏えいを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。

2 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、災害等の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な

避難のために、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる。

(1) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画を作成し、作成した避難確保計画を町に報告するものとする。

なお、これを変更したときも、同様とする。

ア 防災体制

イ 避難誘導

ウ 施設の整備

エ 防災教育及び訓練の実施

オ そのほか円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

要配慮者利用施設の管理者等は、作成した避難確保計画に基づいた避難訓練を実施する必要がある。この訓練の実施の際には、ハザードマップを活用し、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、地域の実情に合わせた避難訓練の実施が重要である。

なお、要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

【資料】 要配慮者利用施設一覧（略）

(2) 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。また、避難確保計画の作成にあたっては、積極的に支援を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設について必要な指示を行い、その指示に従わないときは、その旨を公表するなど避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとるものとする。

3 社会福祉施設の安全対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年度や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な避難行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴等を考慮し方法を確立しておく。

4 在宅の要配慮者の災害予防対策

町は、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要配慮者支援マニュアルを作成するとともに、在宅の要配慮者を的確に把握しておく。その際には、プライバシーに十分配慮するとともに、個人情報保護を徹底する。

5 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指

定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第2 外国人支援対策

災害時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は、県及び関係機関と連携して次の外国人支援対策を進める。

- ・ 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、適切な配慮を行うこと。
- ・ 外国語対応の防災に関する資料を作成・配付すること。
- ・ 防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。
- ・ 町が行う防災訓練の実施にあたって、地域に住む外国人を含めること。
- ・ 災害時の広報活動等に備え、通訳者等、必要な人員の確保を行うこと。

第3 旅行者への対策

町は、地理に不案内な旅行者に対して、災害時に迅速な被害状況や応急対策に関する情報提供が行えるよう、旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

1 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

2 外国人旅行者の安全確保

外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町及び県は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月策定、国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第4 事前申込手続きの検討

町は、避難時の要配慮者の避難を確実に実施するために、事前に要配慮者からの自主的な申し出により、本人の所在地情報等を整備し、自主防災組織等への情報伝達などを含む事前申込手続きを検討する。

第16節 防災訓練の実施

災害時に、町、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるようにするとともに、各防災関係機関は、防災意識の普及、高揚を図ることを目的とした防災訓練を行うものとする。

また、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等を考慮して取り組むものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

■実施機関

防災管財課、健康福祉課、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、自主防災組織

第 1 町の防災訓練

町では、国が定めた防災の日である 9 月 1 日及び 8 月 30 日から 9 月 5 日までの防災週間に合わせて、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は、平成 15 年 7 月 26 日発生の宮城県北部連続地震及び平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災の教訓を生かし、自助・共助・公助が融合した訓練を実施するものとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、要配慮者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズ及び視点の違い等に配慮するものとする。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。さらに、町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。訓練の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------|------------|
| ・災害対策本部運用訓練 | ・職員招集訓練 | ・通信情報訓練 |
| ・広報訓練 | ・避難訓練 | ・警備、交通規制訓練 |
| ・火災防御訓練 | ・救出救護訓練 | ・緊急輸送訓練 |
| ・炊き出し、給水訓練 | ・水害防止訓練 | ・自衛隊災害派遣訓練 |
| ・その他 | | |

避難所運営訓練については、学校等が避難所となることを想定し、地域、自主防災組織、学校及び保護者と連携して実施する。

第 2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- | |
|---------------------------------|
| ・災害の規模、地域被害の程度等を明らかにする。 |
| ・関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。 |
| ・避難行動要支援者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。 |
| ・訓練結果について、事後に検討を行う。 |

第 17 節 防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には住民が自らを災害から守る「自助」、地域社

会がお互いを守る「共助」という防災の基本に基づき、近隣の要救助者・要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

■実施機関

防災管財課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課、幼稚園、小中学校、保育所、大崎地域広域行政事務組合消防本部、消防団、消防団後援会連合会、女性防火クラブ連合会、自主防災組織

第1 防災知識の普及、徹底

1 町職員への防災知識の普及

災害時には、町は災害対策の中枢を担い、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する行動計画の作成・配付、研修会等を通じ、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

町は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、職員の派遣を実施する。実施に際しては、広報紙等を活用し、広く周知するとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割分担等を住民に周知させる。

町は、次に定めるところにより、各々の所掌業務に関し、住民に対する防災知識普及に努める。

- ・広報紙等を活用して防災知識の普及を図るほか、防災に関するしおり・パンフレット・チラシ等を作成、配布し、防災知識の周知に努める。
- ・防災訓練、防災上重要な施設、災害に関する知識等の映像等を活用し、又は編集し、社会教育活動、講習会等の利用に供する。
- ・防災関係行事を通じ、広報車を利用し、防災知識の普及に努める。
- ・各種展示会等を利用し、又は防災展示会を開催し、防災知識の普及に努める。
- ・町ホームページを活用する。
- ・インターネットを活用する。

(1) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断で

きるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(3) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 普及内容

町は、次の事項について普及に努める。

平素の心得	・家屋等の点検（家具・ブロック塀等の転倒防止） ・火災の防止 ・応急救護の修得（救命講習会の開催） ・ハザードマップの内容確認 ・最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策 ・燃料の残量の把握、予備燃料等の確保・備蓄 ・注意報・警報発令時や避難の指示等の発令時にとるべき行動 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・避難場所での行動等防災知識 ・災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」等の利用
災害時の心得	・情報の収集方法 ・自主避難 ・家屋等の補修 ・非常品の持出し

4 要配慮者及び観光客等への配慮

(1) 要配慮者への配慮

町は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、防災知識の普及においては要配慮者等に配慮し、以下の項目について実施に努める。

- ・障害者、高齢者の常備品等の点検
- ・介護者の役割の確認（民生委員・児童委員等への周知）
- ・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮

(2) 観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフ

レットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

第2 学校等教育機関における防災教育

校長又は園長等は、自らあるいは防災主任等に指示し、児童・生徒、幼児の災害に関する知識が深まるよう、日ごろから必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的 to 実施する。また、大規模災害に対応するため、行政区や自主防災組織等との連携を図るよう努める。

教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座等で防災に関する内容を取り入れ地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

町並びに教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

- ・ 学校行事としての防災教育：校長、園長及び防災主任等
- ・ 防災マップづくり：町及び自主防災組織
- ・ 防災訓練や避難訓練等の実施：町及び教育委員会
- ・ 学校防災計画や学校防災マニュアルの策定：町及び教育委員会並びに防災主任等
- ・ 消防団員等が参画した防災教育：町及び教育委員会

第3 町民の取り組み

被害の大きさは町民の心構えや備えによって大きく異なることから、町民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家屋等の点検、最低3日間の食料及び飲料水等の備蓄、家族内の連絡体制、避難先及び非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の要救助者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。

第4 災害教訓の伝承

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第18節 地域における防災体制

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成・指導に努める。

■実施機関

防災管財課、まちづくり推進課、大崎地域広域行政事務組合消防本部、自主防災組織
--

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導

1 町の役割

町は、災害対策基本法第5条の規定により、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなくてはならない。

- ・行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- ・大規模災害に対応するため、また、高効率な共助を実践するため、自主防災組織間の連携を指導し、自主防災組織連絡協議会等の設置について働きかける。
- ・県と協力し、自主防災組織リーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- ・自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

2 自主防災リーダー講習会等の開催

町は、各行政区に自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の担い手である地域防災リーダーを育てるため、県と連携し、防災に関する知識・技術を学ぶ講習会等を開催する。また、地域防災リーダー等の資質向上のために再講習の開催に努める。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

自主防災組織は、災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練等を実施するとともに、県、町等が実施する防災訓練へ参加する。

消火訓練	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を地区別に実施する。
避難訓練	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び要救助者に対する応急手当の方法等を習得する。
その他訓練	炊き出し訓練、給水訓練、地域性を考慮した各種訓練

(2) 防災知識の普及

町は、災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(3) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域の組織体制や防災備品、危険区域等の防災点検を実施する。

(4) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するためには、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるよう保管する。

2 災害時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ・地域内の被害情報の収集方法
- ・防災関係機関連絡網
- ・連絡機器の使用方法
- ・防災関係機関との連絡方法
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- ・要配慮者の安否確認方法

(2) 出火防止及び初期消火

自主防災組織は、家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

自主防災組織は、がけ崩れ等により建物の下敷きになった者が発生した時や床下浸水等の水害が発生した時は、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、要救助者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

町長若しくは警察官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速、かつ、円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては次の点に留意する。

- ・避難誘導責任者(町職員、消防職員、消防団、警察官、交通安全指導隊)は、火災、危険物、がけ崩れ等の危険がないかを確認しながら実施する。
- ・円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限のものとする。(タオル、着替え、薬)
- ・高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもと避難させる。

(5) 給食・救援物資の配付及びその協力

自主防災組織は、被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

3 自主防災組織への支援

町は、地域防災力の強化の一貫として、「地域づくり支援事業」等により、新たな自主防災組織の立ち上げや、防災資機材等の整備を図るための購入支援をする。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第19節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関

防災管財課、産業振興課、農業委員会事務局、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等と呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

1 企業等の活動

(1) 事業継続上の取組の実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの

供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

（２） 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

（３） 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法のほか関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

２ 町及び防災関係機関の役割

（１） 防災に関するアドバイスの実施

町及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（２） 企業防災の取組支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。また、町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

（３） 企業の防災力向上対策

町及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進める

とともに、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

(4) 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、町は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、あらかじめ事業継続計画等を策定し、事業継続及び早期事業再開に取り組むものとする。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う

- ・ 防災訓練の実施
- ・ 従業員等の防災教育
- ・ 情報の収集・伝達体制の確立
- ・ 火災その他災害予防対策の確立
- ・ 避難対策の確立
- ・ 応急救護の確立
- ・ 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- ・ 施設耐震化の推進
- ・ 施設の地域一時避難所・避難場所としての提供
- ・ 地元消防団との連携・協力
- ・ 自主防災組織との連携・協力

第20節 災害種別毎予防対策

第1 火災予防対策

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

■実施機関

1 防災活動の促進

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱い方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民指導の強化

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識などの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブ、幼少年消防クラブが町内全域に設立されるよう育成指導に努める。

(3) 出火防止のための査察指導

町および消防機関は、火災の防止がその建物等の維持管理状況に負うところが大であることから、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して、指導、助言を行う。

(4) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火対策が重要である。

このため、町は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

2 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町、消防本部における消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう設備整備を積極的に進める。

(1) 町

町は、消防団の消火活動に必要な資機材や体制の整備に努める。

(2) 消防本部

消防本部は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）を踏まえて作成する消防施設整備計画により、消防施設等の充実を図り、消防力の強化に努める。

3 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等はじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制

の推進を図る。

- ・消防団員の知識・技能等の地域社会への普及
- ・地域住民の消防団活動に対する理解の促進
- ・消防団への参加・協力の環境づくりの推進
- ・女性消防団員の加入促進
- ・事業所に対する協力要請
- ・消防団員の資質向上を図るための教育・訓練の充実
- ・施設・設備の充実

4 消防水利の整備

町は、災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができなくなるおそれがあることから、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、用水路等を活用する消防水利の多様化を促進する。

5 消防計画の充実強化

町は、消防団の活動については、適切かつ効果的な消防活動を行うための消防団規則・活動要領の充実を図る。

消防本部については、大崎地域広域行政事務組合消防本部が別に定める「消防計画」によるものとする。

6 情報の収集・伝達体制の整備

町は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

7 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有

効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

第2 林野火災予防対策

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、森林の適切な保育管理のため、林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去と併せて、除・間伐等の保育を適切に行う。

第3 危険物等災害予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物施設等による災害の未然防止を強力に推進する。

■実施機関

防災管財課、町民生活課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

1 危険物施設

(1) 安全指導の強化

町、消防機関及び関係機関は、危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 施設の基準維持

危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 自衛消防組織等の育成

町、消防機関及び関係機関は、事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(4) 防災用資機材の整備

町、消防機関及び関係機関は、複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防

力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

【資料】危険物等施設一覧（略）

2 高圧ガス施設

高圧ガス販売所・貯蔵所等の事業者は、法令等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

3 毒物・劇物貯蔵施設

町、消防機関及び関係機関は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物に関して、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者、タンク等の貯蔵設備を有する施設を把握しておく。

第4 鉄道災害予防対策

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

町は、必要に応じて東日本旅客鉄道株式会社仙台支社が行う予防対策に協力する。

第5 道路災害予防対策

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行う。

■実施機関

仙台河川国道事務所古川国道維持出張所、北部土木事務所、建設課

1 道路施設

それぞれの道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険区域について、防災工事等を実施する。

(2) 橋梁

町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。

(3) 道路附属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努める。

2 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努めるものとする。

4 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

5 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第21節 行政機関の業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、あらかじめ業務継続計画（BCP）等を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

町は、広報車、防災行政無線及びSNS等を活用し、また、自主防災組織を通じて気象情報等の周知を図る。

気象庁は、平成25年8月から、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために新たに「特別警報」の運用を始めた。

町が特別警報の伝達を受けた時は、直ちに住民に伝達するものとする。

■実施機関

防災班、管理班、広報班、仙台管区気象台、県防災推進課、土木部防災砂防課、河川課、北部土木事務所、北上川下流河川事務所

※実施機関欄の班表示は、本章、「第2節 防災活動体制」、「第2 災害対策本部」、「7 災害対策本部の組織及び分掌事務」による。

第1 防災気象情報の伝達周知

1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了して		

いることが基本		
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発

注 意 報		表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

	・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 k m 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 k m ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 1 0 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時 1 0 分ごとに更新している。
早期注意情報 (警報級の可能性)	5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位 (宮城県東部、宮城県西部) で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (宮城県) で発表される。 大雨に関して、[高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続い

	ているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難の指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

※特別警報・気象警報・注意報基準は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕「第3章 災害応急対策 第1節 防災気象情報の伝達 第2 防災気象情報」を準用する。

2 東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、同法11条第1項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所又は宮城県と仙台管区気象台が共同して、当該河川が破堤はん濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりとする。

また、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。浸水が想定される区域に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう当該施設との連絡方法を定めておく。

(1) 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難発令判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

(2) 洪水予報を行う河川名とその区域（本町関係分のみ）

予報区域名	河川名	区 域
鳴瀬川	鳴瀬川	左岸 大崎市古川引田字堀込道上79番地先から海まで 右岸 大崎市三本木斉田字桜館1番の1地先から海まで
	多田川	左岸 大崎市古川西荒井字東田5番の1地先から 鳴瀬川合流地点まで 右岸 大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から 鳴瀬川合流地点まで
	鞍坪川	左岸 東松島市西福田字長峯6番地の1地先から 鳴瀬川への合流点まで 右岸 東松島市西福田字長峯1番地の4地先から 鳴瀬川への合流点まで
江合川	江合川	左岸 大崎市古川桜の目字下川原75番の18番地から 旧北上川への合流点まで

		右岸 大崎市古川小泉字内高畑 1 番の 1 地先から 旧北上川への合流点まで
--	--	---

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の周知を行う河川名とその区間(本町関係分のみ)

河川名	区 域	
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで
鳴瀬川	左 岸 右 岸	加美町田川合流点から大崎市古川引田まで 大崎市三本木町斉田まで
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで
渋井川	左右岸	大崎市台所橋から 多田川合流点まで
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで
江合川	左 岸 右 岸	大崎市岩出山二ツ石堰から大崎市古川桜目まで 大崎市古川小泉まで
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 江合川合流点まで

3 消防法に基づき、仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う通報

火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は概ね次のとおりとする。

通報基準番号	通 報 内 容
1	最小湿度 45 % 以下、実効湿度 65 % 以下で平均風速 7 m / s 以上の見込みのとき。
2	最小湿度 35 % 以下で実効湿度 60 % 以下の見込みのとき。
3	平均風速 13 m / s (江ノ島、北～東南東 18 m / s) 以上の見込みのとき。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

4 予報・警報等の細分区域 (平成 28 年 10 月 10 日現在)

府 県 予報区	一次細分 区 域	市町村をま とめた地域	二次細分区域 (含まれる市町村等)
宮城県	東 部	東部仙台	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、 富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府 町、大和町東部、大郷町
		石巻地域	石巻市、東松島市、女川町
		東部大崎	大崎市東部、涌谷町、美里町
		気仙沼 地 域	気仙沼市、南三陸町

		東部仙南	角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		登 米 ・ 東部栗原	登米市、栗原市東部
	西 部	西部仙台	仙台市西部、大和町西部、大衡村
		西部仙南	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		西部大崎	大崎市西部、色麻町、加美町
		西部栗原	栗原市西部

5 宮城県土砂災害警戒情報

宮城県と仙台管区気象台は、平成19年8月31日から「宮城県土砂災害警戒情報」の提供を開始している。

《土砂災害警戒情報の目的》

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある時に、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する新たな防災情報

《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として発表される。

なお、仙台市、大崎市、栗原市及び大和町の4市町については、同一市町内において気候特性が大きく異なることから仙台市西部、仙台市東部、大崎市西部、大崎市東部、栗原市西部、栗原市東部、大和町西部、大和町東部に分割して発表される。

《土砂災害警戒情報の内容》

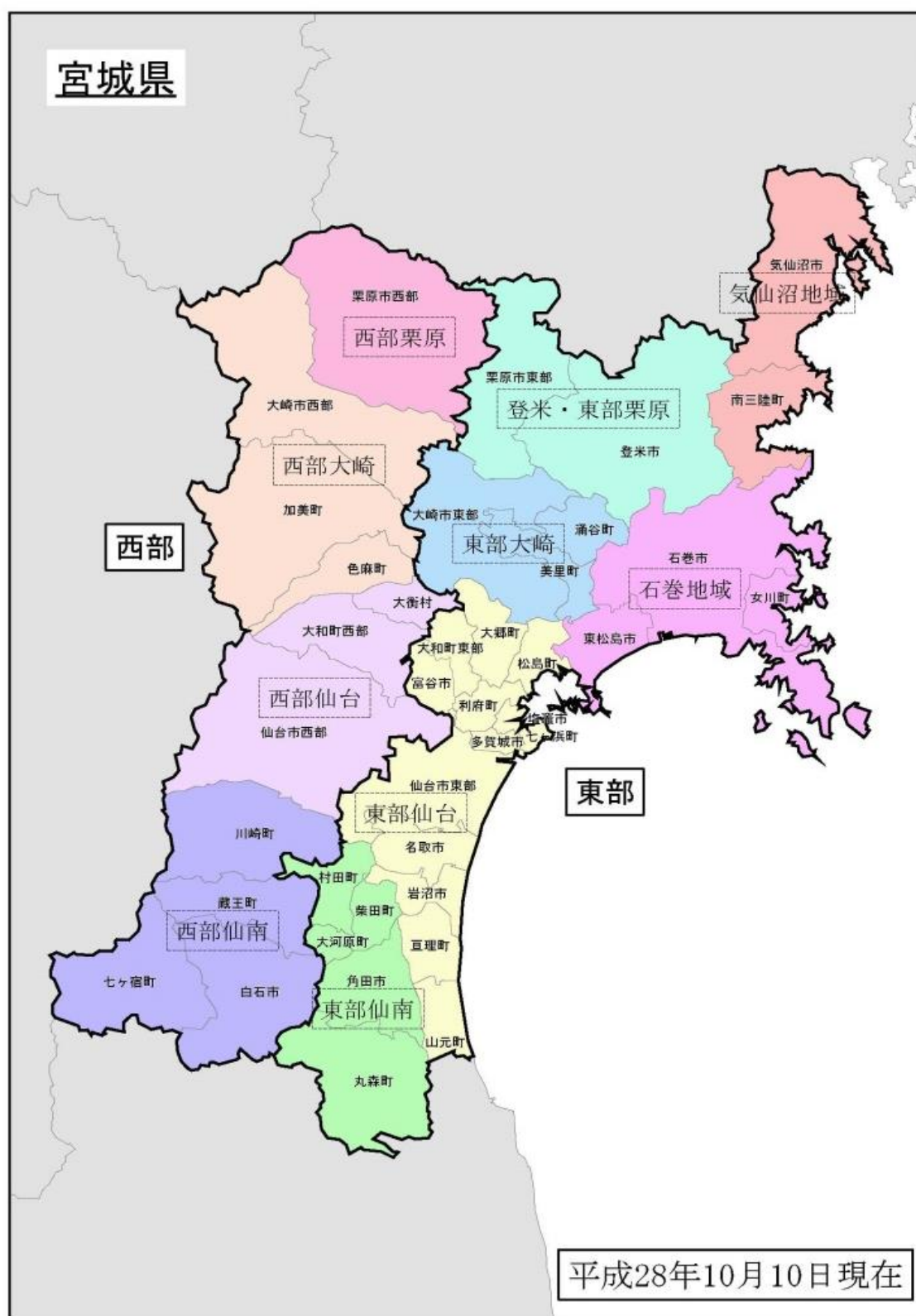
土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものであり、文章部分では土砂災害発生危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）が市町村単位等で記述されており、今後3時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文が記述される。図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域がそれぞれ市町村ごとに色分けして表示され、1時間30ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向、速さ等も表示される。

《土砂災害警戒情報の伝達》

気象台が発表した土砂災害警戒情報は、防災情報提供システムにより県復興・危機管理部防災推進課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達される。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達され、自主避難等にも活用することができる。

県復興・危機管理部防災推進課からは、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報が伝達される。

警報・注意報の細分区域(宮城県)



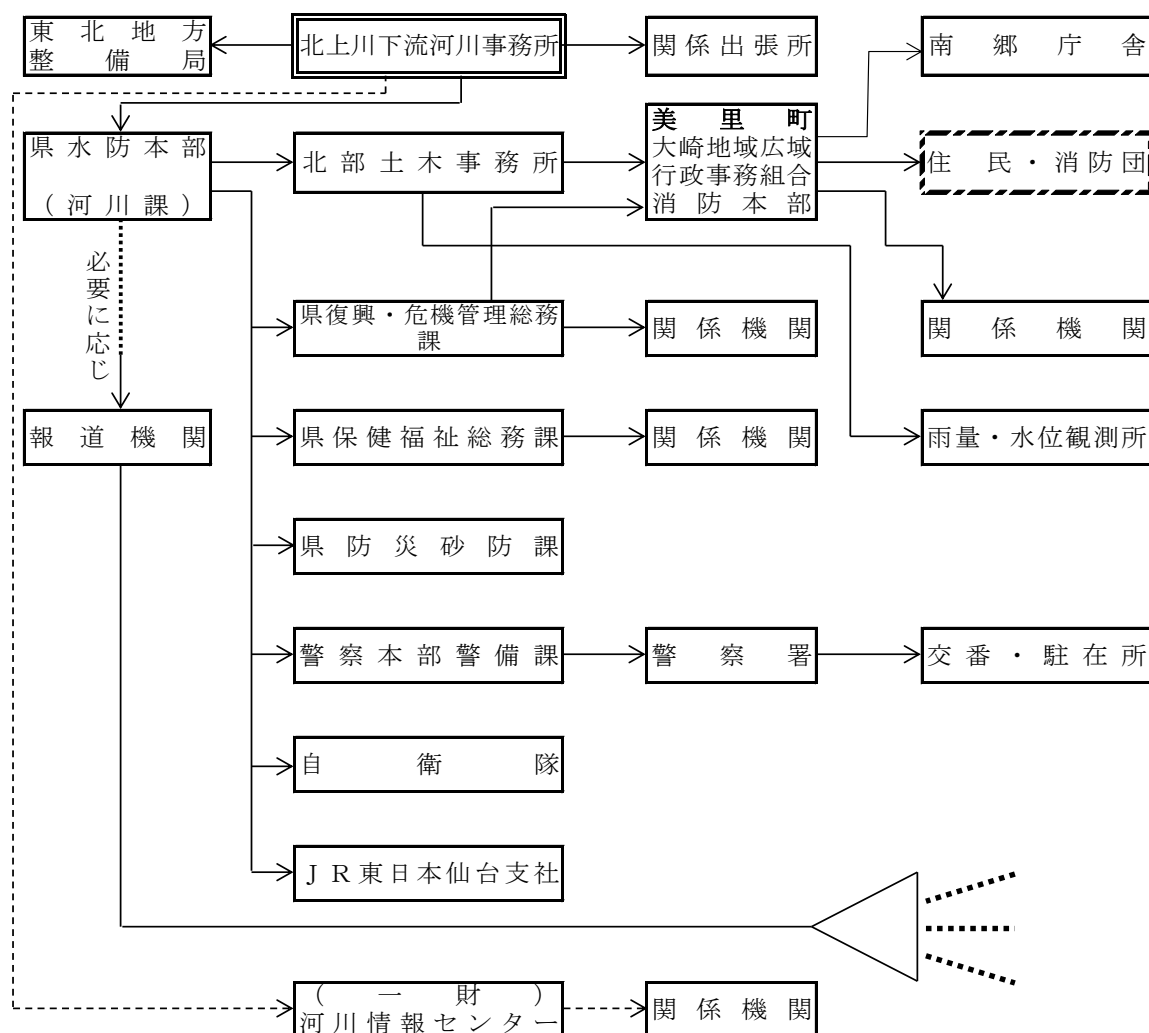
第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発令は、国土交通省北上川下流河川事務所長が行うものとされており、同様に県知事指定の河川については、管轄区域の土木事務所長が行うこととされている。その警報事項については、次図によって速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知される。水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の処置を講ずる。

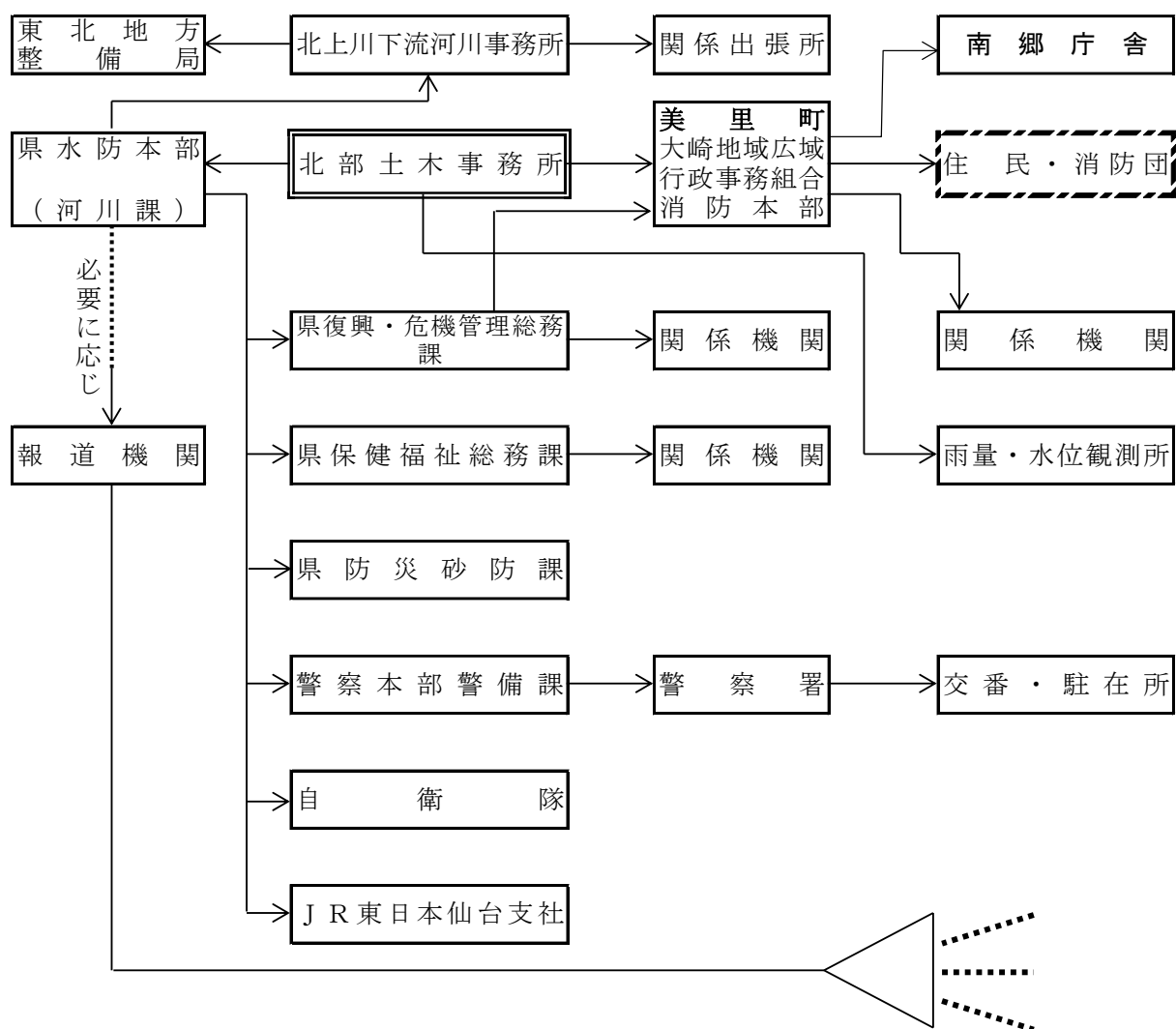
また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれのある隣接水防管理者等に通報するものとする。

町は、浸水が想定される区域に高齢者、障害者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう当該施設との連絡方法を定めておく。

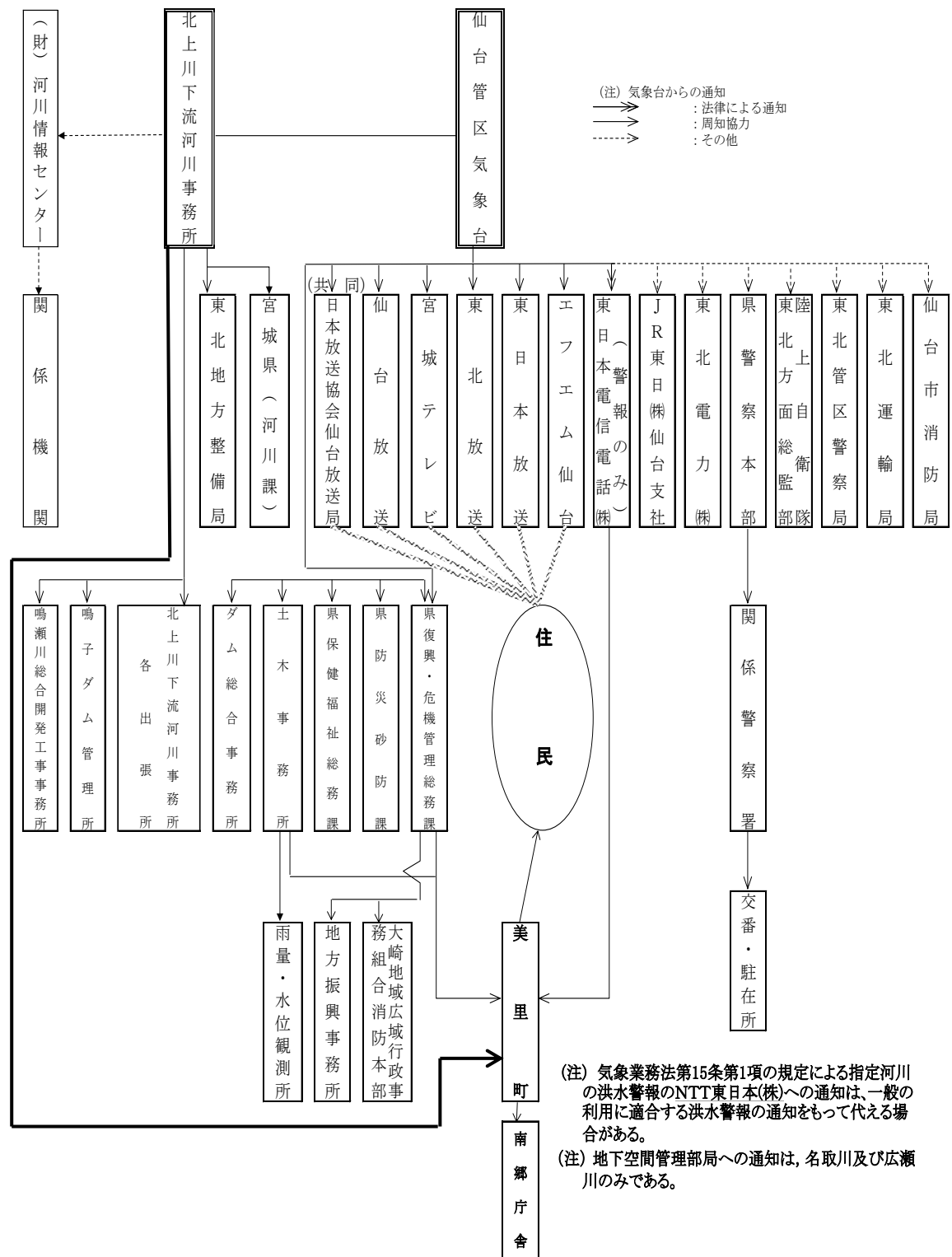
水防警報伝達系統図(国土交通大臣が発令する場合)



水防警報伝達系統図（県知事が発令する場合）

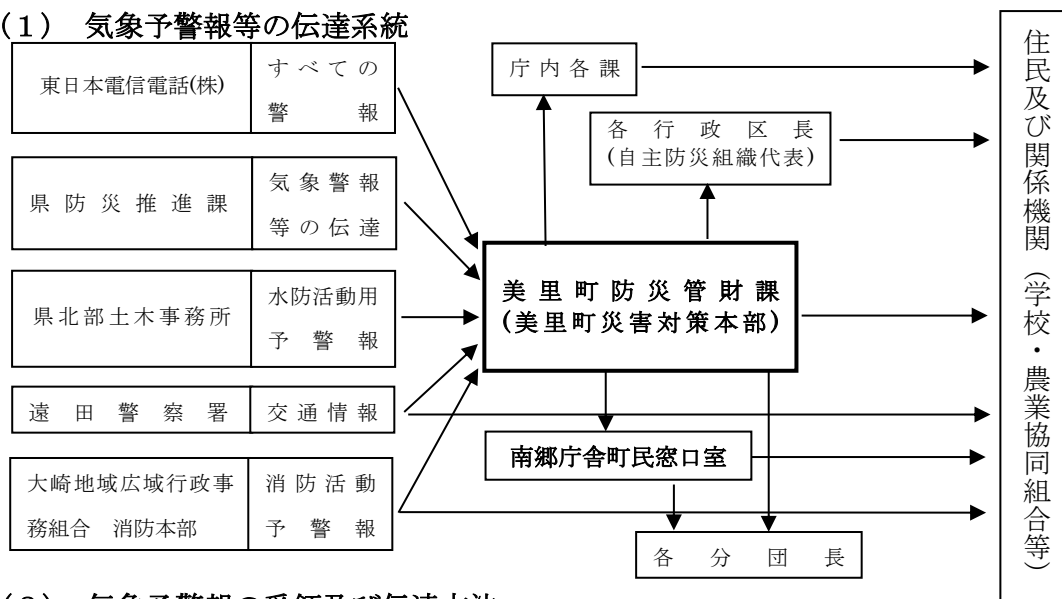


洪水予報伝達系統図



第3 気象警報等の伝達

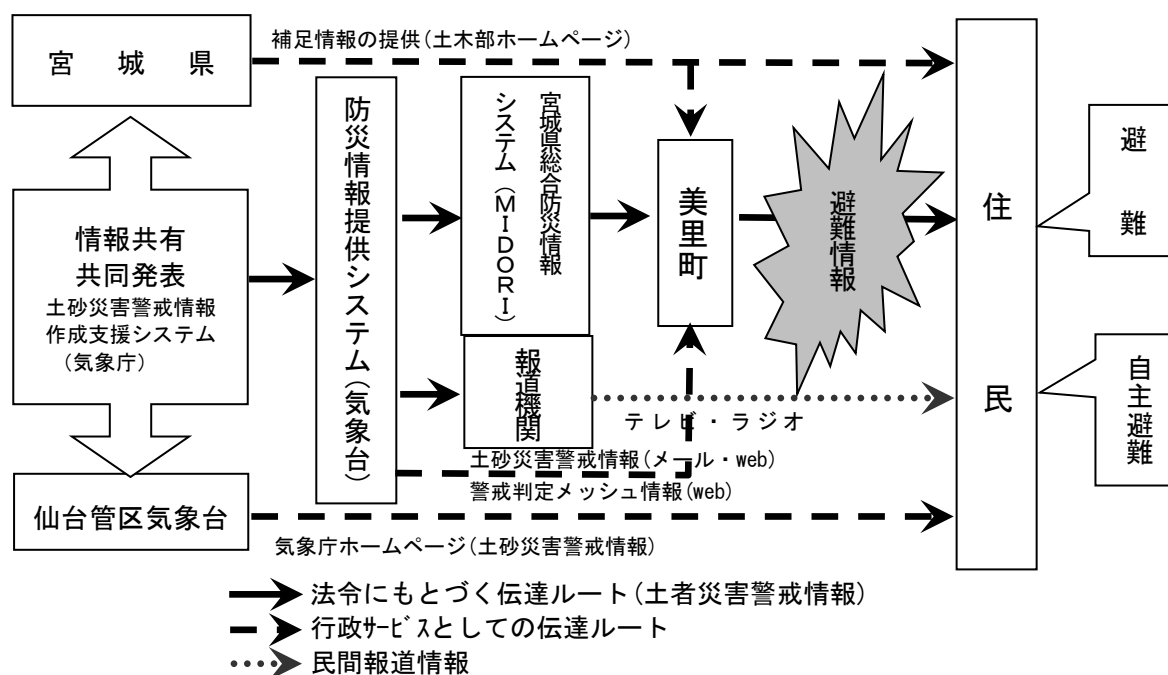
(1) 気象予警報等の伝達系統



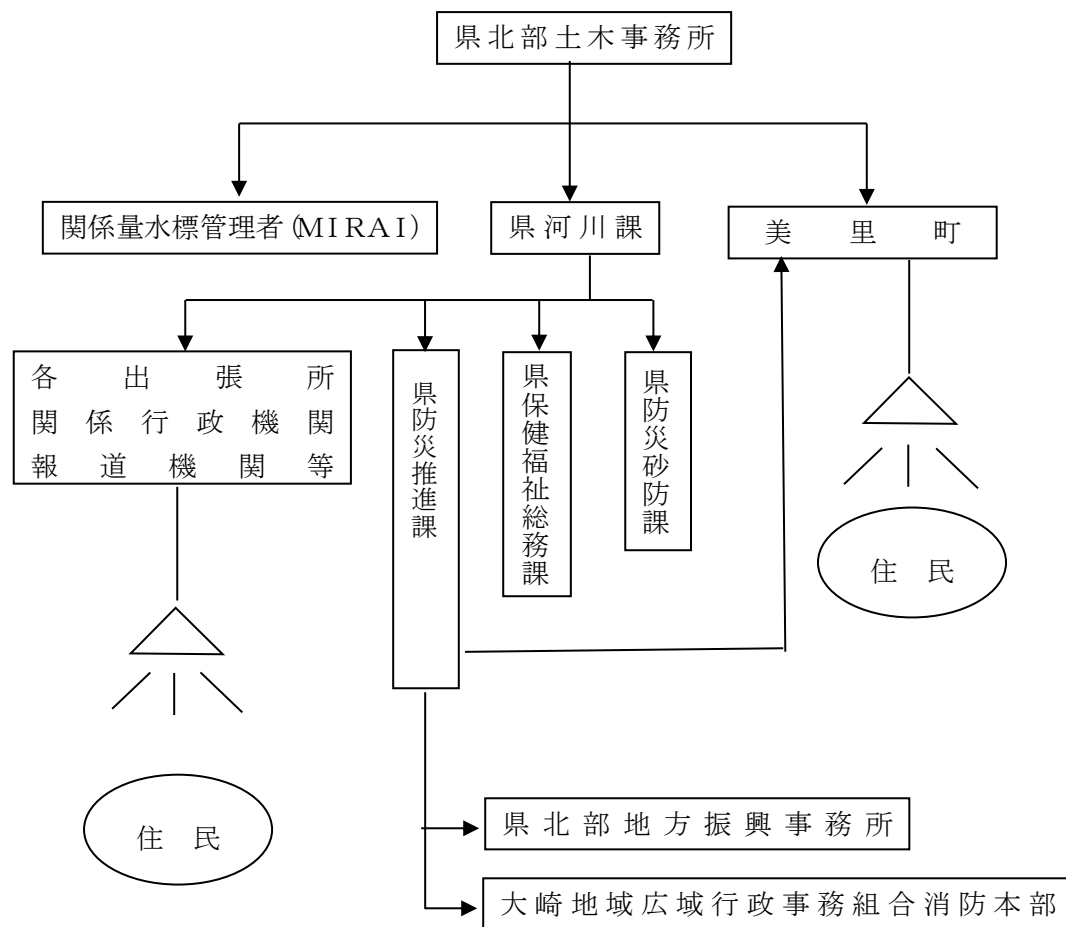
(2) 気象予警報の受領及び伝達方法

- ア 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は防災管財課防災係長が、勤務時間外は警備員が受領する。
- イ 警備員が受領した場合は、直ちに防災係長に伝達する。
- ウ 気象予警報等を受領した防災係長は、防災管財課長に報告する。防災管財課長は町長に報告するとともに、その指示を得て関係各部・課長、関係機関及び住民に通報する。
- エ 住民への伝達は、原則として必要と認める気象予警報について、防災管財課長は町長の指示を受けて、防災行政無線及び広報車により周知を図る。

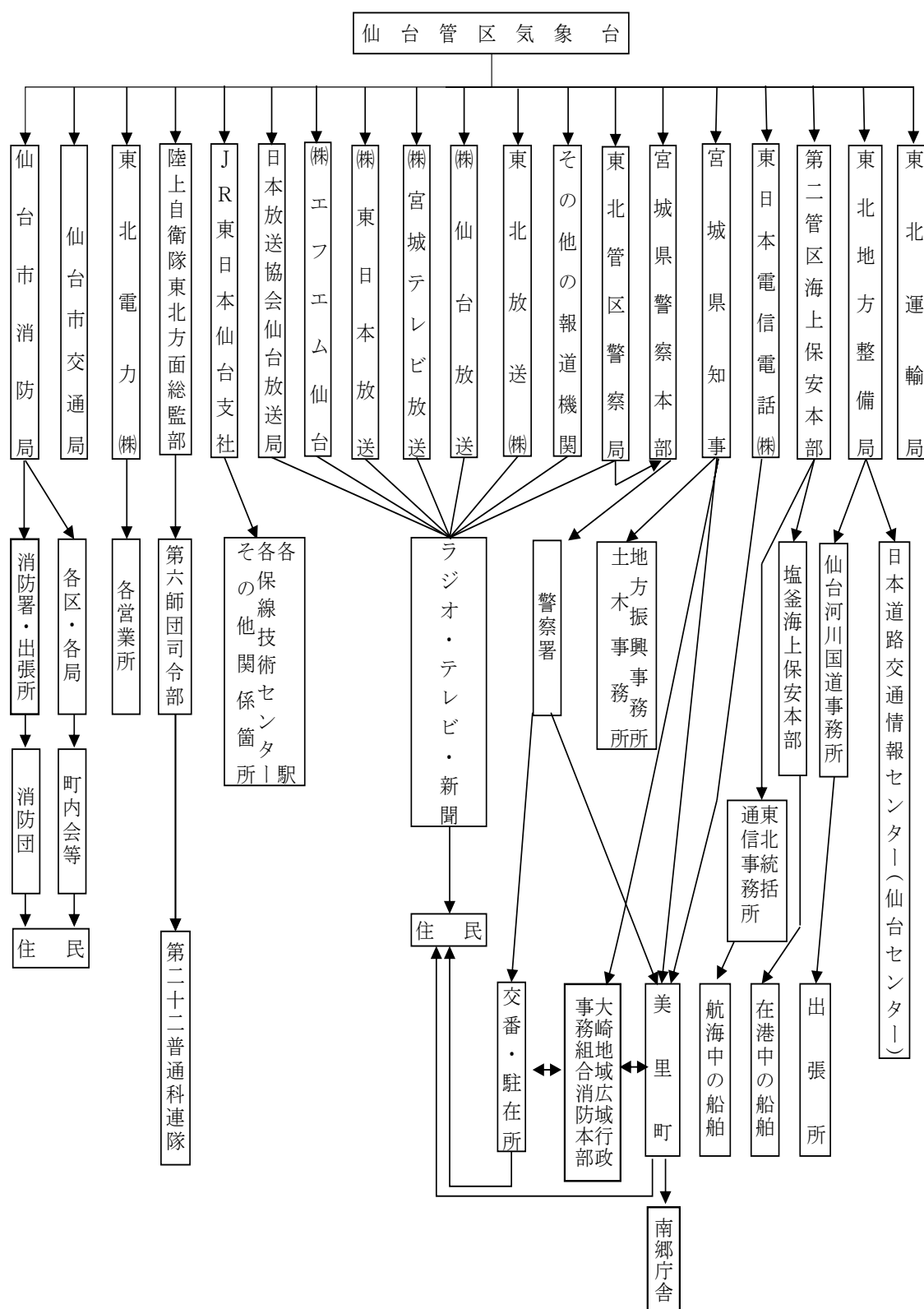
第4 土砂災害警戒情報の伝達



避難判断水位情報（特別警戒水位情報）伝達系統図（県管理河川）



仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統



第2節 防災活動体制

災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。職員行動計画に基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

全職員	・ 配備にあわせた動員及び参集
防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 消防団の動員
大崎地域広域行政事務 組合消防本部	・ 消防職員の動員

第1 町の活動

1 職員の配備体制

町内で相当規模以上の災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令され被害状況を迅速に把握する必要がある場合は、職員を各地に派遣する。

（1）警戒配備（0号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想されるとき、又は町内に災害が発生したとき、若しくはその他特に防災管財課長が必要と認めたときは「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

（2）特別警戒配備（1号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は町内に被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき、若しくはその他特に副町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

（3）特別警戒配備（2号）

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたる被害が発生した場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合、被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「美里町災害対策本部活動要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

■非常配備体制の基準・内容等

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想されるとき、若しくは町内に災害が発生したとき。 ・その他特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部 (本部長：防災管財課長)	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課(所等)長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。 ・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。
	1号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき。 ・町内に被害が発生したとき。 ・台風による災害が予想されるとき。 ・大雨・暴風・暴風雪・大雪の特別警報が発表されたとき。 ・その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(1号) (本部長：副町長)	関係課(所等)長 配備担当職員	・大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部からの指示により関係課(所等)を通じ、各防災関係機関に伝達するものとする。 ・廃止については、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。
	2号	・東部大崎(美里町)に大雨、洪水等の警報又は土砂災害警戒情報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 ・広範囲にわたる被害が発生したとき。 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課の人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(2号) (本部長：町長)	関係課(所等)長 配備担当職員	・特別警戒配備(2号)が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。
非常配備	3号	・町内に相当規模の災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができると全職員。	災害対策本部 (本部長：町長)	本部員(本部会議)	

2 職員の動員体制

(1) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

(2) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に「非常配備体制の基準・内容等」に該当する災害等を覚知した場合、それぞれ所定の職員は指令に基づき、あるいは自主的に登庁し配備につくものとする。

(3) 動員の報告

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び防災管財課長に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(5) 市町村間の応援協定

応援協定を締結している市町村に、必要に応じて応援要請等を行う。また、被害が甚大な場合は、協定締結の有無にかかわらず、近隣又は遠隔の市町村に応援要請等を行う。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- ・ 町内に大規模な災害が発生した場合
- ・ 町内に大規模な災害が発生するおそれがある場合
- ・ 被害が甚大と予想される場合
- ・ 特に町長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場庁舎内に置き、災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

また、町役場が被災した場合は、南郷庁舎、文化会館等の町内の公共施設に災害対策本部を設置する。

3 実施責任者

災害対策本部の本部長は町長を、副本部長には副町長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。

4 本部会議の設置

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を置き、事務局を防災班で行う。

本部会議は、災害予防及び災害応急対策上の重要な事項について、本部長が決定し、

その実施の推進を図る。

●本部会議

本部会議の議長は、町長が総括して進める。

●本部会議の対策内容

- ①気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ②住民の不安を除くために必要な広報
- ③消防、水防その他応急措置
- ④被災者の救助、救護、その他の保護
- ⑤施設、設備の応急復旧
- ⑥防疫その他の保健衛生
- ⑦避難の指示等の発令
- ⑧被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- ⑨県災害対策本部への報告、要請
- ⑩県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ⑪自主防災組織との連携及び指導
- ⑫その他必要な災害応急対策の実施

5 現地災害対策本部の設置

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指名する職員で構成する。

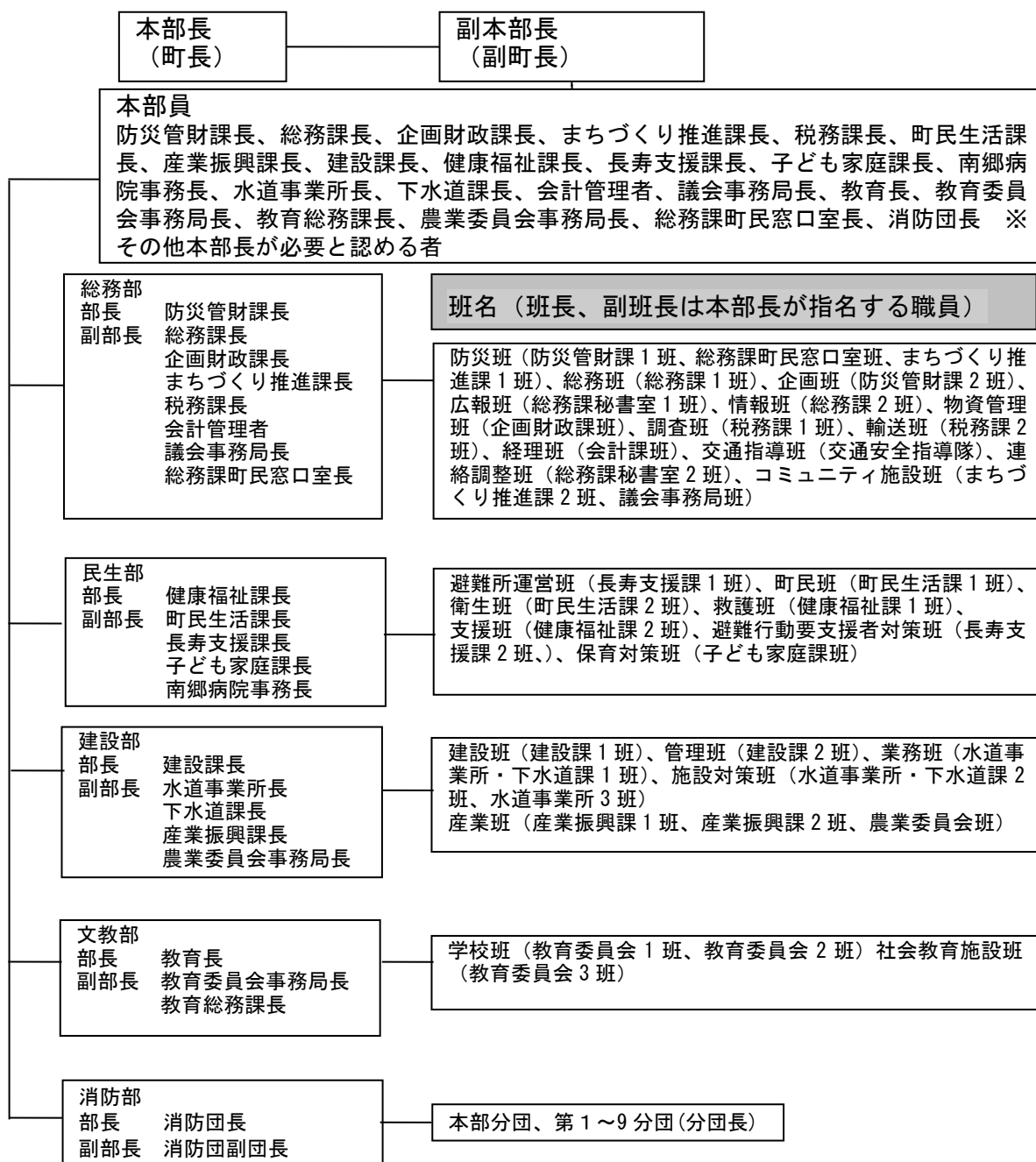
6 災害対策本部の廃止

本部長は、災害が発生するおそれがなくなつたと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策措置が概ね完了したと認められる時に廃止する。

7 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

■災害対策本部組織表



各班の分掌事務については、資料編を参照のこと。

- 【資料】 美里町災害対策本部条例（略）
- 【資料】 美里町災害対策本部運営要綱（略）
- 【資料】 美里町災害対策本部活動要領（略）
- 【資料】 美里町災害対策警戒配備要領（略）

第3 消防機関の活動

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、非常招集の規定により、消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、配備体制により本部の指示に基づき、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。また、被害情報の収集・報告も行う。

第4 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係各社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第5 関係機関等との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。

県の現地災害対策本部が設置された場合、町は、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

第3節 警戒活動

町及び防災関係機関は大雨、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

■実施機関及び担当業務

防 災 班	・警戒体制の発令 ・気象情報の収集及び伝達 ・消防団の動員、消防団による警戒活動
総 務 班	・職員の動員
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・消防職員の動員

第1 警戒体制

東部大崎（美里町）に大雨、洪水等の注意報・警報又は土砂災害警戒情報が発表され、町内に災害の発生が予想され、防災管財課長が必要と認めたときは、「美里町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

特に関係のある課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。

第2 水防活動

- 1 洪水等による災害時は、関係機関は水防活動を実施する。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び町と連携し、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般住民に周知する。

第3 土砂災害警戒活動

町長は、土砂災害の発生のおそれがある場合には、危険区域周辺の警戒活動を行うとともに、県の土砂災害警戒情報を参考に危険と判断される場合、住民に対し、避難のための必要な措置を講じる。

第4 ライフライン、交通等警戒活動

町及び防災・交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生する電気・ガス・水道・通信・道路をはじめとするライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第4節 避難・誘導対策

地区住民等を速やかに避難させるため、町及び防災関係機関は、気象予警報等が発表され、住民等を事前に避難準備することが適当であると判断されるとき、避難準備を呼びかけ、適切な避難の指示等の発令を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	- 警戒区域の設定 - 災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 - 避難所の開設の知事への報告
避難所運営班 救護班	- 避難所の開設 - 避難所の管理 - 避難所の廃止 - 避難者の支援
広報班	避難の指示等の伝達
保育対策班	- 保育所の消防計画に基づく幼児の避難 - 児童館での避難対策
学校班	- 児童生徒の避難対策 - 避難所（学校施設）の提供及び設営補助
コミュニティ施設班	- コミュニティ施設利用者の避難対策 - 避難所（コミュニティ施設・スポーツ施設）の提供及び設営補助
消防団	避難誘導の実施
遠田消防署	避難誘導の実施、避難者の安全確保
遠田警察署	- 警戒区域の設定 - 災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 （町長又はその委任を受けて町長の職権を行使する町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合）

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等）

（1）避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

イ 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等対象とする災害から安全な場所に移動する。

ロ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に

留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

(2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第1 避難情報の指示等

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、町長は住民に対して速やかに避難の指示等を行う。

なお、町長は避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

1 避難情報の指示等を行う者

避難の指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を行う者

- ・町長（災害対策基本法第60条）
- ・警察官（警察官職務執行法第4条、災害対策基本法第61条）
- ・水防管理者（水防法第29条）
- ・知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
（自衛隊法第94条））

(2) 警戒区域の設定権者

- ・町長（災害対策基本法第63条第1項）
- ・警察官（災害対策基本法第63条第2項、水防法第21条第2項）
- ・水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条第1項）
- ・消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- ・消防長又は署長（消防法第23条の2）
- ・災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。
（自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条第3項））

2 町長・県知事の役割

町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示等を行う。また避難指示を行う際に、国又

は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町長から求めがあった場合には、避難の指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

3 地すべり等に係る指示

知事は、洪水若しくは地すべりによる著しい危険が切迫している場合、速やかに町長に状況を伝達する。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

4 警察の役割

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難の指示等、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が行われた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難指示等の発令の内容及び周知

1 避難指示等の発令の基準

避難指示等は次の区分により実施する。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	市町村
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 (立退き避難又は屋内安全確保)	高齢者等避難※	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報(洪水、大雨、高潮)	仙台管区气象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)※大雨に関するもの	

※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

2 周知内容

町長が避難の指示等を行う場合は、次に掲げる事項を明らかにする。

- ・避難対象地域、避難先、避難経路、避難の指示等の理由、その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の指示等をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線、メール配信サービス、宮城県総合防災情報システム(以下「MIDORI」という。)、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を単独あるいは組み合わせて活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 関係機関への連絡

避難の指示等をした者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(3) 周知内容

避難の指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。警察は、避難の指示等が行われた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第3 避難誘導

住民等の避難誘導責任者は、町職員、消防団、交通安全指導隊、消防職員、警察官が担当し、住民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。

各行政区の自主避難を行う場合は、自主防災組織リーダーが避難誘導を行うものとする。

町からの避難の指示等については、避難誘導責任者が行う。

誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ行政区ごとなどの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

1 避難誘導時の留意事項

避難誘導においては、次の事項に留意して行う。

- ・各行政区の避難誘導は、当該行政区の自主防災組織が行い、誘導員は自主防災組織リーダーとする。
- ・危険区域及び避難場所に警察官又は交通安全指導隊を配置し、適切な避難誘導を行う。
- ・必要に応じ、遠田警察署に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
- ・避難行動要支援者を優先する。
- ・災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる行政区内居住者の避難を優先する。

2 避難時の留意事項

避難誘導する者は、避難にあたり、次の事項を避難する住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る）を完全にすること。
- ・携帯品は、必要最小限のものにすること。
(食糧、飲料水、貴重品、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等)
- ・服装は、安全で動きやすい服装とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。

第4 指定緊急避難場所の開放及び周知

町は、災害時には、必要に応じ、避難の指示等の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第5 避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、

住民等に対し周知を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

1 避難所の開設

- (1) 町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所開設の運営

(1) 避難所の管理

イ 適切な運営管理の実施

町は、各避難所の適切な運営管理を行う。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他市町村に対して協力を求める。

ロ 管理者の設置

町は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に関しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

ハ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

ニ 自主防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

ホ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する

ヘ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

町は、それぞれの避難所で受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取に來ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(2) 避難所の環境維持

イ 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ロ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ハ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ニ 感染症対策

町及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(3) 男女共同参画

イ 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性

だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ロ 男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（L G B T等）のニーズの違い等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ハ 女性・子供等への配慮

町は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ニ 運営参加者への配慮

町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

3 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4 避難所の状況の把握

町は、避難所を開設した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保する。また、避難者が必要とする情報を各種の手段を用い適宜提供する。

町は、避難者の状況を県に報告し、県は、避難所の管理運営について指導助言を行う。

5 避難長期化への対処

避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。避難生活が長期化した際には次の事項に留意する。

- ・避難所における自治組織の結成、避難者による自主的な運営の促進
- ・避難行動要支援者である高齢者、障害者、傷病人等への配慮
- ・避難者のプライバシーの確保（授乳、救護、着替え等のための間仕切りの設置）
- ・避難者の実態、年齢別・性別等による視点やニーズの違い等の把握と適切な配慮
- ・長期化した際に必要となる設備、備品の確保
- ・避難者に対する確実な情報の提供

6 学校等が避難所となった場合の措置

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせるまた、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

7 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒及び入園者等を安全に集団避難させる。

- ・避難実施責任者、避難順位及び編成等、避難責任者及び補助者
- ・避難の要領、措置、注意事項等

【資料】 避難所、避難場所一覧（略）

第6 避難の指示等の発令等による広域避難

- 1 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第5節 災害情報の収集・伝達体制

災害時は、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速、かつ、的確に把握する体制を整える。

■実施機関及び担当業務

各班	・被害状況の収集
防災班	・気象、災害情報の収集及び伝達
情報班	・被害状況の収集

広報班	・ 通信手段の確保
調査班	・ 現地調査班の派遣
防災班 物資管理班 企画班	・ 関係機関との連絡調整 ・ 庁舎内施設の保全
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・ 被害状況の収集

第1 災害情報収集・伝達体制

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 被害の収集・伝達

町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、水害、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、現地調査班による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

町は、防災関係機関と連携を図り、町内の被害状況等の迅速な情報収集を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

■被害調査担当責任者

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	防災管財課長	各課（所、室）長、各行政区長、自主防災組織
一般住宅等建物関係	税務課長	各行政区長、自主防災組織
死傷者関係	健康福祉課長	各行政区長
農林水産・商工関係	産業振興課長	各土地改良区、農業協同組合、商工会、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
下水道施設関係	下水道課長	各行政区長
上水道施設関係	水道事業所長	各行政区長
学校施設関係	教育委員会事務局長	各学校長、各施設の長

社会教育施設	教育委員会事務局長 まちづくり推進課長	各施設の長
コミュニティ施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
スポーツ施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
社会福祉施設関係	健康福祉課長	各施設の長
病院等医療施設	南郷病院事務長	各施設の長

3 情報の伝達

町と県との情報伝達においては、主として県防災行政無線を用いるが、県防災行政無線が使用できない場合は、MIDORIを活用して県へ情報の伝達を行う。

町は、防災行政無線、メール配信サービス、MIDORI、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、住民に必要な情報を提供する。また、自主防災組織を通じて必要な情報を住民に提供する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、交換する災害情報は次のとおりである。

- ・災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ・災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ・法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ・その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

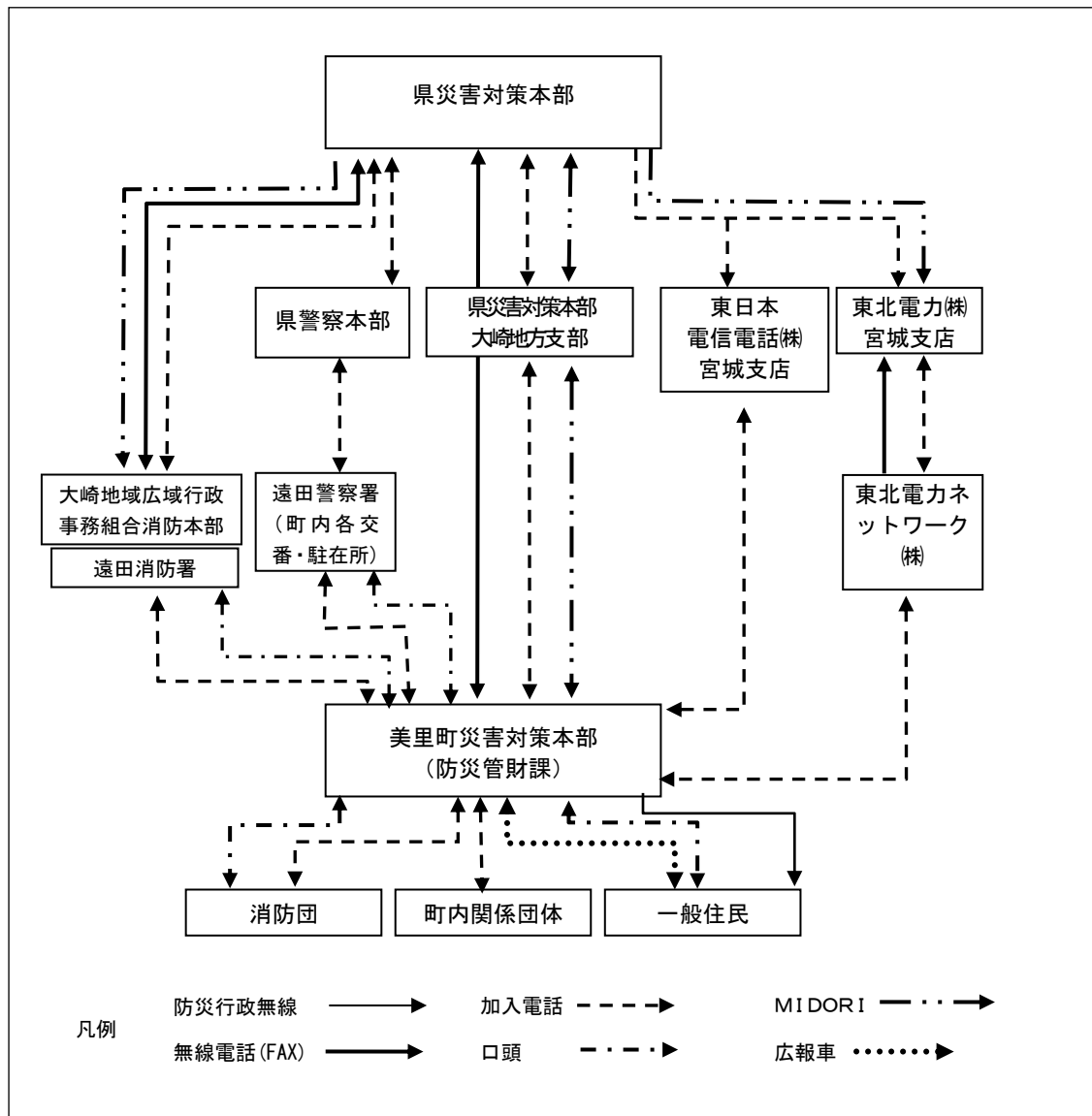
(2) 災害情報等の相互交換体制

町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

(3) 被害情報等の報告

町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集してMIDORI（MIDORIが使用できない場合は、県防災ファックス）により県に報告する。また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告する。

■災害情報連絡系統図



第6節 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

防災班	・ 防災行政無線の機能確保
物資管理班 企画班	・ 庁舎施設の保全
情報班	・ 通信及び電算システムの保全
大崎地域広域行政事務組合 消防本部	・ 消防無線の確保

第1 防災行政無線

1 防災行政無線の確保

町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に関する情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、県防災行政無線及び町防災行政無線の通信手段の確保に努める。

2 施設の復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

3 通信手段の確保

避難所等となった学校等と町庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第2 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第3 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとする。なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

■通信手段の状況・特徴

通 信 手 段	状 況 ・ 特 徴
加入電話	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、加入電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル (171)	災害時、その規模により東日本電信電話㈱が運用するサービスで、加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話㈱で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板 (web171)	災害時、その規模により東日本電信電話㈱が運用するサービスで、パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてNTT東日本電信電話株式会社で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害時、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI等の携帯電話会社が提供するサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

3 郵便関係の措置

日本郵便株式会社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う支店及び郵便局等については、途定次第周知する。

第7節 災害広報活動

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

町は要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

広報班	・ 災害関係の広報活動 ・ 各防災機関が実施する広報の調整 ・ 報道関係機関と連絡調整
支援班	・ 広聴活動の実施（相談窓口の設置）
警察	・ 災害警備に関する広報活動
防災関係機関	・ 関係機関の相互協力による広報活動の実施 ・ 必要事項の町災害対策本部への連絡

第1 社会的混乱の防止

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 住民等への対応

町及びライフライン事業者は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第2 町の広報活動

1 広報事項

町は、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- ・ 災害対策本部設置に関する事項
- ・ 安否情報
- ・ 被害区域及び被害状況に関する情報
- ・ 避難所の開設状況に関する情報
- ・ 避難の指示等に関する情報
- ・ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ・ 防疫に関する情報
- ・ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- ・ ライフラインの被害状況に関する情報
- ・ 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報

- ・民心安定のための情報
- ・緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- ・道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ・道路の交通危険区域、迂回路等の道路情報
- ・被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- ・自主防災組織に対する活動実施要請
- ・ボランティアの受入に関すること
- ・保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- ・相談窓口の設置に関する情報
- ・被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報
- ・町ホームページへの掲載による広報

■ 広報担当

広報担当区分	担当班	連絡方法
住民担当	広報班	防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、加入電話、放送設備(役場周辺)、メール配信サービス、SNS
報道機関担当	広報班	口頭、文書
防災関係機関担当	防災班	有線電話、FAX
庁内担当	防災班	庁内放送、庁内電話

2 広報実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による巡回広報
- ・テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- ・広報紙による広報
- ・臨時チラシ、パンフレットによる広報
- ・自主防災組織を通じての連絡
- ・ホームページによる広報
- ・メール配信サービス、SNSによる広報

第3 安否情報

町は、被災者の安否について住民等からの照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8節 警戒活動

町及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 水防活動

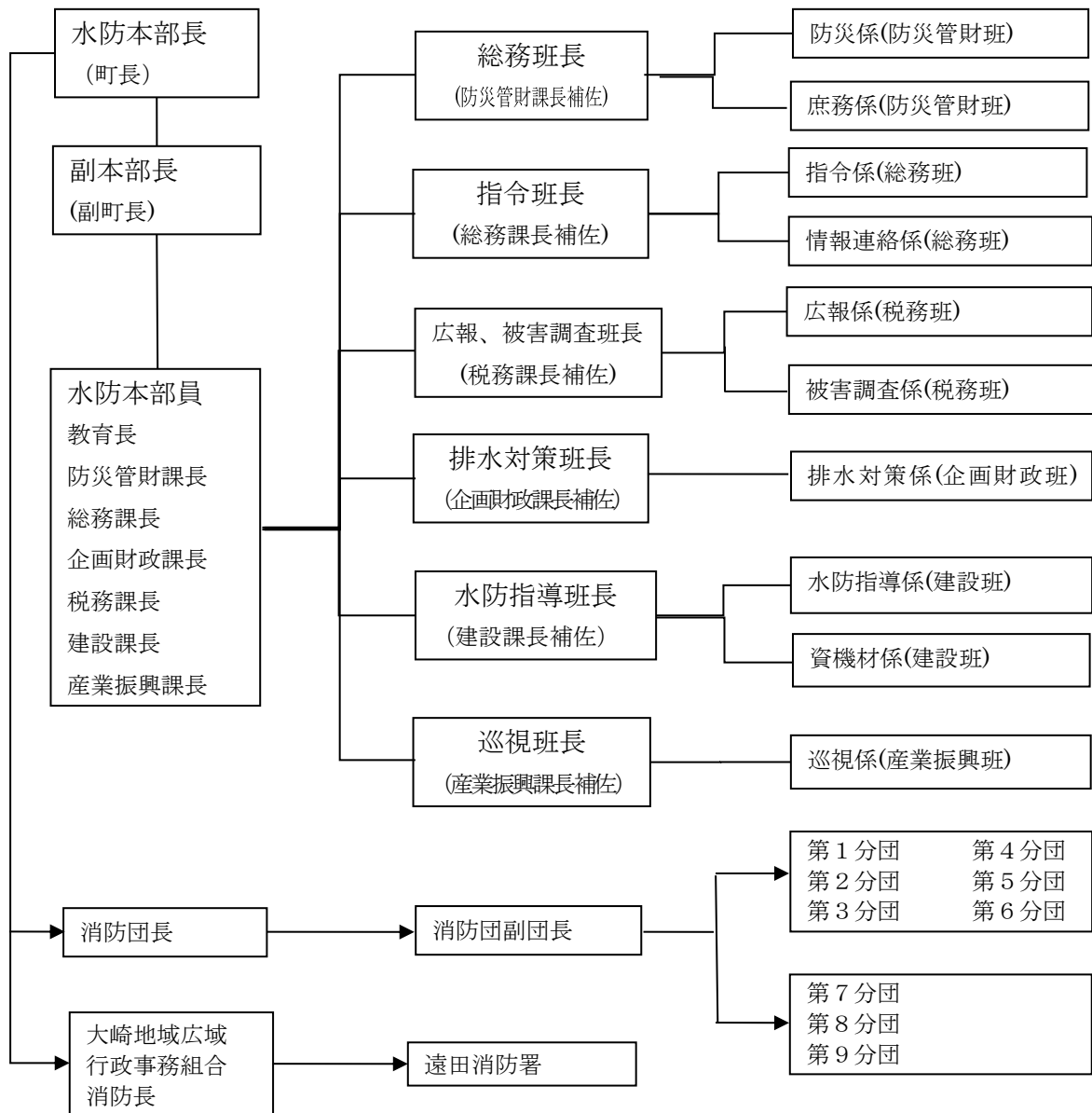
1 水防本部

水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去されるまでの間、町役場に水防本部を設け、水防事務を処理する。

特別警戒体制（1号、2号）が発令された時には、警戒本部並びに特別警戒本部内に水防本部を設け、活動の連携を図る。

ただし、美里町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

水防本部の組織は次のとおりとし、事務局は防災管財課とする。



2 水防事務分掌

水防本部の事務分掌は次のとおりとする。

班	係	事務分掌
総務班	防災係	水防要員の招集、渉外、水防時における道路交通対策等の立案等
	庶務係	水防の庶務全般、報告等
指令班	指令係	状況の把握と判定、水防警報、立ち退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に必要と認める事項
	情報連絡係	洪水予報等気象情報の受信、雨量、水位等情報の収集及び報告等
広報、被害調査班	広報係	町民に対する避難及び水防上必要な警報等の広報伝達
	被害調査係	被害の調査収集、取りまとめ、関係機関への報告
排水対策班	排水対策係	浸水地区等の排水対策に関すること
水防指導班	水防指導係	雨量、水位等の情報収集及び水防作業の現地指導
	資機材係	水防資機材の整備、調達、搬送
巡視班	巡視係	水防時における河川、水こう、堰等の巡視及び応急処置

3 消防機関の水防組織

(1) 消防団

美里町消防団は、消防組織法第1条に定める水防業務を行うものとし、その組織は次のとおりとする。

水防本部長 (町長)	団本部 団長 副団長	分団名	担 当 地 区
		第1分団	不動堂地区
		第2分団	本小牛田地区
		第3分団	中埜地区
		第4分団	北浦地区
		第5分団	青生地区
		第6分団	駅前地区
		第7分団	南郷上地区
		第8分団	南郷中地区
		第9分団	南郷下地区

(2) 常設消防機関

大崎地域広域行政事務組合消防本部(以下「組合消防本部」という。)は消防組織法に基づく任務として水防業務にあたる。

第2 水防本部員の招集及び関係機関への応援等の要請

水防事務を分担する係員等は水防本部設置の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受ける。

水防本部長が応援又は援助の必要を認めたときは、下記の関係機関へ要請する。

- ① 宮城県北部土木事務所長
- ② 遠田警察署長
- ③ 大崎地域広域行政事務組合消防長
- ④ その他関係機関

第3 水防通信連絡

1 水防に関する連絡系統

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第1節 防災気象情報の伝達」

「第2 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報」を準用する。

2 消防団等への通報

町は、水防に関する予警報等を受領したときは、水防本部長に報告するとともに、その指示を得て消防団に通報する。

第4 水防巡視

1 水防巡視

(1) 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、又は自らの判断により必要と認めたときは、直ちに消防団長並びに河川受持区域の分団長に対し、その旨を通知し必要団員を招集、河川、水門、堰等の警戒巡視を行うよう指示する。

また、河川水位が通報水位に達したときは、前記同様直ちに消防団長及び関係分団長に通知するとともに、次節に定める消防信号により周知必要な団員を招集し、警戒巡視等水防活動に当たらせる。

(2) 水位の通報基準

各分団の河川警戒巡視中における水位の通報基準は、次のとおりとする。

- ①通報水位、降雨量の状況から河川の異常増水が見られるとき
- ②はん濫注意水位(警戒水位)、河川及び内水の増水が激しく警戒の必要が認められるとき

③その他、水門、収奪における異常水流（堤防に障害を及ぼすおそれのある衝撃流）等

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水 防 団 待機水位 (指定水位)	は ん 濫 注意水位 (警戒水位)	管理者名
江合川	下谷地量水標	大崎市古川下谷地	1. 0 m	2. 4 m	北上川 下流河川事務所
	荒雄量水標	大崎市福沼長瀬	2. 5 m	3. 1 m	
鳴瀬川	野田橋量水標	大崎市松山千石	4. 0 m	4. 5 m	
	下中の目量水標	大崎市松山下伊場野	4. 0 m	5. 5 m	
出来川	栗島橋量水標	美里町谷地中	1. 0 m	1. 5 m	北部土木事務所
定川 (青木川)	合流点量水標	美里町木間塚	1. 0 m	1. 5 m	
鞍坪川	鞍坪量水標	美里町下二郷	1. 0 m	1. 5 m	

第5 水防信号

水防信号は、宮城県水防時における水防信号に関する規則（昭和24年10月28日宮城県規則第64号）の規定により、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。	一般町民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨報告があったとき。	毎分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により一般町民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、危険区域内の住民を避難場所に誘導する。

第6 水防活動等

1 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、気象予警報を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間この計画に基づいて活動する。

(1) 河川、堤防の巡視等

各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、管轄区域内の河川、堤防等を巡視し、水位の変化と水門、堰等の状況を水防本部長に報告する。また、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、宮城県水防時における水防信号に関する規則の第1信号（サイレン吹鳴）により住民に周知する。

各分団長は、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時、河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちに、その状況を水防本部長に報告するとともに、第2信号（サイレン吹鳴）により団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずる事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号（サイレン吹鳴）を発し、その旨を水防本部長に報告する。

各分団長は、洪水の危険が切迫し直ちに地域住民の避難、立退きを必要と認めるときは、第4信号（サイレン吹鳴）を発し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部長に報告する。

(2) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に、水防活動実施報告書（別紙様式1）により水防本部長に報告しなければならない。

2 分団の受持区域

分団の水防受持区域は次のとおりとする。ただし、団長は必要に応じ分団の水防受持区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

3 水防訓練の実施

水防が迅速かつ的確に行われ、その効果を発揮しうるためには、水防に従事する関係機関が平素より十分に訓練を行い、自衛精神の発揚と相まって万一の場合に備えることが重要である。このため、町では毎年水防団、消防機関等の水防訓練を行わなければならない。

第7 水防資機材の配備

1 水防倉庫及び備蓄資機材

各水防倉庫には水防資機材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫名	本庁舎 水防倉庫	上 平 針 水防倉庫	下 平 針 水防倉庫	南郷第1 水防倉庫	南郷第2 水防倉庫	南郷第3 水防倉庫
所在地	北浦字大 口68番 地16	平針字大 谷地8	平針字中 川前三番 138番 地14	木間塚字 中央1番 地	木間塚字 古館8番 地	東松島市 矢本大塩 大島地内
備蓄資機材						
麻袋		550	550			
畳						
むしろ						
縄	50	(3分)15	(3分)15			
竹						
丸太(杉)	100	200	200			
杭	100			200	100	
板類						
鉄線	100m					
釘						
鉄筋	100					
スコップ	50	22	19	40	10	
ハンマー	10					
鋸(片刃)	10	3	2			
鎌	10					
ツルハシ	10	5	5			
土のう	20,000			4,200	600	100
唐クワ	20	1	5			
斧	10	4	3		1	
掛矢	20	8	9	17	4	
発電機	6			2		
サチバ(投光器)	12			2		
なた	10	2	1			
ガスランプ						
大工用金槌	10	4	2			
ペンチ	10	3	3			
兜鎌	10	5	5			
シート	20	3			13	

2 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ協議しておくものとする。各分団において、状況の急変等により災害対策本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等より調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部長に報告する。

3 県有備蓄資機材の応援要請

水防管理者は、備蓄並びに調達資機材を使用し、更に必要がある場合は、県の水防計画の定めるところにより北部土木事務所長に要請する。

第8 水門、堰等の管理

1 水門、堰等の管理責任

水門、堰等の維持管理は町において行うものとし、定期的に巡回点検を行い機能の確保に努める。

2 施設毎取扱担当者の指名

町長は、異常気象時における町内主要河川等の水門、堰等の開閉時期の適正を期するため、施設毎の取扱担当者を指名し被害の軽減に努める。

水門、堰等施設毎の取扱担当者は別に定める。

河川名	名 称	場 所	操 作 基 準		操作管理者
			全 開	全 閉	
江合川	明治水門	涌谷町 字三軒屋敷2号	本川から支川 への逆流が始 まるまでの間	本川から支川 へ逆流が始ま ったとき	北上川 下流河川事務所
鞍坪川	鞍坪調整 樋門	東松島市 西福田	2.0m未満	2.0m以上	美里東部土地改 良区

3 水門、堰の警戒及び開閉操作時期

水門、堰取扱担当者は、異常気象時において緊急に水門、堰等の開閉操作を行う必要があると認めたときは、町長(主管課長)に報告し、指示に基づき操作を行う。

水門、堰の取扱担当者の警戒実施時期は、「第4 水防巡視1、(2)のはん濫注意水位(警戒水位)」に達した以後とする。

第9 水防活動報告

分団長は、水防活動終了後2日以内に水防本部長に様式に基づいて報告する。水防管理者は、水防活動終了後10日以内に北部土木事務所を経由して、知事に報告する。

第10 土砂災害警戒活動

- 町長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害のおそれのある箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的

に判断し、住民に対し、避難の指示等の発令等の必要な措置を講じる。

- 2 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。
- 3 町は、発令した避難の指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第 1 1 交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第 1 2 流木防止活動

関係機関は、河川において、洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第 9 節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	・ 基準に基づく災害救助法の適用検討 ・ 災害発生の報告 ・ 災害救助法の適用の要請 ・ 知事より委任されている救助活動 ・ 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないときの救助
支援班	・ 災害救助法に関する事務の統括及び調整

第 1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- ・町の住家滅失世帯数が50世帯以上の場合。
- ・被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上であって、町の滅失世帯数が25世帯以上に達した場合。
- ・県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)
- ・災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ・多数の者が、生命又は身体に危害を受け若しくは受けるおそれが生じた場合。
- ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ・食品の供与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。
- ・災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

※滅失世帯は、全焼、全壊、流失等した世帯とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあたっては、滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

■災害発生日と公示日

原則		災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例 外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合	災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合	公示日＝被害等が判明した日

3 救助の種類

救助の種類は次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の供与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ・医療、助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の供与
- ・埋葬、死体の搜索、死体の処理
- ・障害物の除去

第2 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定により、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定により、委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- ・収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- ・炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ・被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急処理
- ・学用品の供与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理
- ・障害物の除去
- ・応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員等雇上費

第 10 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模な災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や避難の長期化に伴うニーズの変化、季節、天候状況等を踏まえた物資の調達に配慮する。

また、調達物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等についても配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

支援班 輸送班 物資管理班	・ 応急食料調達、炊出し、配給 ・ 救助物資の調達、配布 ・ 援護物資の収受及び保管
業務班 施設対策班	・ り災地域の給水対策 ・ 給水、断水などの広報 ・ 応急給水

第 1 食料

1 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

(1) 調達

県は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）又は乾パンを調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章第 11 の災害救助法及び国民保護法が適用された場合の特例に基づき、農林水産省へ災害救助用米穀を要請し、調達する。

① 応急用米穀

県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し通知するとともに、米穀の出荷又は販売の届出事業者（以下「届出事業者等」という。）保有の米穀を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。

② 災害救助用米穀

知事は町の申請に基づき、農林水産省に災害救助用米穀を要請し、知事と農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の売買契約を締結する。契約締結後、知事（又は知事が指定する引取人）は政策統括官の指示を受けた受託事業者から災害救助用米穀の引き渡しを受け、町に引き渡す。

町は、何らかの事由により知事に災害救助用米穀の要請ができない場合は、農林水産省に直接要請する。

③ 乾パン

町からの申請があった場合、又は、町の申請がない場合で県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、農林水産省に調達要請する。

(2) 米穀の供給

① 応急用米穀

県は、農林水産省から直接購入した応急用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

② 災害救助用米穀

県は、荷渡指図書の発行・交付を受け、直接購入した災害救助用米穀を町に供給する。

町は、県から供給を受け、又は農林水産省から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

③ 野菜及び果実

野菜及び果実について、町は県と連携をとりながら需要動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、県から宮城県生活協同組合連合会、農業関係団体等に対して供給協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

④ 乳製品

町は、乳製品について、県と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、全国牛乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき乳製品の確保に努める。

⑤ 水産加工品

町は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべき水産加工品の確保に努める。

⑥ その他副食品等

その他副食品等について、町は、県と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業

協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

また、「災害時における救援物資の提供に関する協定書」により、町が直接協定締結している事業所に要請し、被災者に供給すべきその他副食品等の確保に努める。

⑦ 供給数量

応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県及び農林水産省が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

1人あたりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(3) 調達及び救援食料の配分

① 配分担当等

食料品の配分担当は、支援班とする。食料品の配分を適切に行うため、現場責任者（班長）を配置し、自主防災組織、日赤美里町分区、美里町女性防火クラブ連合会の協力を得て班を編成する。

② 配分要領

現場責任者は、できる限り、受給者名への記録等により、配分状況、食糧等の数量を把握し、過不足のない円滑な配分に努める。

(4) 炊出しの実施

町は、被災状況に応じて、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施にあたって、町職員による対応では要員が不足する場合には、自主防災組織、日赤美里町分区等の協力を得て作業を実施する。

① 炊出しの担当等

炊出しは、支援班を炊出しの担当部所とし、炊出しの現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。

また、必要に応じ各自主防災組織、美里町女性防火クラブ連合会、日赤美里町分区等に協力を求めて行う。

② 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・避難所に収容された者・住宅の被害が全半壊（焼）、流出又は床上浸水等のため、炊事のできない者・その他食料品をそう失し、炊出しの必要があると認められる者 |
|---|

③ 配給品目及び数量

主食は、応急的な炊出しによるが、実情により乾パンとする。副食物は、費用の範囲内

で、その都度定めるものとする。

数量については、主食は、1人1日当たり600g以内とする。(1食200g以内)

④ 費用及び期間

炊出しに要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

炊出しその他による食品の供与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

⑤ 炊出しの実施場所

炊出しの実施場所は、住民の避難状況に応じて必要な箇所で実施する。

⑥ 炊出し協力団体

炊出しは、必要に応じ、各自主防災組織、日赤美里町分区、美里町女性防火クラブ連合会等の協力団体に協力を求める。

第2 飲料水

1 飲料水の供給

飲料水の供給は、町が行う。

(1) 給水担当等

給水担当班は、施設対策班・業務班として応急給水等を実施する。

(2) 給水期間

災害発生の日から、7日間とする。ただし必要に応じ期間の延長を行う。

2 応急給水の方法

応急給水は、セーフティタワー等の緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。

(1) 給水量

災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓとするが、復旧状況に応じて順次水量を増加する。

(2) 給水資機材の調達

地域内の業者とあらかじめ協議し、所要数量を確保するものとする。ただし、関係業者が被害を受け、町内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあつせんを依頼する。

第3 生活物資

1 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------|
| ・寝具 | ・衣料類 |
| ・炊事用具 | ・食器 |
| ・日用品 | ・光熱材料 |
| ・緊急用燃料 | ・その他 |

2 物資の調達・供給

(1) 物資の調達

県及び町は、民間団体との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。町は、町が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、近隣市町村や県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

また、『災害時における救援物資の提供に関する協定書』を締結している事業者等に協定内容に基づき物資の提供を要請する。

(2) 物資の供給

町は、災害救助法が適用され、知事から事務委任された場合、被服、寝具、その他生活必需品の調達先から調達し被災者に供給する。

3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、日用品セット、見舞い品セットを、本社、並びに全国の支部、地区・分区で備蓄し、必要に応じて、配分する。

なお、配分にあたっては、県や市町村、災害ボランティア等の協力も得ながら行う。

第4 義援物資の受入れ、配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入窓口の設置

義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、町及び関係機関は、相互に連携を図り、義援物資受入窓口を設置する。

(2) 義援物資の受入

義援物資を受け入れる際、受け入れた義援物資の品目、数量等を把握し、記録する。また、過不足がないよう、できる限り義援物資の品目及び数量を事前に限定し行う。

町は、関係機関と調整の上、事前に物資集積所等の義援物資の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(3) 義援物資の募集

団体・企業等からの義援物資は、品目及び数量が明確であり配分作業が円滑にできるため、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

町及び関係機関は、必要な物資を明確にし、報道機関等と連携し、義援物資の募集を行う。

2 義援物資の配分

義援物資の配分にあたっては、町及び関係機関との間で調整を行い、必要に応じボランティア団体等の協力も得ながら、物資の仕分け、配分を行う。

町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、配布作業にあたるボランティア団体等に情報提供を行う。

義援物資の配送にあたっては、公益社団法人宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

(1) 配分担当等

配分担当課は、支援班とする。救助物資の配分を適切に行うため、集積場所ごとに班を編成する。班編成は、班長1名、班員10名とし、班員は、各自主防災組織、日赤美里町分区及び美里町女性防火クラブ連合会会員の協力による。

(2) 配分方法

民生部長（健康福祉課長）は、衣料、生活必需品等を、供与又は貸与する必要があると認めるり災者を調査し、救助物資配分計画を作成するものとする。救助物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。

物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、り災者に配分し、受領証を徴するものとする。

- ・救助物資を必要とするり災者（世帯人員ごとにする。）
- ・救助物資の品名・数量
- ・救助物資の受払い数量

【資料】 物資集積所（略）

第11節 相談活動

大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

■実施機関及び担当業務

支援班	・相談窓口の設置及び風水害被災者に対する相談活動 ・要配慮者に対する相談活動
調査班	・り災証明の発行
産業班	・事業主等に対する事業再建相談活動
町民班	・安否情報

第1 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口の設置を広報し、住民に周知するとともに、住民からの身近な相談や要望に対応する。また、必要により県の相談窓口を紹介し、住民の相談や要望の解決を図る。

第2 相談窓口の設置

相談の内容は次のとおりとする。

1 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は次の項目について実施する。

- ・ 被災証明書の発行
- ・ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ・ 倒壊家屋の処理
- ・ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- ・ その他生活相談

2 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- ・ 中小企業関係融資
- ・ 農業関係融資
- ・ その他融資制度

3 個別専門相談（法律、医療）

（1）法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

（2）医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

4 ライフライン相談

関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

5 消費生活相談

県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

6 安否情報

安否情報は、同居の家族や町民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

第 1 2 節 相互応援活動

大規模な災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

■実施機関及び担当業務

防災班	・市町村間の相互応援に関する事務 ・県への報告、応援の要請に関する事務 ・災害時協力機関及び団体要請に関する事務
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・消防に関する応援協定の事務 ・県内消防本部等への応援要請に関する事務

第 1 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

(1) 個別相互応援協定

町は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 全市町村相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

2 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第 2 消防機関の相互応援活動

大規模災害等により、管内の消防力では災害防除が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合には、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成 16 年 4 月策定）の定めにより要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援活動

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第44条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」（平成16年8月策定）の定めにより、知事に応援要請する。この場合において、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

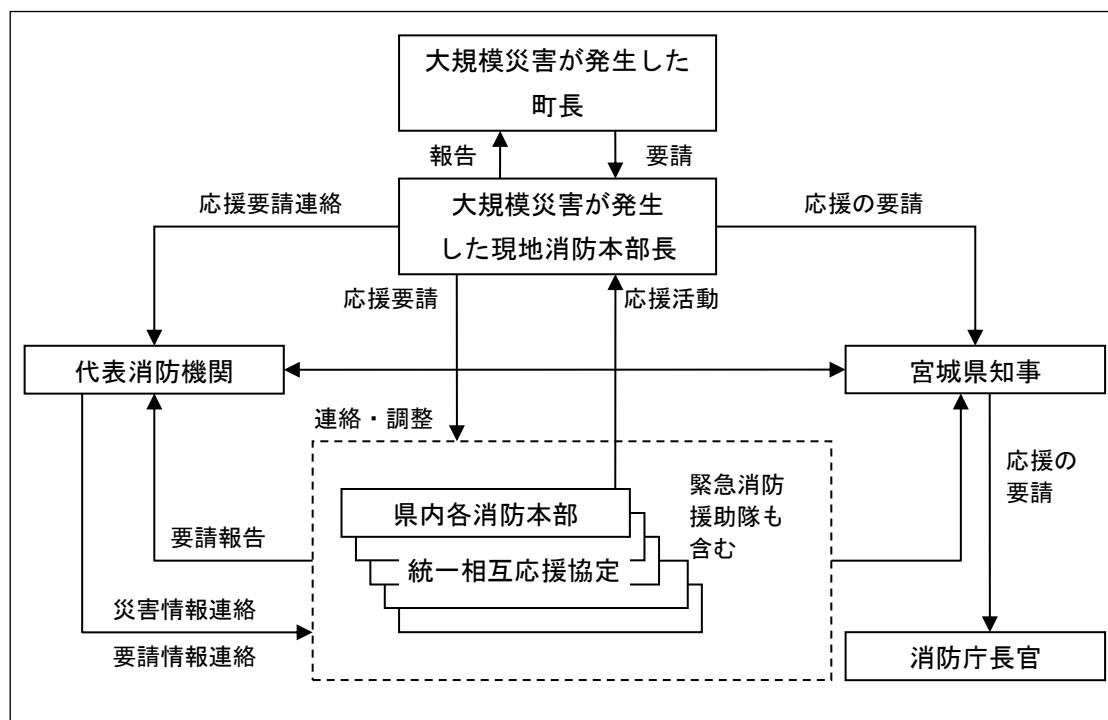
町長は県を通じて出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害を覚知した大崎地域広域行政事務組合消防本部の消防長及び町長は、次の措置をとる。

- ・ 災害状況の把握
- ・ 情報等の提供
- ・ 応援要請手続の実施

■緊急消防援助隊情報連絡体系図



第4 他都道府県からの応援活動

(1) 北海道・東北8道府県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む北海道・東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する

る協定」に基づき応援の要請を行う。

なお、応援の種類は次のとおりである。

ア 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供

イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供あつせん

ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん

エ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん

オ 災害応急活動に必要な職員の派遣

カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん

キ その他、特に要請のあつた事項

(2) 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもつても十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあつせんとする。

第13節 自衛隊の災害派遣

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長）	・ 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼
防災班	・ 県への自衛隊災害派遣要請に関する事務手続き

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとし、この場合、町長は、速やかに知事にその旨を連絡する。

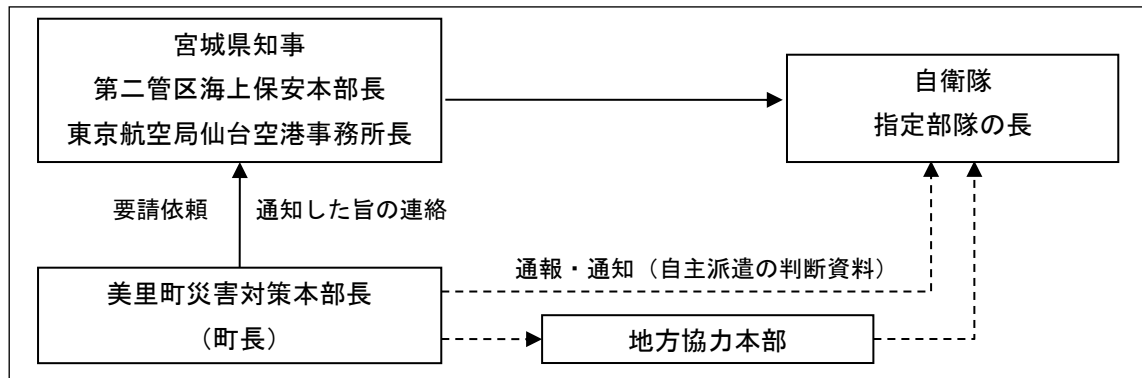
2 自衛隊の自主派遣

大規模災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続

自衛隊派遣要請の手続きは次のとおりである。

■派遣要請系統図



■要請時に明らかにする事項

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

【資料】 自衛隊要請先（略）

【様式】 自衛隊の災害派遣要請について（略）

【様式】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（略）

第2 県、町と自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

大規模災害時、自衛隊は、県及び町災害対策本部等に連絡調整幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

2 自衛隊の災害派遣に係る町の対応

自衛隊の災害派遣に係る町の窓口は防災班とする。

災害対策本部を設置した場合、自衛隊連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要な情報交換等を行う。

第3 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動

状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、被害状況の把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の救出・救助及び搜索活動	行方不明者、要救助者等の搜索、救助活動
水防活動	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動の支援	消防機関に協力し、消火に当たる
道路又は水路の啓開	道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定める。

- ・警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- ・他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ・現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- ・住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置。

第4 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を、速やかに調整して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得るものとする。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

4 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。また、離陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生の防止のため、散水等の措置を講じる。

着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くから上空に風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

【資料】 臨時ヘリポート（略）

5 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

町長は、災害の救援活動が終了し災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときは、知事に対し文書をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度町長と災害派遣命令者が協議して定める。

- ・ 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- ・ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- ・ 無作為による損害の補償
- ・ その他協議により決定したもの

第 1 4 節 救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合、多数の要救助者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

■実施機関及び担当業務

遠田警察署	・ 救出隊の編成 ・ 要救助者の救出
大崎地域広域行政事務 組合消防本部	・ 救出隊の編成 ・ 要救助者の救出
消防団	・ 救出隊の編成 ・ 要救助者の救出
自主防災組織	・ 救出隊の編成 ・ 要救助者の救出活動への協力
町民・企業	・ 救出・救出活動への協力

第 1 町の活動

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、速やかに捜索、救出活動を行うとともに、消防本部等関係機関に連絡する。また、一般住民等からの情報についても適宜関係機関あてに伝達し、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは県等に速やかに要請する。

1 救出隊の編成

町災害対策本部は、災害発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整え、これにあたる。

要救助者を救出した場合は、医療救護班と協力して直ちに応急処置を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、「死体等の捜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

2 救出活動

町及び警察は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。

3 救出の報告等

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は救出に努めるとともに、消防本部、消防署のいずれかに連絡をする。

第 2 消防機関の活動

大規模な災害時には、広域的に多数の要救助者が発生することが予想される

ため、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、医療機関、公益社団法人宮城県医師会、日本赤十字宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 大崎地域広域行政事務組合消防本部の活動

救急・救助活動を行うにあたって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行いながら救急救助活動を行うものとする。また、要救助者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断とさまざまな処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と要救助者に対する応急救急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で応急救急・救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは町等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第4 惨事ストレス対策

捜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第15節 医療救護活動

大規模な災害により、多数の要救助者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策を講じるとともに関係機関との連携を図りながら医療救護活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

救護班	・医療救護所の設置 ・（一社）遠田郡医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・医薬品等の確保
（一社）遠田郡医師会	・医療救護班の編成、派遣 ・医療救護所でのトリアージ、傷病患者の応急処置
南郷病院	・医療救護所で対応できない要救助者の搬送 ・入院治療等の医療救護
大崎地域広域行政組合消防本部	・応急救護 ・要救助者等の搬送

第１ 町の活動

救護班は、防災班と連携し、安全な避難所に医療救護所を設置して被災者の迅速かつ的確な医療救護活動を行う。

町の職員だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと町長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第２ 医療救護班の編成

医療救護は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施する。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）及び柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）の規定する施術所においてもできるものとする。

なお、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

１ 医療救護班の編成

町長は、医療救護活動を実施する必要がある場合、一般社団法人遠田郡医師会の協力を得て医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成し、医療救護所に派遣する。

医療救護班は、次の点に留意して編成する。

- ・被災傷病者の発生及び避難状況
- ・医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ・被災地の医療機関の稼働状況
- ・医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- ・搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

２ 応援要請

災害の規模が大きく、この医療救護活動により救護の万全が期されない時は、町は知事に協力要請を行う。

また、町は、高度な医療を必要とする救急患者に対し、ヘリコプターによる救急搬送が必要なときは、県へ要請する

3 担当業務

医療救護班の担当業務の範囲及び期間は、次のとおりである。

業務の範囲	・ 傷病者に対する応急処置及び医療 ・ 助産の処置及び医療 ・ 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定 ・ 被災者の死亡の確認
医療救護の期間	・ 医療については、災害発生の日から原則として14日以内とする。 ・ 助産については、分べんした日から7日以内とする。

第3 医療救護活動の実施

町及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 医療救護所の設置

町長は、被害の状況に応じて避難所又は被災現場等に救護所を設けるものとする。

救護所を開設した場合は、速やかに県本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

【資料】 救護所の設置場所一覧（略）

2 医薬品等の調達

医療救護所において、医療救護活動用の医薬品、医療用資機材が緊急に必要なとなった場合、町を通じて一般社団法人宮城県薬剤師会大崎支部に調達の要請をするものとする。さらに医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材が不足した場合には、町を通じ知事に対して、医薬品等の供給要請を行い、県医薬品卸組合を通じて調達する。

3 トリアージ（要救助者選別）の実施

医療救護班は、災害により多くの要救助者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。

4 要救助者の搬送

医療救護所では対応できない要救助者が発生した場合、町は、搬送先医療機関の受入体制を確認した上で搬送する。

要救助者の医療機関への搬送は、大崎地域広域行政事務組合消防本部が救急車により搬送する。大崎地域広域行政事務組合の救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは民間輸送業者に対して要救助者の搬送を要請する。

5 医療機関に関する広報

町長は、災害時において町内の医療機関等と連絡を取り、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報する。

6 ヘリコプター

人工透析患者及び高度な医療を必要とする急患者に対し、ヘリで災害拠点病院まで搬送する。

7 専門的な医療を要する患者対策

町は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリトマトーデスなどの難病、人工透析などの専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、県から必要な指導・助言・その他の支援を得て、受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努める。

また専門的な医療を必要とする患者等に対し必要な医療情報の提供に努める。

第16節 交通・輸送活動

大規模な災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害発生防止、被害の拡大防止、要救助者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

■実施機関及び担当業務

本部長（町長） 防災班	・ 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 ・ 危険区域、被害状況の把握 ・ その他必要な対策
輸送班	・ 災害応急輸送力の確保、配分 ・ 救助物資の輸送
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・ 道路運送事業者に対する輸送依頼
宮城交通(株)	・ 宮城交通(株)本社への対策本部の設置 ・ 運行課から各支配人室を経由した各営業部への指示
(公社) 宮城県トラック協会	・ 緊急・救援輸送体制の整備 ・ 運送事業者への輸送指示書の発信 ・ 緊急輸送の実施
遠田警察署	・ 交通規制計画に基づく交通規制 ・ 障害物の除去 ・ 交通規制の際の緊急通行車両の確認、標章等の交付 ・ 交通規制等の目的、区域、措置事項等の連絡 ・ 自動車運転者、地域住民への交通規制内容の周知
交通安全指導隊	・ 警察官の指示による交通整理の実施
道路管理者 (国道、県道、町道)	・ 道路等の交通確保及び災害復旧 ・ 災害時における道路交通情報収集及び伝達 ・ その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務

第1 町の活動

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第2 輸送要領

1 輸送方法

災害時において、救助活動に必要な人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法によるものとする。

- ・貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ・鉄道による輸送
- ・ヘリコプターによる輸送

2 緊急輸送の対象

緊急 輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

第一段階	・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防活動等災害発生防止・拡大防止のための人員及び物資 ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス水道施設保安要員など初動時の災害応急対策に必要な要員 ・医療機関へ搬送する要救助者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階	・第一段階の続行 ・食料、水等生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階	・第二段階の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品

3 その他関連措置

避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制については、関係機関等に対する協力要請を行う。

運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するために、報道機関及び日本道路交通情報センター等と密接な連携の確保を図る。

総合的交通対策を実施するためバス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

災害時等本部の車両については、一般車両と区別する表示を行う。

第3 緊急輸送活動手段

1 自動車等による輸送力の確保

自動車等による緊急輸送を行うため、次の車両を確保する。

- ・ 応急対策実施機関所有の車両等
- ・ 公共的団体所有の車両等
- ・ 営業車両（運送業者との緊急輸送体制を整備しておく）
- ・ その他自家用車両

2 自動車調達の協力要請

町長は、応急対策業務を遂行する上で、公用車が不足すると認める場合は、自家用自動車所有者及び業者等と連絡の上確保する。また、公的団体車両以外の車両については、町内の運輸業者から調達可能な輸送車両についてあらかじめ把握する。

【資料】 町有車両一覧（略）

第4 輸送拠点の確保

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入、一時保管等のための輸送拠点を確保する。また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

【資料】 物資集積所（略）

第5 陸上交通の確保

1 自動車運転者への周知

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は、禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。
- ・ 速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ・ 通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2 交通規制

警察は災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

交通規制における基本方針は次のとおりとする。

- ・被災区域内への流入抑制と車両の走行抑制（一般車両走行の抑制、被災区域内への流入の禁止）
- ・避難路及び緊急交通路への流入抑制（緊急通行車両以外の一般車両の通行禁止・制限）
- ・被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施（緊急通行車両の通行路確保のための交通規制・指導、一般車両走行の抑制）
- ・道路管理者との連携による交通規制の適切な運用
- ・緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急、かつ、円滑にできるための措置

(2) 緊急交通路確保のための措置

町及び関係機関は次の緊急交通路確保のための措置を行う。

交通管制施設の活用	遠田警察署は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
放置車両の撤去	遠田警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去を行う。
運転者等に対する措置命令	遠田警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
自衛官、消防吏員、交通安全指導隊の措置	警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員、交通安全指導隊は上記「放置車両の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。
関係機関等との連携	交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部等と相互に密接な連携を図るものとし、また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するものとする。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

3 緊急通行車両の確認手続

災害発生直後から、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため。次により緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受

ける。

(1) 申出先

警察本部、高速道路交通警察隊又は警察署

(2) 申出事項

- ア 番号標に表示されている番号
- イ 車両の用途
- ウ 活動地域
- エ 車両の使用者の住所及び氏名
- オ 緊急連絡先

(3) 必要書類

- ア 緊急通行車両確認申出書
 - イ 添付書類
 - (ア) 車検証の写し
 - (イ) 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
 - (ウ) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類
- 事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示とアのみで足りるものとする。
- また、災害発生時には、イ（ウ）は不要とする。

4 障害物の除去

道路管理者は、緊急輸送路の障害物の除去について、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、町内の建設業者、団体との協定に基づいて実施する。

5 交通整理班の編成

災害時に特に必要と認める場合、町は遠田警察署等関係機関と協議し交通整理班を編成し、交通整理等を実施する。交通整理班は、交通安全指導隊員、消防団員、関係機関の職員その他民間協力者により構成する。所要人員等必要な事項については、その都度決定する。

【資料】 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急車両の標章（略）

第17節 ヘリコプターの活動

大規模な災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、要救助者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

■実施機関及び担当業務

第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送

救急・救助活動において、ヘリコプターによる救助・救急搬送が必要なときは、県へ要請するとともに、ヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時のヘリポート及び場外離着陸場所を確保する。

1 県への応援要請の手続

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、防災ヘリコプターの活動が必要な場合は、知事に対し「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行う。

2 仙台市への応援要請の手続

大崎地域広域行政事務組合消防本部は、防災ヘリコプターの活動が必要な場合は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行う。

3 上記以外の手続

県は、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターだけでは不足すると認められる場合は、緊急消防援助隊及び自衛隊等へのヘリコプターの活用を調整するものとし、町は当該調整に基づき県を通じて関係機関に応援要請を行う。

第2 臨時ヘリポートの選定

町は、ヘリコプター活動拠点として活用できる臨時ヘリポート又は場外着陸場所を確保するものとし、大崎地域広域行政事務組合消防本部は、当該臨時ヘリポート等への安全な離着陸を地上支援する。

【資料】 臨時ヘリポート（略）

第 18 節 公共土木施設等の応急復旧

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害時の応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設については、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

■実施機関及び担当業務

仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所	・国道108号、橋梁の応急対策 ・河川の応急対策
北部土木事務所	・県道、橋梁の応急対策 ・河川の応急対策
鳴子ダム管理所	・ダム施設の応急対策
管理班 建設班	・町道及び生活道路、橋梁の応急対策 ・河川の応急対策 ・公園施設の応急対策
建設班	・町公共施設の応急対策
企画班	・町内各種建築物の災害復旧の指導 ・応急危険度判定の事務
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	・鉄道施設の応急復旧 ・旅客の避難措置
大崎広域東部クリーンセンター	・災害廃棄物の処理

第 1 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努め、また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 幹線農道

幹線農道は避難路、延焼遮断帯となるので、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

5 農道

農道管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

第2 河川管理施設

1 緊急点検

町は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

町は、浸水被害を防止するため、河川被害を確認した場合は、各河川管理者に対し、堤防の復旧等について要請するとともに、雨量や河川水位情報の収集体制を整備し、二次災害の防止や水防活動等に万全を期す。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設

町は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める

第4 公園施設

公園施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第5 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社仙台支社）

1 組織体制

災害時は、その状況に応じて仙台支社及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

2 通信設備・警報装置の整備

関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び風水害、災害に関する警報装置を整備する。

3 気象異常時の対応

施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

4 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を避難所へ誘導案内する。

5 消防及び救助に関する措置

災害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

災害等により要救助者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに要救助者の救出、救護に努める。また、大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

6 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。列車の運転方法はそのつど決定する。

第6 農地、農業施設

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧、管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- ・ 災害発生又は災害発生直後における施設の点検・現地調査
- ・ 被災状況の把握
- ・ 被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事
- ・ 災害応急対策上の拠点施設等、重要な施設の速やかな応急復旧
- ・ 関係機関と密接な連絡による施設等の使用制限の実施

第7 廃棄物処理施設

大崎広域東部クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

第8 被災宅地に関する応急危険度判定の実施

町は、県の支援を受けて、「被災宅地危険度判定業務マニュアル」、(被災宅地危険度判定連絡協議会)に基づき被災宅地危険度判定を実施する。

町長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ・ 応急危険度判定を優先して行う必要のある宅地の選定
- ・ 地図の提供
- ・ その他、応急危険度判定に必要な資機材の提供

第 19 節 応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

知事	・災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置
本部長（町長）	・災害救助法が適用され、知事の職権の一部を委託された場合、又は知事の実施を待つことのできない場合の応急仮設住宅の設置
建設班	・応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理
支援班	・建設場所の調整 ・日常生活を営むための応急修理の実施 ・建設場所の確保及び計画策定 ・入居対象者の選定及び要配慮者対策に配慮 ・応急仮設住宅の管理 ・公的住宅及び民間住宅の確保

第 1 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅の建設にあたり、建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設する。

1 建設場所の確保

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、公園、公民館敷地等、安全な公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃借契約を締結する。

2 建設期間

応急住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。ただし、災害の状況により、20 日以内に着工できない場合は、知事を通じ、内閣総理大臣に着工の延長の申請を行う。

【資料】 応急仮設住宅設置予定場所一覧（略）

第 2 応急仮設住宅の供与

1 対象者及び入居予定者の選定

町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。

- ・住宅が全壊、全焼又は流失したもので、現に居住する住宅がない者。
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者は、福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められるもの。（例えば、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障害者・小企業者、これらに準ずる経済的弱者）
- ・災害時に、現実に町に居住している者（住所登録をしていない者を含む。）

2 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県が町に委託し、町長が行う。

応急仮設住宅の維持管理運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ・安全、安心の確保に配慮した対応
- ・ストレス軽減、心のケア等のための対応
- ・仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
- ・女性の参画の推進と生活者の意見反映

3 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法の定める2年以内を原則とする。

4 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者の地域的な結びつきや近隣の状況を考慮して入居者の選定に努めるものとする。高齢者・障害者等に対しては、車イス等の使用を考え、段差の解消、手すり等の設置について配慮する。

第3 公営住宅の活用等

町は、必要に応じ、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

1 公的住宅の確保

町長は、災害の規模に応じて町内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

2 民間住宅の活用

被害の状況により応急仮設住宅が不足する場合、民間住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げる。また、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供について協力を要請することにより、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第4 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

1 応急修理の対象

応急修理の対象は、半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。（具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者等とする。）

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第5 建築資材及び建築技術者の確保

1 業者の選定

応急仮設住宅の建設は、県が「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結した団体等の協力を得て速やかに整備する。住宅の応急修理等は建設班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、県が協定を締結した団体等の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者については県が協定を締結した団体等の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

第20節 ボランティア活動

大規模な災害が発生したときには、町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

■実施機関及び担当業務

支援班 美里町社会福祉協議会 自主防災組織 女性防火クラブ連合会	・ ボランティアの受付窓口の設置 ・ 災害ボランティアニーズの把握 ・ 関係団体との連携、協力
---	---

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受け入れ調整組織としては、町社会福祉協議会が中心となって、NPO法人等関係機関と連携し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

(1) 美里町災害ボランティアセンター

美里町社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO法人等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 行政の支援

町は、町災害ボランティアセンター、県は、県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- ・災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- ・職員の派遣（県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- ・被災状況についての情報提供
- ・その他必要な事項

■一般ボランティアの主な活動内容

主な活動内容	担当部（班）名
避難所の運営	避難所運営班
災害ボランティアセンター運営補助	支援班
炊き出し、食料等の配布	支援班
救援物資等の仕分け、輸送	物資管理班・輸送班
避難行動要支援者等の介護補助	避難行動要支援者対策班
泥かき、瓦礫整理等の清掃活動	衛生班
児童の遊び相手、託児代行	支援班
その他被災地での軽作業	支援班

第2 専門ボランティア

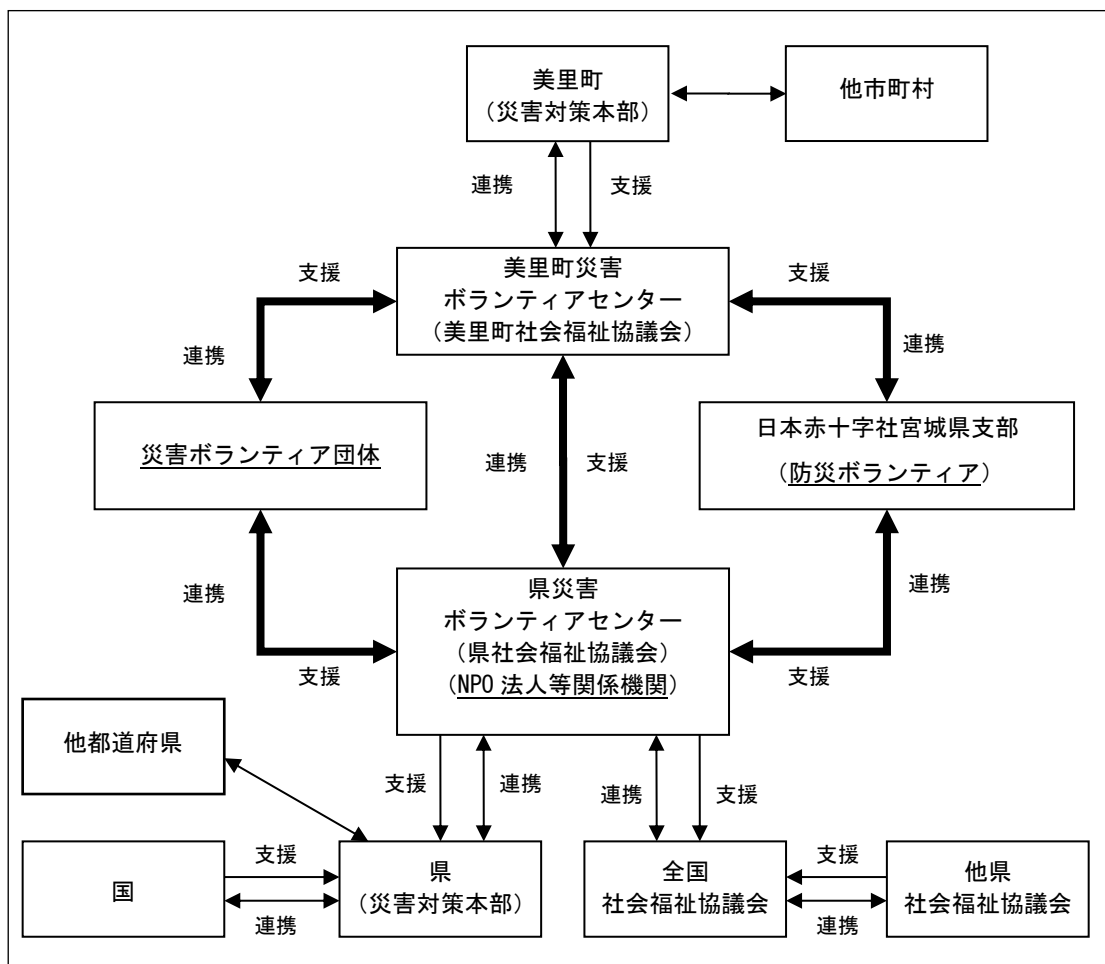
関係する組織からの申込みについては、町の各部局で対応し、主な受入項目は、次のとおりである。

■主な受入項目

主な受入項目	担当部（班）名
救護所等での医療、看護、保健予防	救護班
被災宅地の応急危険度判定	企画班
外国人のための通訳	支援班
被災者へのメンタルヘルスケア	救護班
避難行動要支援者等への介護	支援班・避難行動要支援者対策班

アマチュア無線等を利用した情報通信事務	防災班
その他専門的知識が必要な業務	防災班

■災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



第 2 1 節 要配慮者対策・避難行動要支援者への支援活動

大規模な災害時には、特に高齢者、障害者、外国人、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、関係機関は、必要な応急対策について、速やかに実施する。

要配慮者の避難対策、避難所での各種災害情報の提供方法、相談窓口の設置等は、町の避難行動要支援者マニュアルにより実施する。また、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

■実施機関及び担当業務

支援班	・福祉事務所との連絡調整 ・要配慮者の把握 ・避難所での援護 ・受入可能施設の把握 ・各種情報の提供
町民班	・外国人の安否確認及び情報提供
自主防災組織	・要配慮者の安否確認 ・要配慮者の避難誘導

第1 要配慮者等への対策

災害時には、要配慮者と考えられる障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等（以下「要配慮者」という。）に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

このため、町、防災関係機関、社会福祉団体、各自主防災組織は、要配慮者の援護対策に万全を期す。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、在宅の要配慮者の安否確認、所在確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

2 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。

(2) 緊急援護

町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設を把握する。町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

(3) 避難所での援護

町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医

薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もあるので、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、町の指示のもと、NPO・ボランティア等と連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当っては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第2 外国人支援対策

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、日本赤十字社を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。また、在日外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

- ・把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。
- ・外国人の迅速な安否確認を行う。
- ・広報車や防災行政無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- ・災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- ・災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する

第3 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者について、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（小牛田駅）及び町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第2 2 節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・愛玩動物の保護や適正な飼育
-----	----------------

第 1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第 2 避難所における動物の適正な飼育

町は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ① 地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- ② 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ③ 県及び市町村との連絡調整及び要請

第 2 3 節 防疫・保健衛生活動

大規模な災害時は、一時的に生活環境が悪化し、被災者の病原体等に対する抵抗力が著しく低下するなどの状況に陥る可能性が高くなることが推測される。そのため、感染症の流行を未然防止するための予防接種等の迅速、かつ的確で強力な防疫措置を講じて万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・ 感染症の予防 ・ 防疫用資機材の確保 ・ 防疫班の編成
救護班	・ 予防接種 ・ 健康調査、健康相談 ・ メンタルヘルスケア（精神保健相談） ・ 栄養調査、栄養相談 ・ 保健活動班の編成

第 1 防疫

1 感染症の予防

町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- ・感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- ・避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ・必要に応じ、ねずみや昆虫等の駆除を行う。
- ・疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

2 防疫用資機材等の確保

県は、町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を町へ供給する。

県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請する。

3 支援要請

県は町が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

4 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図るものとする。防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- ・検疫
- ・防疫消毒の実施
- ・集団給食の衛生管理
- ・飲料水の管理
- ・トイレの衛生管理
- ・その他施設内の衛生管理

5 防疫の実施要領

衛生班は、各地区公衆衛生組合の協力を得て、迅速に防疫活動を実施する。また、消毒は、基準に定められた薬剤、使用量により行う。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

町は県と協力して定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施するものとする。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

被災地、特に避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、町は県、

精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は県と協力して定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

4 子どもたちへの健康支援活動

教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

5 保健活動班の編成

町は、保健師（1人以上）、栄養士（1人）から保健活動班を編成し、保健活動を行う。

6 保健活動班の業務

保健活動班は、おおむね次の業務を行うものとする。

- ・健康相談
- ・健康調査
- ・保健指導
- ・メンタルヘルスケア

第3 食品衛生対策

町は、県に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

第24節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模な災害による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

■実施機関及び担当業務

遠田警察署 大崎地域広域行政事務組 合消防本部 消防団員	・行方不明、死亡していると推定される者の搜索
衛生班	・遺族等が混乱期のためできないと認められる遺体の処理と収容及び埋葬 ・遺体安置場所の設定 ・火葬場、埋葬予定場所の設定

第1 遺体等の搜索

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

第2 遺体の検視（死体調査）、収容及び処理

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、警察等の検視（死体調査）、医師による死亡確認を経た上で、遺体の一時保存、洗浄、修復、消毒などの処理を行う。

警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届け出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。

町は、警察と連携し、検視遺体数及び病院、消防等関係機関と連絡をとり、検視（死体調査）を経ないで医師が死亡確認した災害に原因した遺体数を確認して、災害による死者を把握する。また、遺体の適正な保存のため、必要な棺やドライアイス、遺体収納袋等の確保の支援に努める。

第3 遺体の火葬・埋葬

1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

2 町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

3 町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

（1）被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

（2）広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

（3）火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

（4）遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

（5）広域火葬の終了

イ 町は、広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

（6）一時的な埋葬について

町は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状

態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。

- 5 町は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 6 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第25節 社会秩序の維持活動

大規模な災害発生においては市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

町民班	・生活必需品の物価監視
遠田警察署 防犯協会 防犯実働隊	・治安維持活動

第1 生活必需品の物価監視

町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第2 警察の活動

警察は、独自に又は防犯協会、防犯実働隊等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第26節 廃棄物処理活動

大規模な災害時には、建物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所などにおけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

■実施機関及び担当業務

衛生班	・一般廃棄物処理発生量の見込み等の情報収集 ・廃棄物処理の指示 ・県への不足人員、不足車両に対する支援要請 ・し尿処理の指示 ・ごみ一時保管場所の確保
大崎東部クリーンセンター 大崎広域リサイクルセンター	・二次災害の防止を考慮した処理 ・町との連携

第1 処理体制

1 情報の収集

町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。

2 支援の要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

第2 処理方法

町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。町は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

1 ごみ処理

町は、災害発生後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

2 災害廃棄物

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(1) 優先順位

町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 初期対応

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握する。衛生班は、がれきの発生量を把握する。

また、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(3) 住宅関連のがれき処理

衛生班は、住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに処理する。

(4) 主要道路上のがれき処理

建設班は、災害時における町管理道路の巡視を行い、町管理道路に障害を及ぼしているがれきを除去・処理する。なお、町管理以外の道路については、その道路管理者に処理を要請する。

(5) 河川関係のがれき処理

建設班は河川の巡視・公共下水道・排水路等の巡視を行い、橋脚、暗渠流入口等にかえるがれきを関係機関への要請又は自らによって除去・処理する。

(6) 鉄軌道上のがれき処理

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(7) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。

- ・他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ・危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ・がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ・アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、町民の健康管理に十分配慮する。
- ・がれきの搬出時は、荷台シートカバーなどによる飛散防止策を講じる。

(8) 除去したがれきの処理

除去したがれきの処理については、次の事項に従い行う。

- ・多量のがれきが発生した場合は、大崎広域東部クリーンセンターと処理体制等について協議するとともに、公共地等を仮置場として選定する。
- ・倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃に分別する。
- ・可燃物で再使用不能のものは、町民生活班において焼却する。

(9) 応援要請

衛生班は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ総務部を通じて県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【資料】 ごみ一時保管場所（略）

3 し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの早期設置のため、災害協定締結業者、レンタル・リース業者等との協力体制を整備する。また、設置に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮を行う。

また、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

4 事業者の処理責務

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第27節 教育活動

教育委員会は、災害により教育施設が被災し、児童、生徒又は幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒又は幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

学校班	・被害状況の把握 ・教育施設の応急復旧 ・避難所の運営協力 ・応急教育の実施 ・学用品等の調達 ・給食の実施
社会教育施設班	・文化財の応急措置
学校長、園長等	・児童生徒等の避難の指示等及び誘導 ・被害状況の把握 ・保護者との連絡、引渡し等の措置 ・児童生徒等の健康管理

第1 避難措置

学校長又は園長等は、災害が発生した場合、町長が避難の指示等を行った場合、児童・生徒・幼児の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

1 在校時の措置

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒、幼児の避難の指示等及び誘導を行うとともに、要救助者の有無及び被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに学校長へ状況を報告する。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

3 児童生徒等の健康管理

災害が発生した場合及び町長が避難の指示等を行った場合、児童・生徒・幼児が心的あるいは身体的なストレス等を受けることから、学校長等は、担当教職員等に指示して保護者等と連携しながら、児童生徒等の健康管理に努める。

第2 学校施設等の応急措置

校長・園長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第3 教育の実施

校長・園長は、被災の状況により授業が実施できないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとるものとする。また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じる。

1 教育の実施場所の確保

教育委員会は、校内等での授業が困難な場合は、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。また、応急教育の実施場所の確保が困難な場合又は状況に応じて仮設校舎を建設する。

2 教職員の確保

校長・園長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第4 学用品等の調達

町は、災害により学用品等を喪失し、又はき損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の供与に努める。

1 支給対象者

支給対象者は、災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒、高等学校生徒とする。

2 支給範囲

支給範囲は、教科書及び教育委員会が必要と認めた教材、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。

3 支給の期限

支給の期限は、教科書及び教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

ただし、やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、県に期間の延長を要請する。

第5 給食

町及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。応急給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処するものとする。また、感染症の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第6 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

町は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員

会並びに各自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。

当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第7 児童生徒等の健康管理

災害が発生し、児童生徒に強いストレスが加わると種々の心身の不調が生じる。そのため、災害発生直後から早期に心のケアが必要となる。

このような児童生徒の状況に適切な対応を行うためには、日頃から、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察を実施するとともに、教職員があらかじめ児童生徒に現れる心身の不調の特徴を理解しておくことが大切である。

第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第9 文化財の応急措置

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を町又は県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

町教育委員会、社会教育施設等は、速やかに、町指定文化財の被害の状況を把握し、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。また、必要に応じ、関係機関を被災箇所へ派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧

災害により、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体・財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、情報収集で得た画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

■実施機関及び担当業務

業務班 施設対策班	・上水道施設の被害調査 ・上水道施設の保全及び応急復旧 ・り災地域の給水活動 ・公共下水道施設・農業集落排水施設等の被害調査 ・公共下水道施設・農業集落排水施設等の保全及び応急復旧
宮城県大崎広域水道事務所、美里町水道事業所	・水道施設の被害調査 ・水道施設の保全及び応急復旧 ・緊急供給給水活動
中南部下水道事務所	・流域下水道施設の被害調査 ・流域下水道施設の保全及び応急復旧
北部地方振興事務所	・農業集落排水施設等の被害調査 ・農業集落排水施設等の保全及び応急復旧
東北電力ネットワーク(株)古川電力センター	・電力施設の被害調査 ・電力施設の保全及び応急復旧
(一社)宮城県L P ガス協会	・液化石油ガス施設の被害調査 ・液化石油ガスの保全及び応急復旧
東日本電信電話(株)宮城支店	・電信・電話施設の被害調査 ・電信・電話施設の保全及び応急復旧
仙台プロパン(株)	・災害時におけるガスによる二次災害防止 ・災害時におけるガスの供給確保

第 1 水道施設（町）

1 被害の拡大防止

水道事業管理者は、災害時、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

2 応急復旧

水道事業管理者は、復旧にあたって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

3 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、県及び日本水道協会宮城県支部に対し、応援のあつせんを要請する。

第 2 広域水道用水供給施設（宮城県大崎広域水道事務所）

広域水道管理者は、広域水道用水供給施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、取水・導水・浄水・送水施設等広域水道用水供給機能を確保するため迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 送水管等

広域水道管理者は、送水管・水管橋等施設の構造、機能的被害を調査の上、水道用水供給機能の確保に努める。

2 取水・導水・浄水施設等

広域水道管理者は、取水・導水・浄水施設等の構造、機能的被害を調査の上、広域水

道用水供給機能の確保に努める。

第3 公共下水道施設（町）

町は、公共下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第4 流域下水道施設（中南部下水道事務所）

流域下水道管理者は、流域下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

流域下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

流域下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第5 農業集落排水施設（北部地方振興事務所及び町）

北部地方振興事務所及び町は、農業集落排水施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

1 管渠

北部地方振興事務所及び町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設官渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

北部地方振興事務所及び町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水排水機能の確保に努める。

第6 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社古川電力センター）

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・ 現地調達
- ・ 対策組織相互の流用
- ・ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、かつ、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速、かつ、確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動系防災行政無線等の活用により通信連絡を確保する。

（３） 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第７ ガス施設

１ 液化石油ガス施設

１） 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

（１） 応急措置と応援要請

気象警報等により災害の発生が予想されるときは、直ちに緊急資機材等の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

（２） 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

（３） 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を一般社団法人宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

（４） 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等（水害時は流出容器の捜索状況と発見についての報告）について、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県ＬＰガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

２） 一般社団法人宮城県ＬＰガス協会

一般社団法人宮城県ＬＰガス協会は、各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。

3) 県

県は、上記販売事業者及び一般社団法人宮城県LPGガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

4) 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

第8 電信・電話施設（東日本電信電話株式会社宮城支店）

1 復旧対策

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の措置を講じる。

- ・応急復旧対策として、可搬型交換装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の設置等を行う。
- ・重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
- ・広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

2 ふくそうが発生した場合の措置

通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ・設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- ・被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ・被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

■通信依頼先

通信依頼先	依頼方法	指定電話	手続
東日本電信電話(株)	非常(緊急)扱い電報	災害時優先電話	・申込み受付番号は115番 ・「非常(緊急)扱い電報」である旨を告げる。 ・必要理由、事情を告げる。

第29節 防災資機材及び労働力の確保

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう

万全を期する。

■実施機関及び担当業務

防災班	・ 防災資機材の調達 ・ 県、関係機関等への要請
総務班	・ 労働力の確保 ・ 技術者の派遣要請 ・ 職員の配備体制

第 1 防災資機材の調達

町は、防災用資機材の確保と、効率的な応援復旧を行うため、遠田商工会と災害対策支援に関する協定書の締結を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織は、防災資機材等を活用し初期防災活動を行うものし、被害状況の把握を行い、町に報告し、必要な物資・支援を町に要請する。

第 2 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

- ・ 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- ・ 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- ・ 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- ・ 従事命令等による労働者等の強制動員

第 3 応援要請による技術者等の動員

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 職員派遣要請手続

町長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の供与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣のあっせん要求手続

町長が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・職員を必要とする期間
- ・派遣される職員の供与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

- ・医師、歯科医師又は薬剤師
- ・保健師、助産師又は看護師
- ・土木技術者又は建築技術者
- ・大工、左官又はとび職
- ・土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ・鉄道事業者及びその従事者
- ・自動車運送業者及びその従事者

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ・ 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋もしくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- ・ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第 3 0 節 農業の応急対策

風水害等災害により、農業生産基盤等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

管理班	・ 所管施設等の被害情報の収集、調査
産業班	・ 関係団体等との連絡調整 ・ 農作物、農業用施設の災害対策
農業関係団体等	・ 農業災害にかかる応急対策の実施

第 1 農業用施設

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第 2 農産物

1 共通対策

(1) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行うよう指導する。

(2) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をするよう指導する。

2 水稻

(1) 水害

- ・用排水路、けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い用水路の確保を指導する。
- ・速やかに排水を図る。泥水の冠水などの被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を指導する。

(2) 干ばつ

- ・用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行うよう指導する。

(3) 凍霜害

- ・育苗期間の降霜情報に注意し、水管理（深水、干水）及び保温のための対策を行うよう指導する。

3 畑作物

(1) 水害

- ・速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥するよう指導する。
- ・退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行うよう指導する。
- ・回復不可能な場合は、速やかに転作するよう指導する。

(2) 干ばつ

- ・根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐよう指導する。
- ・マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できる場所は畦間に灌水するよう指導する。

(3) 凍霜害

- ・不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温するよう指導する。
- ・強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとくすよう指導する。
- ・果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用するよう指導する。
- ・回復する見込みのない場合は、再播種や転作するよう指導する。

(4) 雨害

- ・麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努めるよう指導する。

(5) 雪害(麦類)

- ・融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行うよう指導する。

4 果樹

(1) 水害

- ・倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支えるよう指導し回復を促進させる。
- ・浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行うよう指導する。

(2) 干ばつ

- ・草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は

除草をかね浅い中耕を行い敷草をするよう指導する。

- ・晴天が続く時は薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(3) 霜害

- ・自園における気温観測を降霜通報時に実行するよう指導する。
- ・燃料器具資材である燃烧器、重油等を十分準備するよう指導する。
- ・被害後は、人口授粉を励行するよう指導する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるので、早期の芽かき、整枝に注意する。

5 園芸等施設

- ・保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- ・被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ・暖房機を稼働させるための電源を確保するよう指導する。
- ・重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

6 その他の災害等

- ・その他の災害等については、農業災害ハンドブック（宮城県農政部）により、関係機関等と十分協議をしながら指導する。

第3 畜産

1 応急技術対策

(1) 水害

- ・家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- ・被害家畜の健康検査を実施するよう指導する。
- ・状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ・給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- ・徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ・被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵するよう指導する。
- ・発芽間もない牧草に関しては、転圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ・牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- ・家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ・融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- ・畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

- ・家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

- ・飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

(1) 防疫

- ・家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- ・患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- ・殺処分又は死体の焼却、埋却
- ・汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

町は、県の指導・協力のもと、次の活動を行う。

- ・防疫家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、死亡獣畜の検査を行う。
- ・死亡獣畜が伝染病でない場合において、その所有者が明らかなときは、町は所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。
- ・死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。
- ・所有者不明等の死亡獣畜が発生した場合は、町が適切に処理する。

第3 1 節 応急公用負担等の実施

第1 目 的

災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

■実施機関及び担当業務

企画班	・ 応急公用負担等の事務
遠田警察署	・ 町長、町職員がいない場合の応急公用負担等の措置

第2 応急公用負担等の権限

1 町長

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長は、次の措置をとることができる。

- 1) 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。
- 2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置。
- 3) 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- 4) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官は町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職団員

(1) 消防職員、消防団員

- ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

- ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
- イ (1)のア及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

4 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - ア 被害者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
 - ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、「1 町長」に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第3 公用令書の交付

- 1 知事は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

- 2 知事は、公用令書に次の事項を記載しなければならない。
- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該処分根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行規則に定めるとおりとする。

第4 手続き

- 1 町長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示するものとする。
- 2 町長は物的公用負担を、次により行うものとする。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者等に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。
 - イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する遠田警察署に掲示し、通知に代えるものとする。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - ア 町長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適正な方法で保管するものとする。
 - イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。
 - ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管するものとする。
 - エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。
 - オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6箇月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償するものとする。
- 2 区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償

は行わないものとする。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例の定めに従い損害を補償するものとする。

第 3 2 節 災害種別毎応急対策

災害時には、県、住民、自主防災組織、事業所等の協力を得ながら、消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて二次災害の拡大防止措置等を行う。

■実施機関及び担当業務

大崎地域広域行政事務組合消防本部		・消防団の指揮統制 ・自主防災組織の指揮統制 ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定 ・その他災害防ぎょに必要な活動
消防団	団 長	・団活動の方針決定 ・分団活動の指揮統制 ・本部、署隊との連携
	分団長	・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定、本部長の特命による業務 ・その他災害防ぎょに必要な活動
自主防災組織		・出火防止、初期消火活動

第 1 火災応急対策

火災発生時には、消防機関は、県、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(2) 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(3) 消火有効地域優先の原則

警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたるものとする。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防本部の活動

消防長は、消防本部管内の消防隊及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(大崎地域広域行政事務組合消防本部)消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

3 消防団の活動

火災が発生し、大崎地域広域行政事務組合消防本部からの要請があった場合、町長は、消防計画に基づき、消防活動を指示する。住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(1) 出火警戒活動

火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難^①指示等が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

事業所は、以下の活動を行う。

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害時には以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 町民の活動

町民は、以下の活動を行う。

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

7 町の措置

消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、消防団の動員を迅速に行うとともに、住民の安全な避難誘導を円滑に行うため自主防災組織との連携に万全を期するように努める。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が町の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、町長は、「第2章第12節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第2章第13節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(3) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(4) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(5) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

3 町の措置

町は、地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

4 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

第3 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

大崎地域広域行政事務組合消防本部	・施設責任者に対する安全対策の指導 ・周辺住民の避難、広報等の措置
施設責任者	・危険物の流出、爆発等の防止のための緊急停止措置 ・危険物施設の状況確認 ・消火設備、保安電源等の応急点検 ・危険物施設の応急補修、危険物の除去等 ・初期消火、危険物の流出拡散防止措置 ・消防、警察等の防災関係機関への通報、状況の報告 ・従業員、周辺地域住民の避難、広報等の措置

1 危険物施設

石油等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて指導する。

- ・危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- ・施設の応急点検と出火等の防止措置
- ・混触発火等による火災の防止措置
- ・初期消火活動
- ・タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置
- ・防災関係機関との連携活動

(1) 災害発生事業所等の措置

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに所轄消防署、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者に対し注意喚起を行う。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊その他の要員により、次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに必要に応じて他の関係企業等の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡散を防止するための措置をとる。
- 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- 排出された油の回収を行う。
- 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(イ) 危険物の排出があった場合

- 損傷箇所の修理を行う。

- b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 消火準備を行う。

2 高圧ガス施設

高圧ガス販売所・貯蔵所等の事業所は、災害発生後速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。

県は、災害の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、指定事業所及び高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をし、迅速、かつ、適切な措置が講じられるよう調整指導・助言する。

【資料】 危険物施設等一覧（略）

第4 航空災害応急対策

航空機事故等により町内に大規模な災害が発生した場合、地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力の下、応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、又は被害の軽減を図る。

■実施機関

東北地方整備局、仙台空港事務所、建設班、産業班

1 町の措置

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

事故発生時に火災が発生したとき、又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。

被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第5 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

■実施機関

管理班、建設班、東日本旅客鉄道(株)仙台支社

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社の措置

第18節 公共土木施設等の応急復旧、「第4 鉄道施設」に係わる応急対策を実施する。

2 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第6 道路災害応急対策

道路災害による要救助者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

■実施機関

管理班、建設班、仙台河川国道事務所、北部土木事務所、東日本旅客鉄道(株)仙台支社
--

1 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、要救助者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

2 要救助者の救助・救出

道路災害による要救助者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

3 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、警察と連携して交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

4 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、警察と連携して交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

第3章 行政機関の業務継続計画の実施

町は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、あらかじめ策定した業務継続計画に基づき、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入し、業務継続性を確保する。

第 3 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町土を構築していくことを目的とする。

■実施機関

建設班、管理班、産業班、施設対策班、学校班、救護班、関係機関

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び応急復旧後の状況等を把握し、必要に応じ国、県等との連携のもと、災害に強い町土づくりの中長期的な復興計画等を早急に検討し基本的事項を定める。

第2 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い町土づくりを基本とした改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進する。

2 災害復旧計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
＜河川、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園＞・ 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）・ 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）・ 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）・ 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）・ 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）・ 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）・ 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）・ その他災害復旧事業計画 |
|--|

3 事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進め

るための配備体制が不十分となる場合は応援要請等の措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき、国が一部負担又は補助するもの

- ・ 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 水道法・災害復旧費補助金交付要綱による上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- ・ その他

第3 災害復興計画

町は、災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、復興の基本方針に基づき、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

策定にあたっては、被災状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。

3 復興事業の実施

町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復興事業を早期に実施するため配備体制等が不十分となる場合は応援要請等の措置を講じる。

第2節 生活再建支援

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

町は、住民に対して、広報活動や窓口の設置を行う。

■実施機関

県、企画班、避難所運営班、支援班、調査班、産業班、指定公共機関

第1 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 対象世帯

対象となる世帯は次のとおりである。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
① 全壊 (損害割合 5 0 % 以上)	1 0 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	3 0 0 万円
		補修	1 0 0 万円	2 0 0 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	5 0 万円	1 5 0 万円
④ 大規模半壊 (損害割合 4 0 % 台)	5 0 万円	建設・購入	2 0 0 万円	2 5 0 万円
		補修	1 0 0 万円	1 5 0 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	5 0 万円	1 0 0 万円
⑤ 中規模半壊 (損害割合 3 0 % 台)	—	建設・購入	1 0 0 万円	1 0 0 万円
		補修	5 0 万円	5 0 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	2 5 万円	2 5 万円

4 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書の交付のための調査や発行業務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

第2 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。県は、町による貸付に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導助言を行う。

2 母子父子寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害臨時費を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の

手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも適合する世帯であること。

- ・貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- ・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- ・必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

第3 生活保護

県は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第4 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、美里町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等の制度による給付金が支給されない場合に限る)。

県は、町による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し、指導助言を行う。

第5 罹災証明の交付

町は、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書を交付する。

第6 被災者台帳

町は、必要に応じ、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の総合的かつ効率的な実施に努める。

町は、被災者台帳を作成するために必要な場合は、災害救助法に基づき被災者の救助を実施した県に、被災者の情報提供を要請することができるものとする。

第7 税負担等の軽減

県及び町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国民健康保険制度における医療費負担及び国民健康保険税の減免等を行う。

第8 雇用対策

公共職業安定所の長は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- ・離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- ・被災者のための特別相談窓口等の設置
- ・雇用保険失業給付の特例支給
- ・雇用調整助成金の特例適用の要請
- ・被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第9 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである。制度の普及促進について、関係機関に普及促進に努めるよう働きかける。

第3節 住宅復旧支援

町は、県、関係機関と協働して、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅復旧支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

■実施機関

県、企画班、管理班、建設班、住宅金融支援機構、金融機関

第1 一般住宅復興資金の確保

町は、県が設置する一般住宅復興資金相談窓口等と協調して、住宅再建支援措置を講じる。

第2 住宅の建設等

県及び町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

県及び町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取、若しくは被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導を実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4節 産業復興の支援

被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じる。

■実施機関

県、産業班

第1 中小企業金融対策

町は、商工会と連携し、金融相談窓口を設置、必要に応じ利子補給を実施する。あわせて、円滑な融通が図れるよう、手続き等への支援に努める。

県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関等と連携し災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第2 農林漁業金融対策

町は、円滑な融通が図れるよう、手続等への支援に努める。

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、農林漁業金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融通を図る。

第5節 都市基盤の復興対策

住民生活や都市機能等の復興を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン等の施設を早期に復旧し、災害に強い町土構築の都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

■実施機関

県、企画班、建設班、管理班、施設対策班、関係機関等

第1 想定される計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

主要交通施設の整備	道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	各施設等の早期復旧と耐震性強化や緊急情報通信システムのネットワーク化の信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

■実施機関

町、県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会

第1 受入れ

1 窓口の決定

町は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 受入及び管理

町、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分

1 県の配分

県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、被害市町村に配分する。

2 町の配分

町の義援金配分委員会は、町で受付けした義援金と県の配分委員会から配分された義援金を合わせて、被災者に対し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町の職員が行う。

第7節 激甚災害の指定

町内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

■実施機関

防災班、支援班、管理班、建設班、産業班、県、国

第1 激甚災害の調査

1 県

県は、町の被害状況を検討の上激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

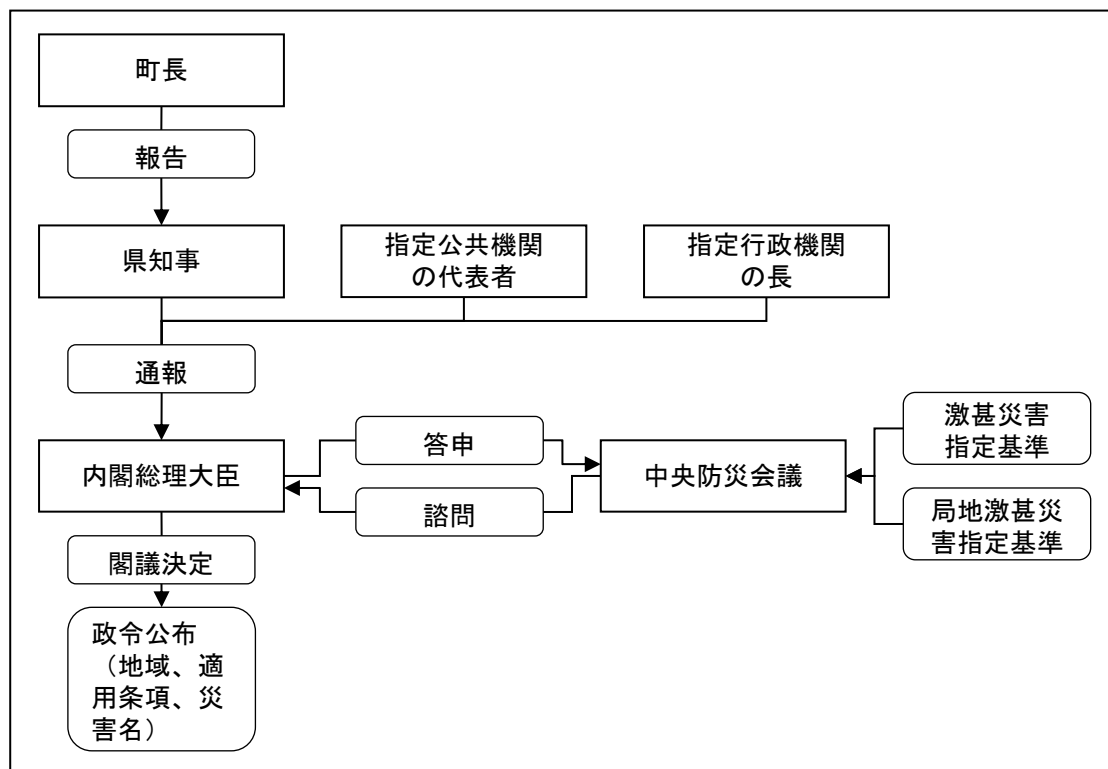
2 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力をする。

第2 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きをとる。

■激甚災害の指定手順



第3 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第4 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）<ul style="list-style-type: none">・公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等(2) 農林水産業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）エ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（法第10条）オ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(3) 中小企業に関する特別の助成<ul style="list-style-type: none">ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）・その他の特別の財政援助及び助成イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）(4) その他の特別の財政援助及び助成<ul style="list-style-type: none">ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|--|

2 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）(4) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）(5) 中小企業に関する特別の助成（法第12条）(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） |
|---|

【資料】 激甚災害指定基準（略）

第 3 編 地震災害対策編

第 1 章 災害予防対策

第1節 地震防災対策事業

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進する。

■実施機関

防災管財課、建設課、健康福祉課、長寿支援課、産業振興課、水道事業所、下水道課、教育総務課、まちづくり推進課、子ども家庭課、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

県知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、積雪寒冷地特有の課題や、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。また、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

1 計画期間

計画期間は次のとおりである。

・第一次五箇年計画	平成 8～12年度
・第二次五箇年計画	平成13～17年度
・第三次五箇年計画	平成18～22年度
・第四次五箇年計画	平成23～27年度
・第五次五箇年計画	平成28～令和 2年度
・第六次五箇年計画	令和 3～令和 7年度

2 事業対象地区

第三次地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

3 対象事業の範囲

対象事業の範囲は次のとおりである。

- ・避難地
- ・避難路
- ・消防用施設
- ・消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ・緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート
- ・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（※）
- ・上記※のほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ・地域防災拠点施設
- ・保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ・防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ・井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ・非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ・救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材
- ・老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2節 地盤にかかる施設等の災害対策

町及び防災関係機関は、地震や大雨等に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険区域等の実態を調査し、危険区域等における災害防止策について、関係者に対し啓発及び指導を行う。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、消防団、北部土木事務所、大崎地域広域行政事務組合消防本部

第1 土砂災害防止対策の推進

「第2編 風水害等災害対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第1節 風水害等に強い町土づくり」

「第2 土砂災害予防対策」を準用する。

第2 農業施設等

1 農業・農村における基盤整備の推進

町は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進する。

2 農業施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

町は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

4 農業被害の予防対策

町は、農業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

ロ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備の確保のための対策を請じる。

(2) 営農防災対策の推進

イ 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

ロ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

第3 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

このため、町及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たって地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

第3節 河川施設等の災害対策

町及び防災関係機関は、地震に伴う河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

■実施機関

建設課、産業振興課、北上川下流河川事務所、北部土木事務所、各土地改良区

第 1 河川管理施設

町は、地震による堤防の決壊がもたらす浸水被害を防止するため、各河川管理者に対し、堤防の耐震性確保のための必要な対策を実施するように要請する。

第 2 農地、農業施設

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

第 4 節 交通施設の災害対策

道路、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。道路管理者等は、これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害することから、交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保に努める。

■実施機関

仙台河川国道事務所古川国道維持出張所、北部土木事務所、建設課、東日本旅客鉄道 (株)仙台支社

第 1 道路施設

道路管理者は、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた区域について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や道路整備五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険区域について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び市町村との情報の共有化を図る。

2 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

3 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

4 交通管制施設

警察は、広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性を確保する。

第2 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状又は既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

第5節 都市の防災対策

「第2編 風水害等災害対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第2節 都市の防災対策」を準用する。

第6節 建築物等の耐震化対策

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

■実施機関

防災管財課、建設課、産業振興課、健康福祉課、長寿支援課、水道事業所、下水道課、教育総務課、子ども家庭課、まちづくり推進課
--

第1 公共建築物

町及び施設管理者は、庁舎、学校、社会福祉施設等要配慮者に係る施設、病院、不特定多数収容施設（集会所、ホール等）など、常に防災上重要な公共建築物の防災性・耐震性の向上に努める。

1 町有建築物

町有建築物で災害時に被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については補強設計・補強工事を実施する。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における幼児・児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

（1）校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

（2）設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）の設置にあたっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、幼児・児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び生活用水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に推進する。

第2 一般建築物

1 建築物の耐震・改修の促進

町は、新たな建築予定者に対しては、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を窓口相談等において周知し、特定行政庁の指導により、建築物の耐震化の推進に協力する。

また、既存建築物の耐震診断・耐震改修に対する指導・普及啓発を行うとともに、戸建て木造住宅に対する耐震診断・耐震改修工事助成を実施し、建築物の耐震化を推進していく。

2 防災診断・防災改修の促進

町は、特定行政庁による定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関に協力し、建築物の所有者に対する防災意識の高揚と耐震診断を促し、家屋耐震補強工事助成等の活用を啓発する。

第3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

県は、防災避難に関して特に危険性のある特殊建築物・建築設備等に対しては、改善指導を行い、町は危険性の除去に協力する。

- ・特殊建築物とは、劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物。
- ・建築設備とは、換気設備（中央管理方式の空調設備に限る）、排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る）、非常用の照明装置（蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る）。

第4 ブロック塀等の安全対策

町内の通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、除去工事助成を活用して安全対策の推進を図る。

第5 建物内の安全対策

町は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

木造住宅については、実施した耐震診断結果により耐震補強工事が必要と認められた高齢者、特に要配慮者を対象に耐震シェルターや防災ベット等を設置するための助成制度を検討する。また、国及び県に対し助成制度を設けるよう働きかける。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

「第2編 風水害等災害対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第4節 ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

第8節 危険物施設等の予防対策

「第2編 風水害等災害対策編」

「第1章 災害予防対策」

「第20節 災害種別毎予防対策」

「第3 危険物等災害予防対策」を準用する。

第9節 職員の配備体制

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、平常時から各組織の配備・動員計画を定める。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定める。

■実施機関

総務課、防災管財課

第1 町の配備体制

1 配備体制の明確化

町内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。

なお、町長が不在等により災害対策本部長として指揮が取れない場合は、副町長が指揮をとる。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。

（1）警戒配備（0号）

町内で地震が発生し、災害対策本部設置には至らないが、特に防災管財課長が必要と認めたときは、警戒配備体制を敷く。

（2）特別警戒配備（1号）

町内で震度5弱の地震が観測された場合、又はその他に副町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体

制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

町内で震度5強の地震が観測された場合、又はその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町内で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築する。

第2 防災関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

災害時は、必要な職員を動員し、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

2 災害対策本部への要員派遣体制の整備

防災関係機関は、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

3 公的施設の管理者

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第3 防災担当職員

町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第4 人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第5 感染症対策

町は、災害対応に当たる職員等の感染症対策のため、健康管理等を徹底する。

第6 応急活動のためマニュアル作成

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル

を作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第7 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

（1） 業務継続計画（BCP）の策定

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（2） 業務継続体制の確保

町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（3） 業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

（1） 電源及び非常用通信手段の確保

町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

（2） 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに
行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第 1 0 節 情報通信連絡網の整備

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 5 節 情報通信連絡網の整備」を準用する。

第 1 1 節 防災拠点等の整備

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 7 節 防災拠点等の整備」を準用する。

第 1 2 節 相互応援体制の整備

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 8 節 相互応援体制の整備」を準用する。

第 1 3 節 緊急輸送体制の整備

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 1 0 節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 1 4 節 医療救護体制の整備

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 9 節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第 15 節 火災予防対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 20 節 災害種別毎予防対策」

「第 1 火災予防対策」を準用する。

第 16 節 避難対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 11 節 避難対策」を準用する。

第 17 節 食料・飲料水及び生活物資の確保

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 12 節 食料・飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第 18 節 ボランティアのコーディネート

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 14 節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第 19 節 要配慮者対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」

「第 15 節 要配慮者対策」を準用する。

第 20 節 廃棄物対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 1 章 災害予防対策」
「第 1 3 節 廃棄物対策」を準用する。

第 2 1 節 防災知識の普及

「第 2 編 風水害等災害対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 1 7 節 防災知識の普及」を準用する。

第 2 2 節 地震防災訓練の実施

「第 2 編 風水害等災害対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 1 6 節 防災訓練の実施」を準用する。

第 2 3 節 自主防災組織の育成

「第 2 編 風水害等災害対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 1 8 節 地域における防災体制」を準用する。

第 2 4 節 企業等の防災対策の推進

「第 2 編 風水害等災害対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 1 9 節 企業等の防災対策の推進」を準用する。

第 2 5 節 行政機関の業務継続計画の策定

「第 2 編 風水害等災害対策編」
「第 1 章 災害予防対策」
「第 2 1 節 行政機関の業務継続計画（BCP）の策定」を準用する。

第 2 章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、大規模な地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員行動計画に基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

■実施機関及び担当業務

全職員	・ 配備にあわせた動員及び参集
防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 消防団の動員
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・ 消防職員の動員

第1 配備体制

町内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。各配備体制の基準等は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令された場合には被害状況を迅速に把握する。

1 警戒配備（0号）

町内で地震が発生し、災害対策本部設置には至らないが、特に防災管財課長が必要と認めたときは、警戒配備体制を敷く。

2 特別警戒配備（1号）

町内で震度5弱の地震が観測された場合、又はその他に副町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

3 特別警戒配備（2号）

町内で震度5強の地震が観測された場合、又はその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

4 非常配備（3号）

町内で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

■配備の基準・内容

区分		配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備	0号	・ 町内に地震が発生し、特に防災管財課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒本部 (本部長：防災管財課長)	各課配備担当職員	・ 休日及び勤務時間外における配備体制については、課(所等)長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。
	1号	・ 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ・ その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(1号) (本部長：副町長)	関係課(所等)長、配備担当職員	・ 災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。
	2号	・ 町内で震度5強の地震が観測されたとき。 ・ その他特に町長が必要と認めたとき。	関係課(所等)長及び関係課(所等)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部(2号) (本部長：町長)	関係課(所等)長、配備担当職員	・ 地震については、警報の発表又は地震の観測をもって自動設置するので、設置についての伝達を行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんに関わらず、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。
非常配備		・ 町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ・ その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合 ・ その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	災害対策本部 (本部長：町長)	本部員(本部会議)	・ 特別警戒配備(2号)が発令された場合には、被害状況を迅速に把握する。

第2 動員体制

職員行動計画に基づき動員体制を整える。

1 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

2 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に「配備の基準・内容等」に該当する地震等を覚知した場合、それぞれ所定の職員は指令に基づき、あるいは自主的に登庁し配備につくものとする。

3 動員の報告

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告する。

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び防災管財課長に報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事からの委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

5 県職員の派遣要請

知事は、町長の要請に基づき、あるいは要請がない場合でも、被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣する。災害対策支援のため必要と判断した場合は、職員を派遣する。

震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合

(1) 初動派遣職員

情報途絶市町村に対し、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る被災市町村の現状及び要望等）を収集し、持参した衛星携帯電話により、地方支部等に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員

被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う。

(3) 災害応援従事職員

災害対策基本法第68条の規定により、市町村長から応援を要求された場合の災害応援従事職員

第3 災害対策本部

1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- ・本町で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・相当規模の地震災害が発生した場合
- ・その他に町長が必要と認めた場合

2 災害対策本部の設置場所

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「2 災害対策本部の設置場所」を準用する。

3 実施責任者

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「3 実施責任者」を準用する。

4 本部会議の設置

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「4 本部会議の設置」を準用する。

5 現地災害対策本部の設置

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「5 現地対策本部の設置」を準用する。

6 災害対策本部の廃止

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「6 災害対策本部の廃止」を準用する。

7 災害対策本部の組織及び分掌事務

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第2 災害対策本部」

「7 災害対策本部の組織及び分掌事務」を準用する。

第4 消防機関の活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第3 消防機関の活動」を準用する。

第5 防災関係機関の活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第4 防災関係機関の活動」を準用する。

第6 関係機関等との連携

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第2節 防災活動体制」

「第5 関係機関との連携」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

地震による被害を最小限にとどめるため、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急対策活動を実施するものとする。

■実施機関及び担当業務

各班	・被害状況の収集
防災班	・気象、災害情報の収集及び伝達 ・被害状況の収集 ・通信手段の確保
調査班	・現地調査班の派遣
防災班 企画班 物資管理班	・関係機関との連絡調整 ・庁舎内施設の保全
大崎地域広域行政事務組合消防本部	・被害状況の収集及び伝達

第1 地震情報

1 仙台湾気象台からの情報の伝達

仙台湾気象台は、地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測結果及び状況を内容として地震情報を発表する。

(1) 地震情報

地震情報は、震源・震度に関するもの、各地の震度に関するもの、地震回数に関するもの等を内容として発表する。

(2) その他の情報等の発表

仙台湾気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

たとえば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

2 地震情報の受領責任者

仙台管区気象台から各防災関係機関等へ伝達される地震情報の受領責任者は、勤務時間内は防災管財課長とし、勤務時間外及び休日は警備員とする。

地震情報受領者は、直ちに防災管財課長又は関係各課長に、防災管財課長又は関係各課長は町長に報告する。

3 伝達措置

町長は、地震情報を受領した場合、住民等に注意を喚起するために、直ちにその内容に関係機関及び自主防災組織、住民等に通知するとともに、自主防災組織等と連携して、地域内の住民や団体等に対して周知を行う。

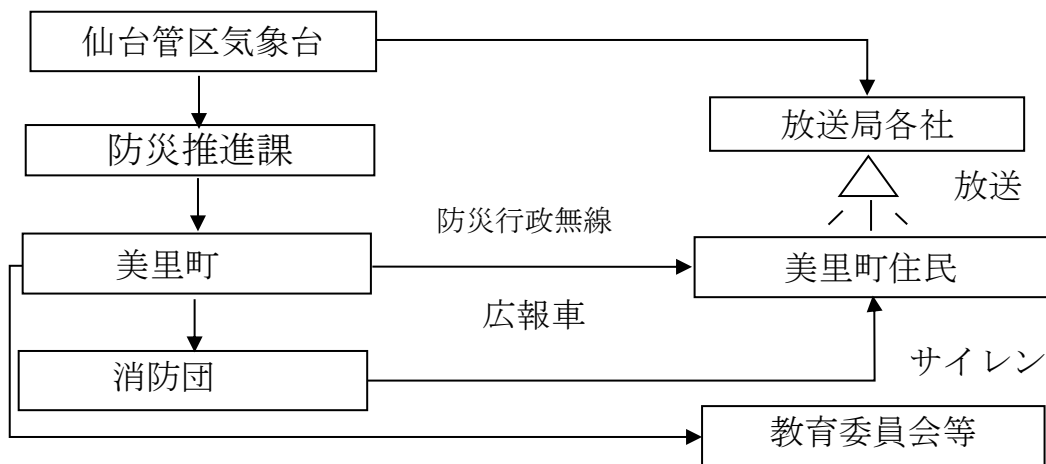
地震情報の受領後においては、テレビ等の報道内容に注意し、関係機関との連絡を密にする。

4 伝達の方法

伝達の方法は次のとおりとする。

- ・役場内への伝達は、庁内放送又は口頭で行う。
- ・住民への伝達は、放送各社による放送、全国瞬時警報システム及び同システムを活用した防災行政無線、メール配信サービス、MIDORI、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて関係機関と連携して行う。
- ・消防団から住民への伝達方法は、サイレン、広報車をもって行う。

■地震情報等の伝達系統図



第2 災害情報収集・伝達

1 地震発生直後の被害の収集・伝達

町及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

町及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

2 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、現地調査班による巡回や消防団、自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

町は、防災関係機関と連携を図り、町内の被害状況等の迅速な情報収集を行う。

■被害調査担当責任者

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	防災管財課長	各課（所、室）長、各行政区長、自主防災組織
一般住宅等建物関係	税務課長	各行政区長、自主防災組織
死傷者関係	健康福祉課長	各行政区長
農林水産・商工関係	産業振興課長	各土地改良区、農業協同組合、商工会、各行政区長
公共土木施設関係	建設課長	各行政区長
下水道施設関係	下水道課長	各行政区長
上水道施設関係	水道事業所長	各行政区長
学校施設関係	教育委員会事務局長	各学校長、各施設の長
社会教育施設	教育委員会事務局長 まちづくり推進課長	各施設の長
コミュニティ施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
スポーツ施設関係	まちづくり推進課長	各施設の長
社会福祉施設関係	健康福祉課長	各施設の長
病院等医療施設	南郷病院事務長	各施設の長

3 情報の伝達

町と県との情報伝達においては、主として防災行政無線を用いるが、防災行政無線が使用できない場合は、M I D O R I 及び宮城県地域衛星通信ネットワークを活用して県へ情報の伝達を行う。

町は、防災行政無線、メール配信サービス、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて、住民に必要な情報を提供する。防災行政無線が使用できない場合は、広報車や自主防災組織を通じて必要な情報を住民に提供する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、交換する災害情報は次のとおりである。

- ・災害に関する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- ・災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ・法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ・その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

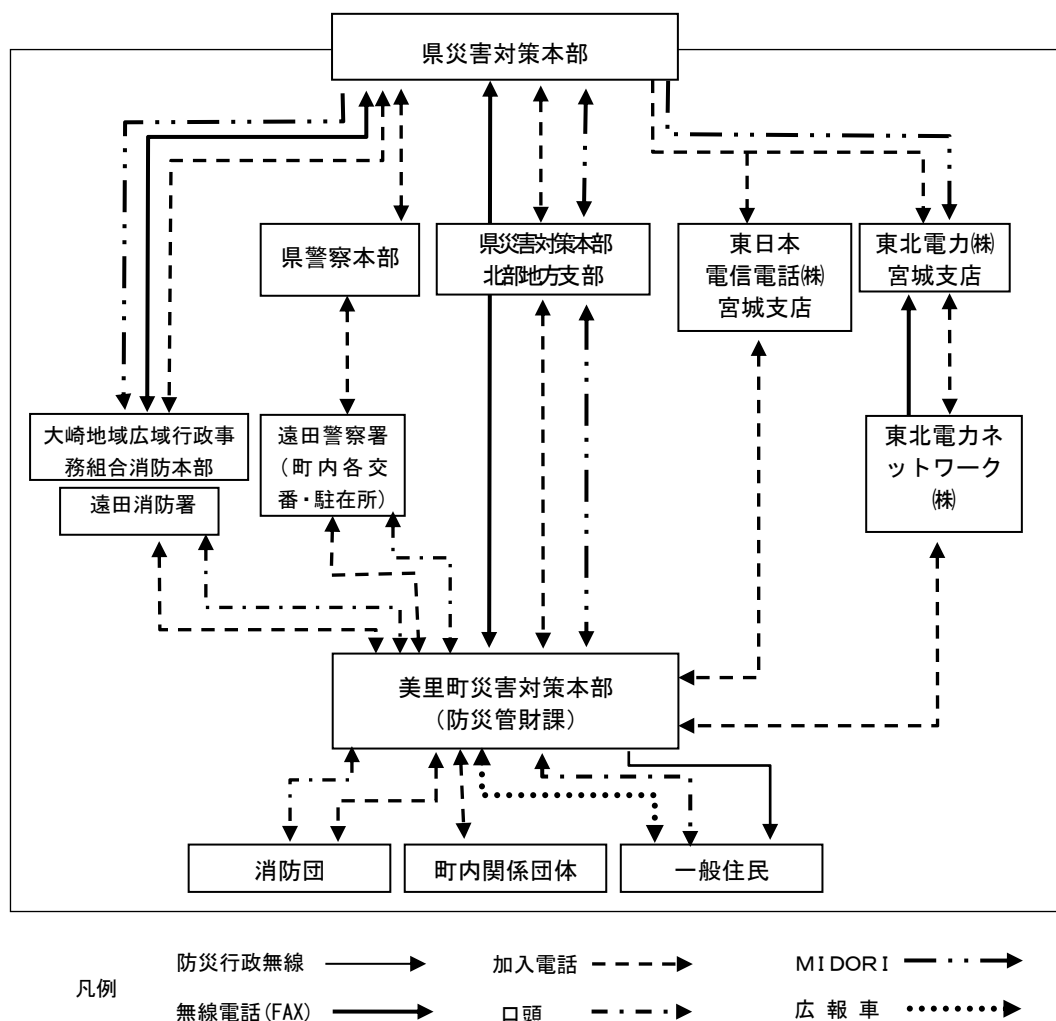
町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定める。

(3) 被害情報等の報告

町（町災害対策本部長）は、市町村被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集して県に報告する。

また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は災害が発生してから2週間以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告する。

■災害情報連絡系統図



第3 通信・放送手段の確保

1 町防災行政無線施設

町は、災害時における、救急・救助、医療及び消火に関わる情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、防災行政無線の通信手段の確保に努める。

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

避難所となる学校等と災害対策本部等との通信手段の確保に努め、併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 消防無線通信施設

消防機関では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

3 その他災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

大規模地震災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、単独ではなく複数の的確な通信手段の確保に努める。なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

■通信手段の状況・特徴

通 信 手 段	状 況 ・ 特 徴
加入電話	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、加入電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、災害時に発信規制がかけられても、他の携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によっては輻輳もある。
MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
災害用伝言ダイヤル(171)	災害時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービスで、加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板(web171)	災害時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービスで、パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提

	供開始や提供条件についてN T T東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害時、携帯電話会社が提供するサービスで安否情報の登録・確認ができる。

町は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

また、東北総合通信局は、町からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。

非常時には、通信機器の不具合や通信途絶、輻輳等により適切な通信状態を保持できないことがありうることから、町は、防災行政無線、メール配信サービス、SNS、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、通信手段の確保に努める。

(2) 郵便関係の措置

日本郵便株式会社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う支店及び郵便局等については、途定次第周知する。

第3節 災害広報活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第7節 災害広報活動」を準用する。

第4節 災害救助法の適用

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第9節 災害救助法の適用」を準用する。

第5節 救急・救助活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第14節 救急・救助活動」を準用する。

第6節 医療救護活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第15節 医療救護活動」を準用する。

第7節 消火活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第32節 災害種別毎応急対策」

「第1 火災応急対策」を準用する。

第8節 交通・輸送活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第16節 交通・輸送活動」を準用する。

第9節 ヘリコプターの活動

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第17節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第 1 3 節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第 1 1 節 相互応援活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 2 節 相互応援活動」を準用する。

第 1 2 節 避難活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 4 節 避難・誘導対策」を準用する。

第 1 3 節 応急仮設住宅等の確保

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 9 節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第 1 4 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 0 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第 1 5 節 相談活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 1 節 相談活動」を準用する。

第 16 節 ボランティア活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 20 節 ボランティア活動」を準用する。

第 17 節 要配慮者対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 21 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第 18 節 家庭動物の収容対策

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 22 節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第 19 節 防疫・保健衛生活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 23 節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第 20 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 24 節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第 21 節 社会秩序の維持活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 25 節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第 2 2 節 廃棄物処理活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 6 節 廃棄物処理活動」を準用する。

第 2 3 節 教育活動

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 7 節 教育活動」を準用する。

第 2 4 節 防災資機材及び労働力の確保

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 9 節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第 2 5 節 公共土木施設等の応急復旧

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 1 8 節 公共土木施設等の応急復旧」を準用する。

第 2 6 節 ライフライン施設等の応急復旧

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第 2 8 節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第 2 7 節 危険物施設等の安全確保

「第 2 編 風水害等災害対策編」

「第 2 章 災害応急対策」

「第32節 災害種別毎応急対策」

「第3 危険物等災害応急対策」を準用する。

第28節 農業の応急対策

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第30節 農業の応急対策」を準用する。

第29節 応急公用負担等の実施

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第31節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第30節 行政機関の業務継続計画の実施

「第2編 風水害等災害対策編」

「第2章 災害応急対策」

「第33節 行政機関の業務計画の実施」を準用する。

第 3 章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第4節 産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入、配分

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

「第2編 風水害等災害対策編」

「第3章 災害復旧・復興対策」

「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第 5 編 資料編

省 略

沿革

平成 2 0 年 3 月策定

平成 2 5 年 3 月改訂

平成 2 6 年 5 月改訂

令和 4 年 1 0 月改訂

令和 6 年 3 月改訂

令和 7 年 7 月改訂

美里町地域防災計画

(第4編 原子力災害対策編)

美里町防災会議・水防協議会

目 次

第4編 原子力災害対策編	11
第1章 総則	12
第1節 計画の目的	13
第2節 計画の性格	13
1 美里町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	13
（1） 国の防災基本計画及び県の地域防災計画との関係	13
（2） 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	13
（3） 原子力事業者の努め	14
2 美里町地域防災計画との整合性	14
3 計画の修正	14
第3節 計画の周知徹底	14
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	14
1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	14
2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態	15
（1） 放射性物質及び放射線による被ばく	15
（2） 被ばくの低減化措置	15
3 緊急事態における判断基準	15
（1） 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）	16
（2） 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）	16
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲	26
（1） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	26
（2） 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	27
（3） 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域への対応	27
第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護 措置	27
（1） 原子力施設等の状況に応じた防護措置	27

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	27
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	27
1 美里町	28
(1) 美里町	28
(2) 美里町教育委員会	28
2 宮城県	28
3 遠田警察署	29
4 大崎地域広域行政事務組合消防本部	29
5 指定地方行政機関	29
6 自衛隊	30
7 指定公共機関	31
8 指定地方公共機関	31
9 公共的団体及び防災上重要な施設等	32
10 東北電力株式会社（指定公共機関）	33
第7節 関係機関による応援協力	33
第8節 原子力防災体制等の整備	33
第2章 原子力災害事前対策	34
第1節 基本方針	35
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	35
(1) 防災業務計画に関する協議	35
(2) 防災要員の現況等の届出の受理	35
第3節 県が原子力事業者に対して実施する立入調査への同行	35
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	35
(1) 原子力防災専門官との連携	35
(2) 上席放射線防災専門官との連携	36
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	36
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	36
1 情報の収集・連絡体制の整備	36
(1) 町と関係機関相互の連携体制	37

(2)	機動的な情報収集体制	37
(3)	情報の収集・連絡に当たる要員の指定	37
(4)	非常通信協議会との連携	37
(5)	移動通信系の活用体制	37
(6)	関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築	37
2	情報の分析整理	37
(1)	人材の育成・確保及び専門家の活用体制	38
(2)	原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	38
(3)	防災対策上必要とされる資料	38
3	通信手段の確保	39
(1)	専用回線網の整備	39
(2)	通信手段・経路の多様化	40
第7節	緊急事態応急体制の整備	41
1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	41
2	災害対策本部体制等の整備	41
3	対策拠点施設等における立ち上げ準備体制等	41
(1)	対策拠点施設等における災害対策現地本部立ち上げ準備体制	41
(2)	現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制	41
4	対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制	41
(1)	原子力災害合同対策協議会の設置	42
(2)	原子力災害合同対策協議会の構成員	42
(3)	原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する町の職員	42
5	長期化に備えた動員体制の整備	42
6	専門家の派遣要請手続	42
7	防災関係機関相互の連携体制	42
8	応援要請等に基づく受入体制	43
(1)	広域的な応援協力体制等	43
(2)	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	43
9	自衛隊との連携体制	43
10	対策拠点施設	43
11	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等	43

(1)	安全確保のための資機材の整備	44
(2)	国、県及び原子力事業者との情報交換	44
第8節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	44
1	情報項目の整理	44
2	情報伝達手段の整備	44
3	住民相談窓口の設置等	44
4	要配慮者への情報伝達体制の整備	44
5	多様なメディアの活用体制の整備	45
第9節	モニタリング体制等	45
第10節	緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備	45
第11節	複合災害に備えた体制の整備	45
第12節	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	46
第13節	避難受入活動体制の整備	46
1	避難等計画の作成	46
(1)	避難等計画作成の基本的な考え方	46
(2)	町の講じておく措置	46
2	指定避難所等の整備	47
(1)	指定避難所等の整備	47
(2)	避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備	47
(3)	放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備	47
(4)	避難等に係る手順の整備	48
(5)	応急仮設住宅等の整備	48
(6)	救助に関する施設等の整備	48
(7)	被災者支援の仕組みの整備	48
(8)	指定避難所等における設備等の整備	48
(9)	物資の備蓄に係る整備	48
3	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	49
4	学校等施設における避難等計画の整備	50
5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難等計画の作成	51
6	住民等の避難状況の確認体制の整備	51

7	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	51
8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	51
9	指定避難所等の周知	51
第14節	飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制	52
第15節	緊急輸送活動体制の整備	52
1	専門家の輸送体制の整備	52
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	52
(1)	道路交通管理体制の整備	52
(2)	道路管理の充実	52
第16節	救助・救急及び消火資機材等の整備	52
1	救助・救急活動用資機材等の整備	52
2	消火活動用資機材等の整備	52
3	救助・救急機能の強化	53
第17節	原子力災害医療体制等の整備	53
1	被ばく医療活動体制の整備	53
2	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	53
(1)	緊急時における配布体制の整備	53
(2)	副作用に係る体制の整備	54
第18節	物資の調達、供給活動	54
第19節	行政機関の業務継続計画の策定	54
第20節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	55
第21節	防災業務関係者の人材育成	56
(1)	他機関が行う研修の活用	56
(2)	研修の実施	56
第22節	防災訓練等の実施	56
1	訓練計画の策定	56
(1)	要素別訓練等の計画策定	56
(2)	総合的な防災訓練の計画作成への参画	57
2	訓練の実施	57

(1)	要素別訓練等の実施	57
(2)	総合的な防災訓練の実施	57
3	実践的な訓練の実施と事後評価	57
(1)	実践的な訓練の実施	57
(2)	訓練の事後評価	57
(3)	訓練方法及び事後評価の方法の見直し	57
第23節	原子力発電所上空の飛行規制	57
(1)	東京航空局仙台空港事務所の規制措置	58
(2)	航空自衛隊の措置	58
第24節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	58
第25節	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	59
第3章	緊急事態応急対策	60
第1節	基本方針	61
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	61
1	警戒事態（Alert）等に係る通報連絡	61
(1)	原子力事業者から警戒事象等発生 of 通報を受けた場合	61
(2)	県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量率を検出した場合	62
2	施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に係る通報連絡	62
(1)	原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合	62
(2)	県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合	63
3	町と防災関係機関の通報連絡	63
4	応急対策活動情報の連絡	66
(1)	施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡	66
(2)	全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等）	66
5	一般回線が使用できない場合 of 対処	67
第3節	原子力災害警戒体制	67
1	町の警戒体制	67
(1)	緊急事態区分等の各段階における体制	67

(2)	原子力災害警戒配備体制の解除	71
(3)	情報の収集	71
(4)	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	71
第4節	緊急事態応急対策活動体制の確立	71
1	町の緊急事態応急対策活動体制	71
(1)	災害対策本部の設置基準及び体制	71
(2)	県の災害対策現地本部への職員の派遣	72
(3)	対策拠点施設等の設営準備への協力	73
(4)	現地事故対策連絡会議への職員の派遣	73
(5)	国等との情報の共有等	73
(6)	災害対策本部の廃止	73
(7)	他の災害対策本部等との連携	73
2	原子力災害合同対策協議会への出席等	73
3	国及び県に対する報告	74
4	専門家の派遣要請	74
5	応援要請及び職員の派遣要請等	74
(1)	応援要請	74
(2)	職員の派遣要請等	75
6	自衛隊の派遣要請等	75
7	原子力被災者生活支援チームとの連携	75
8	防災業務関係者の安全確保	75
(1)	防災業務関係者の安全確保方針	75
(2)	防護対策	76
(3)	防災業務関係者の放射線防護	76
第5節	住民等への的確な情報伝達活動	78
1	住民等への情報伝達活動	78
(1)	迅速・的確な情報提供、広報	78
(2)	情報の一元化、例文の活用	78
(3)	情報提供の定期性等	78
(4)	適切な情報の提供	78
(5)	原子力災害合同対策協議会における確認	79

(6)	様々な情報伝達手段の活用	79
(7)	指定避難所等以外に避難した住民等の居場所・連絡先の把握	79
2	住民等からの問合せに対する対応	79
3	広報及び指示伝達	79
(1)	住民等への広報	79
(2)	情報の指示・伝達	80
第6節	屋内退避、避難受入等の防護活動	82
1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	82
(1)	屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等	82
(2)	指定避難所等	83
(3)	広域一時滞在	86
(4)	避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施	86
(5)	避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	86
(6)	安定ヨウ素剤の予防服用	86
(7)	要配慮者等への配慮	86
(8)	学校等施設における防護措置	87
(9)	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	87
(10)	警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置	87
(11)	飲食物、生活必需品等の供給	87
2	自らの判断による措置	88
(1)	防護対策地区の決定	88
(2)	警戒区域の設定	88
(3)	防護措置に係る指示伝達等	88
I	屋内退避に係る指示伝達等	89
II	避難に係る指示伝達等	89
(4)	防護措置の方法等	89
I	屋内退避	89
II	避難	90
III	被ばくの低減	91

IV 周辺市町村等への避難	91
V 避難者の輸送	91
(5) 避難・屋内退避等の誘導	92
(6) 立入制限等の措置	93
第6節の2 治安の確保及び火災の予防	93
1 治安の確保	93
2 火災の予防	93
第6節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限	93
(1) 他の防護措置との関係	93
(2) 飲食物の検査	93
(3) 摂取制限及び出荷制限の措置等	94
(4) 飲料水及び飲食物の供給	94
第7節 緊急輸送活動	94
1 緊急輸送活動	94
(1) 緊急輸送の範囲及び順位	94
(2) 緊急輸送体制の確立	94
2 緊急輸送のための交通確保	95
第8節 救助・救急及び消火活動	95
1 資機材の確保	95
2 応援要請	95
(1) 救助・救急及び消火活動への応援要請	95
(2) 広域的な応援要請	95
(3) 応援要請時の留意事項	95
第9節 原子力災害医療活動への協力	96
第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	96
1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置	96
(1) 事故発生等の通報連絡	96
(2) 原子力事業者の応急措置	97
2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署のとりべき措置	97
(1) 県及び市町村の措置	97

(2) 警察署、消防署の措置.....	97
第11節 自発的支援の受入れ等.....	97
1 ボランティアの受入れ等.....	97
2 国民等からの義援物資等の受入れ.....	97
第12節 行政機関の業務継続に係る措置.....	98
第4章 原子力災害中長期対策.....	99
第1節 基本方針.....	100
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	100
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	100
第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....	100
第5節 各種制限措置の解除.....	100
第6節 災害地域住民等に係る記録等の作成.....	101
1 災害地域住民等の記録.....	101
2 影響調査の実施.....	101
3 災害対策措置状況の記録.....	101
第7節 風評被害等の影響の軽減.....	101
第8節 被災者等の生活再建等の支援.....	101
第9節 被災中小企業等に対する支援.....	102
第10節 心身の健康相談体制の整備.....	102
第11節 物価の監視.....	102
第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	102

第 4 編 原子力災害対策編

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

この計画（原子力災害対策編）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の規定により、原災法第2条第3項の規定による女川原子力発電所に係る原子力事業者（東北電力株式会社）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第59条第1項の規定による原子力事業者等から運搬を委託された者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、本町は「脱原発宣言の町」であり、この計画は女川原子力発電所の再稼働を容認するものではなく、今後、女川原子力発電所が完全に廃炉となるまでに発生する可能性のある原子力災害に備えるためのものである。

第2節 計画の性格

1 美里町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

（1） 国の防災基本計画及び県の地域防災計画との関係

この計画は、美里町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画〔原子力災害対策編〕に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

（2） 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

美里町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

（３） 原子力事業者の努め

原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出される事態をいう。以下同じ。）の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずるとともに、事故が万一発生した場合に影響を最小限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関し原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力防災体制の整備に万全を期するように努めるものとする。

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（資料１－２－２）（略）

２ 美里町地域防災計画との整合性

この計画は、「美里町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「美里町地域防災計画（風水害等災害対策編、地震災害対策編）」等によるものとする。

３ 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定により、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び県の地域防災計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第３節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第４節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は過酷事故によるものを含むものとする。

１ 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれ

らに付随して放出されるエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）が挙げられる。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害の発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液体中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。

2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

（１） 放射性物質及び放射線による被ばく

- ① 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。
- ② 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

（２） 被ばくの低減化措置

- ① 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越風等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。
- ② 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、速やかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

3 緊急事態における判断基準

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は表 1-4-1 のとおり。

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表 1-4-2 のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

表 1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概 要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※ 1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※ 2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第 10 条
全面緊急事態 (General Emrgcy)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第 15 条 (原子力緊急事態 宣言)

※ 1 放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。

※ 2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 項に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準として、放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表 1-4-3 のとおり設定された運用上の介入レベルに基づき防護措置を行うものとする。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料 3-2-6）（略）

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報の基準（資料 3－2－3）（略）

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に係る基準（資料 3－2－4）（略）

表 1－4－2 緊急事態区分と EAL の枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生すること。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。

電源供給機能 (交流電源)	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
放射性物質の閉じ込めに関する機能 ※右欄において“障壁”とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管障壁※若しくは原子炉冷却系障壁※が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁※若しくは原子炉冷却系障壁※が喪失すること。	燃料被覆管の障壁※が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁※及び原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁※若しくは原子炉冷却系の障壁※が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁※が喪失すること。	燃料被覆管の障壁※及び原子炉冷却系の障壁※が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁※が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯	原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは

	第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域(原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
外的事象及びその他事象	・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等) ・オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1μSv/h以上を検出 [※]	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)

周辺監視区域放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の占領に相当するとして定める放射能水準に至った場合
----------------	--	---	---

※警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
外的事象及び その他事象	・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1 μ Sv/h 以上を検出※	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業者所運搬に係る場合を除く。）。	原子力事業所の区域境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線又は放射性物質が検出された場合（事業者所運搬に係る場合を除く。）。
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場合において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとし	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場

		て定める放射能水準に至った場合	合
--	--	-----------------	---

※警戒自体に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
外的事象及び その他事象	・当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により 1μSv/h 以上を検出※	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業者所運搬に係る場合を除く。）。	原子力事業所の区域境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線又は放射性物質が検出された場合（事業者所運搬に係る場合を除く。）。
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場合において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

※警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

表 1 - 4 - 3 運用上の介入レベル

	基準の種類 類	基 準 の 概 要			初期設定値※ ¹
		防護措置の概要			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準			500 μSv/h (地上1mで計測した場合 の空間放射線量率※ ²)
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。) 甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を実施			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準			β線：40,000cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）等を実施			β線：13,000cpm※ ³ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁴ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準			20 μSv/h (地上1mで計測した場合 の空間放射線量率※ ²)
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。甲状腺被ばく線量モニタリングを実施			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準			0.5 μSv/h※ ⁵ (地上1mで計測した場合 の空間放射線量率※ ²)
		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核 種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁶
		1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性セシウム	200Bq/g	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ各種	1Bq/kg	10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率
- ※4 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※5 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災関係機関が防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等を行う原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている以下の目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めることとされている。

① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5 km」が目安となる。

② 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方

確率的影響のリスクを低減するため、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね30 km」が目安となる。

これらの考え方を踏まえ、本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、下表のとおりとする。

なお、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、女川町、石巻市（以下「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、南三陸町及び本町（以下「関係周辺市町」という。所在市町と関係周辺市町を併せて「関係市町」という。）となっている。

（1） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
該当行政区なし

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
小島行政区

(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域への対応

町は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域以外の地域（UPZ以外の全町域）についても、原子力災害の規模や緊急時環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、UPZと同様に適切な対応を講ずるものとする。

第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置

(1) 原子力施設等の状況に応じた防護措置

防災関係機関は、本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断によりPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、UPZにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施するものとする。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

防災関係機関は、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第4節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、美里町地域防災計画（第1編 総則）第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 美里町

(1) 美里町

事 務 又 は 業 務	
1	通信連絡設備の整備に関すること。
2	防災対策資料の整備に関すること。
3	防護資機材の整備に関すること。
4	住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。
5	防災業務関係者に対する教育に関すること。
6	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
7	原子力防災訓練の実施に関すること。
8	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
9	町災害対策本部（警戒本部）の設置・運営に関すること。
10	原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。
11	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
12	緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
13	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
14	緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。
15	原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
16	放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。
17	各種制限措置の解除に関すること。
18	損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

(2) 美里町教育委員会

事 務 又 は 業 務	
1	園児(幼稚園、保育所等の幼児をいう。以下同じ。)、及び児童生徒に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。
2	園児及び児童生徒の安全対策に関すること。
3	災害時における退避等に係る施設の提供に関すること。

2 宮城県

事 務 又 は 業 務	
1	通信体制の整備・強化に関すること。
2	防災対策資料の整備に関すること。
3	防護資機材の整備に関すること。
4	環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。
5	原子力災害医療設備等の整備に関すること。
6	防災業務関係者に対する教育に関すること。
7	原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
8	原子力防災訓練の実施に関すること。
9	事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。
10	原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること。
11	県災害対策本部の設置・運営に関すること。
12	原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。
13	自衛隊の派遣要請に関すること。
14	住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
15	緊急時モニタリングに関すること。
16	住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。
17	緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。

- 1 8 原子力災害医療措置に関すること。
- 1 9 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。
- 2 0 各種制限措置の解除に関すること。
- 2 1 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
- 2 2 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。

3 遠田警察署

事 務 又 は 業 務	
1	防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。
2	住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。
3	立入り等の制限措置及び解除に関すること。

4 大崎地域広域行政事務組合消防本部

事 務 又 は 業 務	
1	住民等に対する広報に関すること。
2	住民の退避等の誘導に関すること。
3	一般傷病者の救急搬送に関すること。
4	被ばく者の救急搬送に関すること。
5	防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。
6	関係消防本部との連絡調整に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 財務局が講じた施策に関する被害者への情報提供に関すること。
東北厚生局	1 災害状況の情報収集と通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。

東北地方環境事務所	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局仙台空港事務所	1 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 2 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第二管区海上保安本部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 3 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
仙台管区気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局	1 一般国道指定区間の道路管理に関すること。 2 直轄河川区域内の河川管理に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
国土地理院 東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実践に関すること。

6 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22普通科連隊	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
航空自衛隊 第4航空団	

海上自衛隊 横須賀地方総監部	
-------------------	--

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。
東日本電信電話株式会社宮城事業部	通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ東北支社	通信の確保に関すること。
KDDI株式会社東北総支社	通信の確保に関すること。
ソフトバンク株式会社	通信の確保に関すること。
楽天モバイル株式会社	通信の確保に関すること。
日本赤十字社宮城県支部	1 医療救護に関すること。 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の血液製剤の供給に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 その他応急対策に必要な業務に関すること。
日本放送協会仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。
東日本高速道路株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。
日本銀行仙台支店	災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
-------	-------------

東北放送株式会社	1 原子力に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
株式会社仙台放送	
株式会社宮城テレビ放送	
株式会社東日本放送	
株式会社エフエム仙台	
社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動に関すること。
社団法人宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。
公益社団法人宮城県バス協会	災害時における緊急避難輸送確保に関すること。
一般社団法人宮城県薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、町、県及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
遠田郡医師会 大崎歯科医師会	災害時における医療活動に関すること。
美里町社会福祉協議会	防災関係者が実施する原子力防災対策に対する協力に関すること。
農業協同組合	1 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること。 2 汚染農畜産物の出荷制限その他防災関係機関の指示等に基づく応急対策に関すること。
遠田商工会	災害時における生活必需品・物資等の需給対策に関すること。
病院等医療機関	1 災害時における病院等の応急措置に関すること。 2 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止に関すること。
介護老人福祉施設等	施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保と被害拡大の防止に関すること。

美里町交通安全指導隊	1 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 2 災害警備に係る広報に関すること。
美里町防犯実働隊	災害時における防犯活動に関すること。
美里町住民バス運行事業者	災害における緊急避難輸送に関すること。

10 東北電力株式会社（指定公共機関）

事 務 又 は 業 務
1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 関係機関に対する情報の提供に関すること。 3 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 通信連絡設備の整備に関すること。 6 緊急時モニタリングに関すること。 7 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第7節 関係機関による応援協力

県及び町は、原子力防災対策が一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の応援協力体制の確立を図るものとする。

関係機関による応援協力体制（資料1－7－1）（略）

第8節 原子力防災体制等の整備

町は、美里町防災会議・水防協議会を設置し、美里町地域防災計画（原子力災害対策編）を作成及び修正し、その実施を推進するとともに、原子力災害に関する情報を収集するものとする。

また、町は国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と連携し、原子力防災体制の整備強化を図るものとする。

美里町防災会議・水防協議会条例（資料1－8－1）（略）

第 2 章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法の規定により実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

（１） 防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

（２） 防災要員の現況等の届出の受理

町は、原子力事業者が県に届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 県が原子力事業者に対して実施する立入調査への同行

町は、必要に応じ、県が原子力事業者に対して実施する立入調査に同行し、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止策を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

（１） 原子力防災専門官との連携

町は、美里町地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2) 上席放射線防災専門官との連携

町は、緊急時モニタリング計画への協力、事故時の連絡体制の準備、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (4) 町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- (5) 町は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代理人（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について、必要に応じ、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。また、訓練等を通じて、実行性の確保に留意するものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のよう原子力施設に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設等に適切に備え付けるとともに、災害対策本部設置予定施設、これらを確実に管理するものとする。

① 原子力発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画等（資料１－２－２）（略）
- イ 女川原子力発電所施設の状況（資料１－４－１）（略）
- ウ 女川原子力発電所プラント系統図（資料１－４－２）（略）

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図（資料１－４－３）（略）
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。）
 - 人口に関する資料（資料２－３－１～５）（略）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - 道路及び陸上輸送に関する資料（資料２－３－６～９）（略）
 - 港湾及び海上輸送に関する資料（資料２－３－１０～１３）（略）
 - ヘリポート及び航空輸送に関する資料（資料２－３－１４～１６）（略）
- エ 避難所等及び屋内退避に適する建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
 - 避難者収容施設に関する資料（資料２－３－１７～１８）（略）
- オ 周辺地域の配慮すべき（特定）施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - 周辺地域の特定施設に関する資料（資料２－３－１９）（略）
- カ 被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それ

それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。)

緊急時医療施設に関する資料(資料2-3-20~22) (略)

キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

物資等の調達に関する資料(資料2-3-23~24) (略)

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域及び海域の気象・海象(過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。)

気象・海象に関する資料(資料2-3-25~27) (略)

イ 平常時環境放射線モニタリング(過去2年間の統計値)

平常時環境放射線モニタリングに関する資料(資料2-3-28~31) (略)

ウ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等

飲料水に関する資料(資料2-3-32~33) (略)

エ 農林水産物の生産及び出荷状況

農林水産物に関する資料(資料2-3-34~40) (略)

オ 線量換算係数等に関する資料

線量換算係数等(資料2-15-1) (略)

④ 防災対策に活用する施設、設備、資機材等(関係章節において掲載)

ア 通信連絡設備等に関する資料(略)

イ 防護資機材等に関する資料(略)

ウ 広報施設等に関する資料(略)

エ モニタリング設備・機器に関する資料(略)

オ 医療活動用資機材等(安定ヨウ素剤を含む)に関する資料(略)

⑤ 防災対策の実施に関する資料(関係章節において掲載)

ア 各種協定、規制等に関する資料(略)

イ 各種要領、様式等に関する資料(略)

ウ 防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等) (略)

エ その他

3 通信手段の確保

(1) 専用回線網の整備

① 専用回線網の整備

町は、国及び県と連携し、緊急時における県と国及び県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網を整備・維持するものとする。

② 対策拠点施設等との間の専用回線網の整備

町は、国及び県と連携し、対策拠点施設等と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

（２） 通信手段・経路の多様化

① 町防災行政無線等の整備確保・活用

町は、国及び県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・多重化・耐震化や IP 通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、県と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するように努めるものとする。

⑤ 通信ふくそうの防止

町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑥ 非常用電源等の確保

町は、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

町は、県と連携し、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

通信連絡設備等に関する資料（資料 2－3－4 1～4 5）（略）

第7節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒事態（Alert）等に至った場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

町は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び意思決定者からの情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 対策拠点施設等における立ち上げ準備体制等

（1）対策拠点施設等における災害対策現地本部立ち上げ準備体制

町は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

（2）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設等への派遣手段等も定めておくものとする。

4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制

(1) 原子力災害合同対策協議会の設置

町は、原災法第15条に規定する内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条に規定する当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長、県の現地災害対策本部長、関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する町の職員

対策拠点施設等において、原子力災害合同対策協議会の下にモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

6 専門家の派遣要請手続

町は、原子力事業者から原災法第10条に基づく特定事象発生の特報を受けた場合（施設敷地緊急事態）、必要に応じ、国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

7 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

8 応援要請等に基づく受入体制

(1) 広域的な応援協力体制等

- ① 町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

- ② 町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

広域応援協定等（資料２－４－１）（略）

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、大崎地域広域行政事務組合消防本部との連携による緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

9 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うものとする。

10 対策拠点施設

町は、国及び県とともに対策拠点施設等を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

(1) 安全確保のための資機材の整備

町は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

放射線防護資機材等の整備状況（資料2-4-2）（略）

(2) 国、県及び原子力事業者との情報交換

町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報項目の整理

町は、国及び県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。この際、分かり易さや正確さに配慮する。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 情報伝達手段の整備

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。

広報設備等の状況（資料2-5-1）（略）

3 住民相談窓口の設置等

町は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 要配慮者への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 多様なメディアの活用体制の整備

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、Lアラート（災害情報共有システム）を活用するものとする。

報道機関一覧（資料2-5-2）（略）

第9節 モニタリング体制等

緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括のもとで行うこととなる。この際、緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置され、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等から編成された要員が連携して緊急時モニタリングを実施することとなる。また、これ以外の関係省庁はその支援を行うこととされている。

町は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングに関して、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備等を行うものとする。

第10節 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備

町は、県の実施する緊急時被ばく医療への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

第11節 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第 1 2 節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第 1 3 節 避難受入活動体制の整備

1 避難等計画の作成

町は、国、県及び原子力事業所の協力の下、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）について以下を踏まえて作成するものとする。

（１） 避難等計画作成の基本的な考え方

① P A Z 内避難等計画に係る考え方

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）では P A Z 内の施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置、全面緊急事態（General Emergency）では P A Z 内の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置が可能な体制を構築するものとする。

② U P Z 内避難等計画に係る考え方

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われる P A Z 内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。

③ 共通的な事項に係る考え方

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（U P Z 外）とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

（２） 町の講じておく措置

町は、避難や屋内退避等を実施する場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る措置計画を定めておくものとする。

① 防災対策区画の行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項

- ア 人口
- イ 地区の連絡責任者
- ウ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、受入可能人員数）
- エ 移送を要する推定人員
- オ その他必要な事項

② 広域避難等のために定めておく事項

- ア 指定避難所及び広域避難先の避難所（「広域避難所」という。以下同じ。）
（これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。）
- イ 避難経路（一時集合場所、避難退域時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。以下同じ。）及び避難方法
- ウ その他必要な事項

2 指定避難所等の整備

（１） 指定避難所等の整備

町は、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するものとする。

指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。

なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるようつとめるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

（２） 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

（３） 放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、放射線防護対策施設及び屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な放射線防護対策施設及び屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難等に係る手順の整備

県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 救助に関する施設等の整備

町は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

(7) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(8) 指定避難所等における設備等の整備

町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベット等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(9) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。

指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 町は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
 - ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
 - ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層図るものとする。
 - ④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制を整備するものとする。
 - ⑤ 避難行動要支援者の避難支援プラン等を整備するものとする。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や健康担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(5) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(6) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとされている。

(7) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとされている。

(8) 町は、県と連携し、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

4 学校等施設における避難等計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難等計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等（以下「屋内退避又は避難の指示等」という。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意するものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

町は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 指定避難所等の周知

町は、避難や避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力の下、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第 1 4 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制

町は、国及び県が行う飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備に協力するもとともに、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第 1 5 節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の輸送体制の整備

町は、日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

（１） 道路交通管理体制の整備

町は、町の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

（２） 道路管理の充実

町は、国及び県の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第 1 6 節 救助・救急及び消火資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材等の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県及び関係機関等と連携を図り、避難等の緊急事態応急対策に支障をきたす火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

3 救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第17節 原子力災害医療体制等の整備

1 被ばく医療活動体制の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZの住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。

なお、町は、県と連携し、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を住民等へ平常時から周知するものとする。

（1） 緊急時における配布体制の整備

- ① 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

なお、備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。

- ② 町は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、服用不適切者について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

（２） 副作用に係る体制の整備

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送を行うことができる等の医療体制の整備に努めるものとする。

第１８節 物資の調達、供給活動

- （１）町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- （２）町は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第１９節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等（以下「避難指示等」という。）を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- (1) 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - ② 原子力施設の概要に関すること。
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること。
 - ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - ⑤ 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
 - ⑥ 放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること。
 - ⑦ 要配慮者への支援に関すること。
 - ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること。
 - ⑨ 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること。
- (2) 町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難状況の確実な把握のため、町が指定した指定避難所等以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- (5) 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第 2 1 節 防災業務関係者の人材育成

(1) 他機関が行う研修の活用

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

(2) 研修の実施

町は、国、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ、実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力発電所の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること。
- ⑩ その他緊急時対応に関すること。

第 2 2 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 要素別訓練等の計画策定

町は、国、県、原子力事業者、自衛隊等防災関係機関と連携及び支援の下、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を県及び関係市町と共同又は独自に策定するものとする。

- ① 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 広報訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ 交通対策等措置訓練

(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定により行う総合的な防災訓練に、当該町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、訓練計画に基づき、国、県、原子力事業等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条の規定により行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、必要に応じ、住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

町は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 訓練の事後評価

町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め行うとともに、訓練終了後、国、県、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第23節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとされている。

(2) 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

航空自衛隊が実施する措置（資料 2－14－1） （略）

第 2 4 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 2 5 節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 3 章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条の規定により原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）（略）

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3-2-3）（略）

原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準（資料3-2-4）（略）

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

1 警戒事態（Alert）等に係る通報連絡

（1） 原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事象等が発生した場合は、原子力規制委員会に連絡するとともに、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策課及び環境放射線監視センター）、原子力防災専門官、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について警戒事象発生通報様式（資料3-2-1）を用いて第1報を通報するものとする。第1報を通報するものとする。さらに、官邸（内閣官房）への連絡にも備えるものとする。

ア 発生時刻

イ 発生後の原子炉の状態

ウ 想定される要因

エ 放射性物質の放出に係る状況

オ モニタリングポスト等の指示値

カ 風向、風速等の気象状況

キ 当面とった対応措置

ク その他必要と認める事項

また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事態の推移によっては随時迅速に通報するものとする。

- ② 原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会・内閣府原子力事

故合同警戒本部は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び住民等に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。

- ③ 県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性、緊急事態応急対策の準備等についての情報交換を行うものとされている。

- ④ 町は、原子力事業者及び国、県から通報連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト/時以上の放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認することとされている。

2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡

(1) 原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、関係市町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に、特定事象発生通報様式（資料3-2-2）を用いて文書をファクシミリ等で送信するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、原則として所在市町をはじめ原子力規制委員会及び県に限られ、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとされており、町は必要に応じて県に対し問合せを依頼するものとする。

また、関係周辺市町への連絡は、県からも行われることとされている。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について関係市町をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、県、警察本部に連絡するものとされている。また、PAZを含む市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう連絡するものとされている。

- ③ 県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに原子力規制委員会及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとされている。また、この際、防護措置を的確に行うため、原子力施設周辺の地理的状況等を確実に伝えるものとされている。
- ④ 県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどに留意した上で、県内各市町村、防災関係機関、関係する指定地方行政機関及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。この際、国からP A Zを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、U P Zを含む市町に連絡するものとされている。
- ⑤ 町は、原子力事業者及び国、県から通報連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ⑥ 原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた警察本部は、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署にその旨を通報するものとされている。また、石巻警察署、河北警察署、南三陸警察署、登米警察署及び遠田警察署は、必要に応じて関係市町との通報連絡に当たるものとされている。
- ⑦ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡することとされている。
- 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3－2－6）（略）
- 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3－2－3）（略）
- 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準（資料3－2－4）（略）
- 通信連絡先一覧（資料3－2－5）（略）

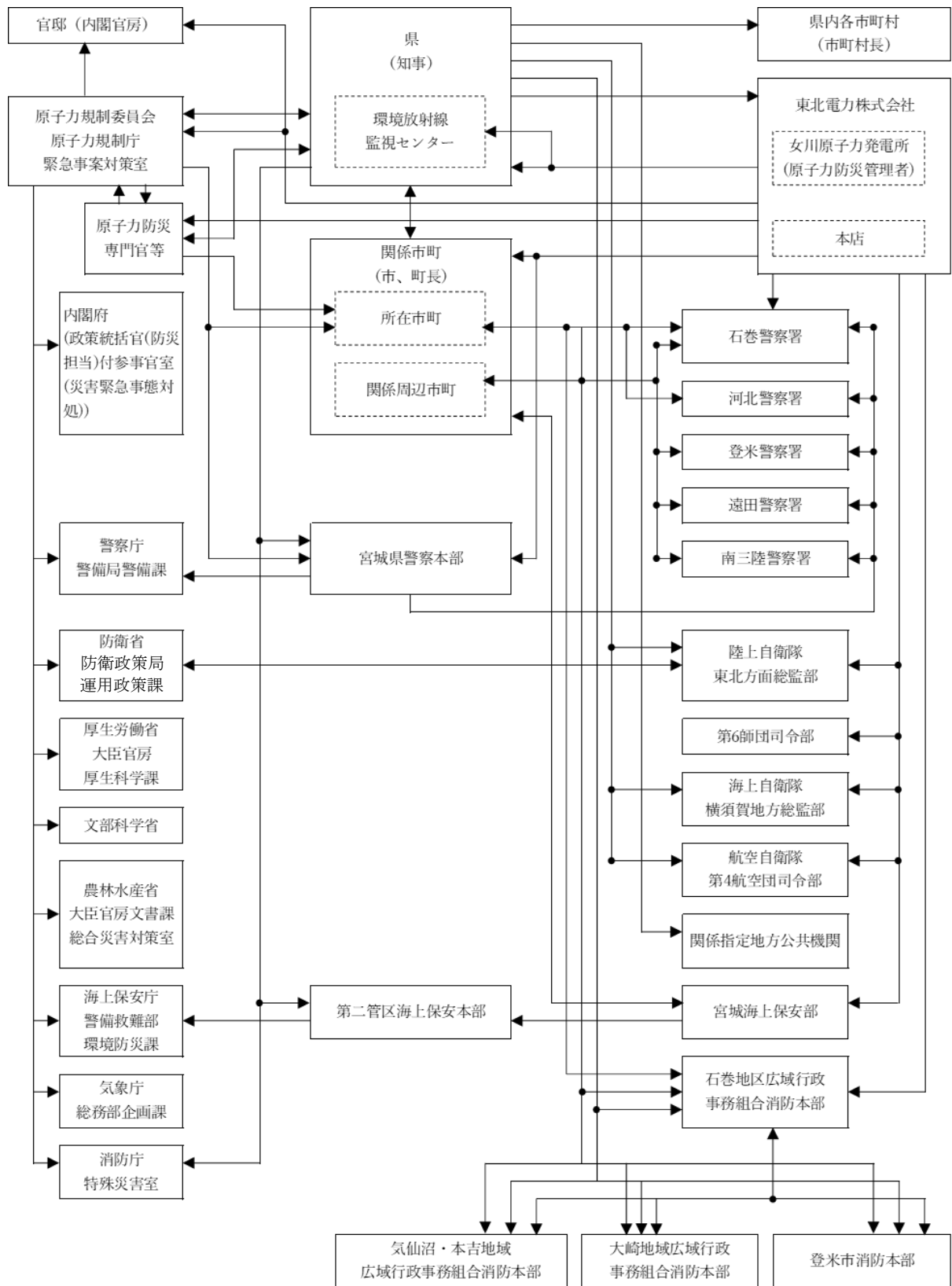
（2） 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合

- ① 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行うものとされている。
- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとされている。

3 町と防災関係機関の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた町は、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置についての助言を求めるとともに、管轄の消防本部に対し通報連絡を行うものとする。また、必要に応じ、管轄の警察署及び消防署に対し通報連絡を行うものとする。

図 3 - 2 - 1 緊急時通報連絡系統図



4 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態に係る応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者は、関係市町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、原則として所在市町をはじめ原子力規制委員会及び県に限られ、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとされており、町は必要に応じて県に対し問合せを依頼するものとする。

また、関係周辺市町への連絡は、県からも行われることとされている。

- ② 町は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 町は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ⑤ 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等）

- ① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

町は、国の現地対策本部、指定公共機関、県の現地災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として対策拠点施設等において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- ② 町は、対策拠点施設等に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- ③ 原子力防災専門官は、対策拠点施設等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

5 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J－A L E R T等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとされている。

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集及び連絡を行うものとする。

第3節 原子力災害警戒体制

1 町の警戒体制

町は、原子力事業所から事故故障発生等の通報を受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。

(1) 緊急事態区分等の各段階における体制

① 事故故障等発生時

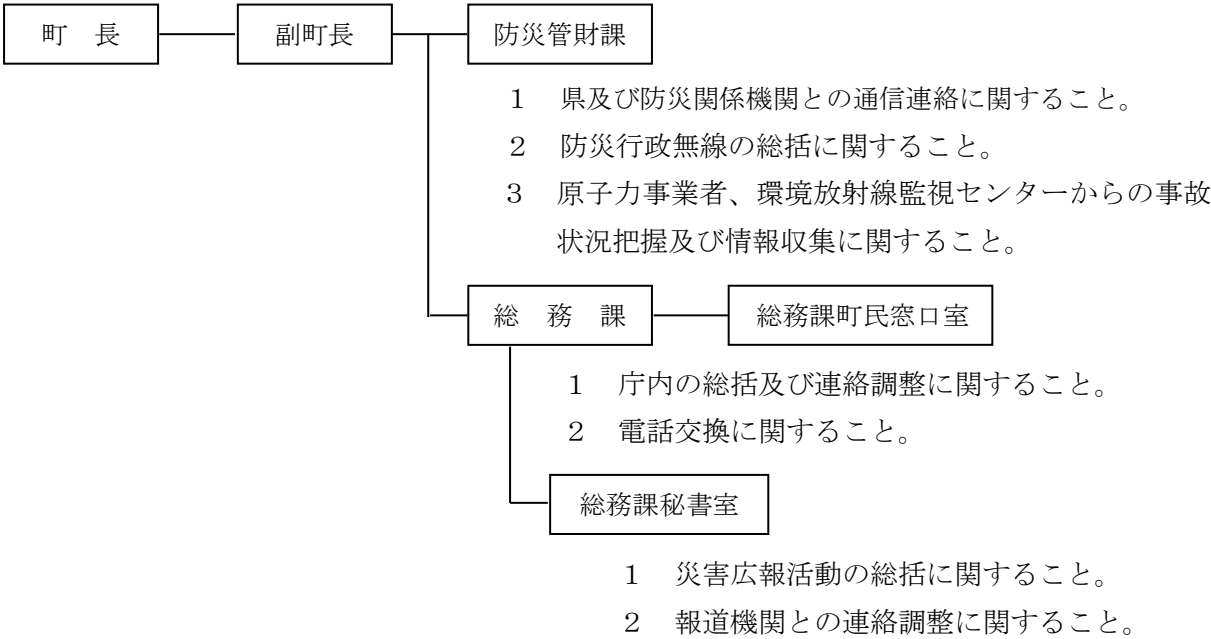
町は、原子力発電所において事故故障等が発生し、原子力災害に対する警戒が必要な場合は、原子力災害警戒配備体制をとり、第2節（情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより情報の収集及び通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
原子力災害 警戒配備	事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けた場合	図3－3－1の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報を行う。

原子力災害警戒配備体制の組織及び所掌事務は図3－3－1のとおりとする。

図 3 - 3 - 1 町の原子力災害警戒配備体制の組織及び所掌事務

原子力災害警戒配備体制



② 警戒事態（Alert）等発生時

町は、警戒事態等が発生し、原子力災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、原子力災害特別警戒配備体制をとる。この場合、表 3 - 3 - 1 に示す原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、緊急事態応急対策の準備等に当たるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
原子力災害警戒本部	警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を認知した場合	図 3 - 3 - 2 の体制で、災害に関する情報収集、通報連絡及び緊急事態応急対策の準備等を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。

原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務は表 3 - 3 - 1 のとおりとし、原子力災害特別警戒配備体制の組織及び所掌事務は図 3 - 3 - 2 のとおりとする。

また、原子力災害警戒本部の体制であっても、本部長（町長）が必要と認める場合は、災害対策本部の本部員等を参集し、原子力発電所の状況等について、情報の共有を図るも

のとする。

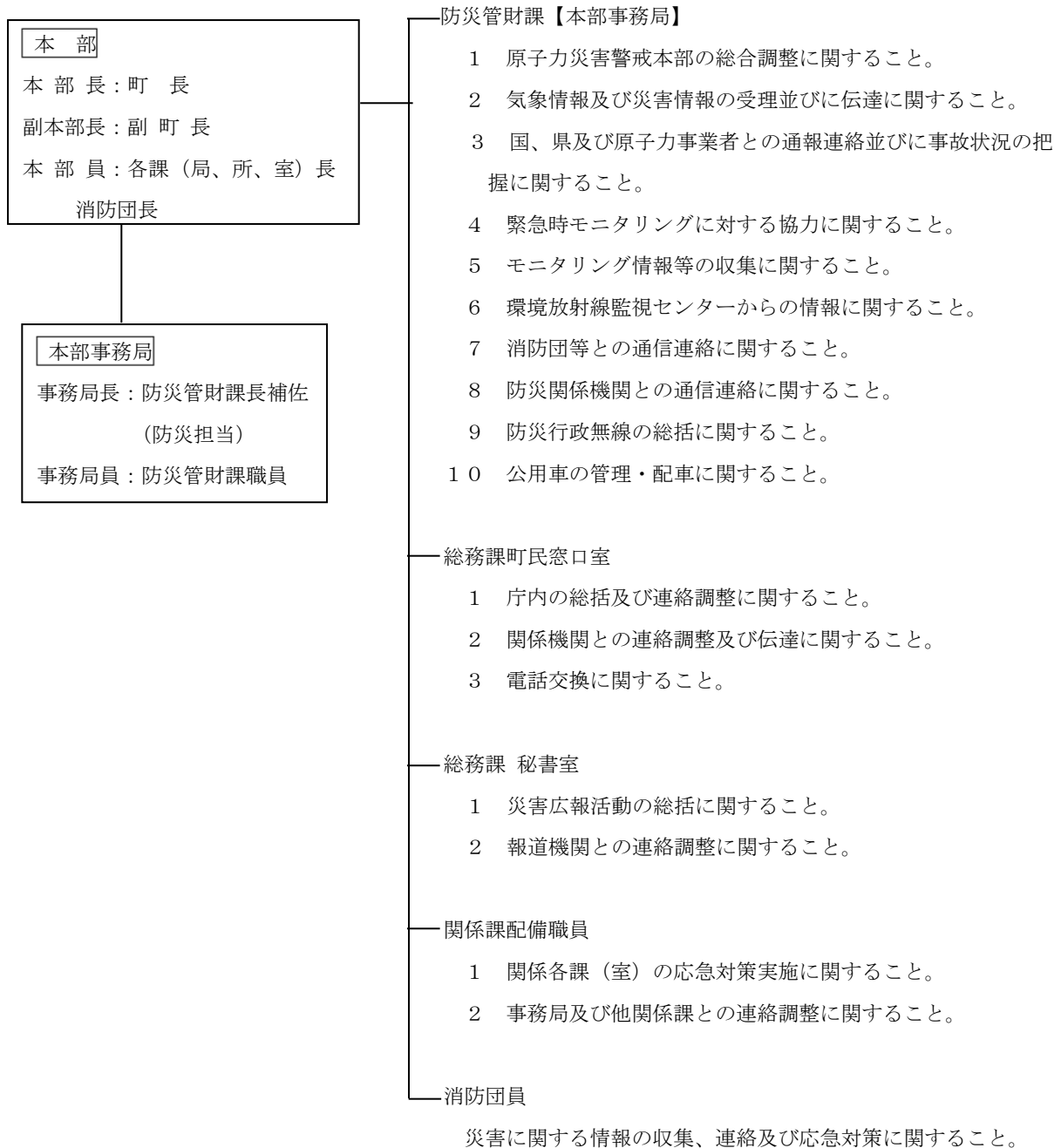
表 3－3－1 町の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）の組織及び分掌事務

本 部	職 名	充 当 職	職 務
	本部長	町長	本部の統括
	副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
	本部員	各課（局、所、室） 長、消防団長	

本 部 事 務 局	職 名	充 当 職	職 務
	事務局長	防災管財課長補佐 （防災担当）	本部長の指示を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。
	事務局職員	防災管財課職員	事務局長の指示を受け、緊急事態応急対策に関する事務を処理する。

図 3 - 3 - 2 町の原子力災害警戒配備体制の組織及び所掌事務

原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制



※本部長が必要と認める場合、災害対策本部の本部員等を参集し、原子力発電所の状況等について、情報の共有を図るものとする。

(2) 原子力災害警戒配備体制の解除

① 原子力災害警戒配備

町は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、原子力災害警戒配備を解くものとする。

② 原子力災害特別警戒配備（原子力災害警戒本部）

町は、原子力災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害対策本部等が設置されたときは、原子力災害特別警戒配備を解き、原子力災害警戒本部を廃止するものとする。

(3) 情報の収集

町は、原子力災害警戒体制をとった場合は、国及び県との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報収集するなど、事態及び状況の進展の把握に努めるものとする。

また、必要に応じて防護対策の準備等について国及び県に助言を求めるものとする。

(4) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、国が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。
また、緊急時モニタリングセンターや対策拠点施設等に派遣した職員等を通じて屋内退避、避難及び飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立

1 町の緊急事態応急対策活動体制

(1) 災害対策本部の設置基準及び体制

① 災害対策本部の設置基準

町長は、原子力施設の緊急事態区分が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合で必要と認めたとき、又は特に町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び美里町災害対策本部条例（平成18年1月1日美里町条例第16号）の規定により、美里町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

さらに、必要に応じて、あらかじめ定められた責任ある判断を行えるものを長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の配備体制

美里町災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取

るものとする。

災害対策本部の配備の区分、時期、内容等の基準は、次のとおりとする。

配備 区分	配 備 時 期	配 備 内 容
災害 対策 本部	1 特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を確認した場合 2 原子力事業者防災業務計画による原災法第15条に係る報告を受けた場合又は全面緊急事態を確認した場合 3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 4 その他特に町長が必要と認めた場合	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。

③ 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、美里町災害対策本部運営要綱によるものとする。

美里町災害対策本部条例（資料3-4-1）（略）

美里町災害対策本部運営要綱（資料3-4-2）（略）

④ 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の組織、分掌事務等は、表3-4-1及び表3-4-2のとおりとする。

表3-4-1 町の災害対策本部事務局の組織及び職務

職 名	充 当 職	職 務
事 務 局 長	防災管財課長補佐 (防災担当)	本部長の指示を受け、事務局の所掌事務を統括する。
事務局職員	防災管財課職員	事務局長の指示を受け、事務局の事務を処理する。

表3-4-2 町の災害対策本部事務局の分掌事務

分 掌 事 務
1 気象情報・モニタリング情報・防災関係機関等からの情報の収集・整理・記録に関すること。 2 防災関係機関等との通報連絡の調整に関すること。 3 防護対策等の指示等に関すること。 4 災害対策本部会議の運営に関すること。 5 防災行政無線の管理・運営に関すること。 6 公用車の管理に関すること。 7 防災資機材等の管理・調達に関すること。 8 その他災害対策に関すること。

(2) 県の災害対策現地本部への職員の派遣

町は、県が災害対策現地本部を設置し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員（連絡員）を派遣するものとし、県の災害対策本部との連絡調整を行う。

(3) 対策拠点施設等の設営準備への協力

町は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設等の立ち上げ準備等への協力を
行うものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設等において開催し、これに町の職員の派遣要
請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

町は、対策拠点施設等に派遣された町の職員に対し、町が行う災害対策の状況、緊急事態応急
対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおい
て国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 本部長（町長）が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の
必要がなくなったと認めたとき。
- ② 原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長（町長）が廃止を認めたとき。

(7) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調
整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。
現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長（町長）は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設等において原子力災害合同
対策協議会が組織されることとなった場合は、副本部長（副町長）をこれに出席させ、原子力緊
急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は表 3-4-3 のとおりである。

また、町は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設等に派遣し、初動の緊急避難に係る周
辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把
握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。

表 3－4－3 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員

関係機関	構 成 員	補 助 構 成 員
国	原子力災害現地対策本部長 原子力災害現地対策副本部長 内閣官房内閣参事官 その他指定行政機関代表者 他	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラントチーム責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 原子力防災専門官 その他原子力災害現地対策本部要員
県	現地本部長 現地副本部長(広報・モニタリング担当) 現地副本部長(住民生活・連絡調整担当) 現地副本部長(医療・住民生活担当)	現地本部事務局長 (合同対策協議会総括班副責任者) 現地本部住民生活班長 (合同対策協議会広報班副責任者) 現地本部モニタリング班長 (合同対策協議会放射線班副責任者) 現地本部警察班長 (合同対策協議会住民安全班副責任者) 現地本部事務局次長 (合同対策協議会運営支援班副責任者) その他現地本部要員
関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 立地消防本部代表者
原子力事業者	本店緊急時対策本部 副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長
原子力規制委員会	原子力規制委員会 緊急事態応急対策委員	原子炉等関係、防護対策関係の専門家 (資料 1－7－1)

3 国及び県に対する報告

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに県及び県を通じて国（原子力規制委員会、消防庁）に対し、この旨を報告するものとする。

4 専門家の派遣要請

本部長（町長）は、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

（１） 応援要請

- ① 本部長（町長）は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し、速やかに応援要請を行うものとする。
- ② 本部長（町長）は、大崎地域広域行政事務組合消防本部と協議の上、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

- ① 本部長（町長）は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。
- ② 本部長（町長）は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

6 自衛隊の派遣要請等

本部長（町長）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、本部長（町長）は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

7 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。

また、被災者支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。

町は、国が設置する被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

8 防災業務関係者の安全確保

本部長（町長）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

本部長（町長）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

- ① 本部長（町長）及び町の現地災害対策本部長は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 本部長（町長）は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、指標の設定に当たっては、表 3－4－5「防災業務関係者の防護指標」を参考にすることを基本とする。
- ② 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、定められた防災業務関係者の放射線防護に係る指標に基づき行うものとする。
- ③ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする
- ④ 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑤ 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

表 3－4－5 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の業務区分	線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量：5 年間に付き 100mSv かつ 1 年間に付き 50mSv
	等価線量 眼の水晶体：5 年間に付き 100mSv かつ 1 年間に付き 50mSv 皮膚：1 年間に付き 500mSv
	女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)
妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	実効線量：3 月間に付き 5mSv 内部被ばくによる実効線量：1 mSv 腹部表面に受ける等価線量：2 mSv

事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合（男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性）	実効線量：100mSv
	等価線量 眼の水晶体：300mSv 皮膚：1Sv

※この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速・的確な情報提供、広報

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 情報の一元化、例文の活用

町は、(1)の住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、例文を活用し、わかりやすい表現を用いる。

なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。

住民広報伝達文(資料3-12-1) (略)

(3) 情報提供の定期性等

町は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(4) 適切な情報の提供

町は、周辺住民のニーズを十分把握し、(原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報)、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。

この際、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 事故の概要
- ② 原子力災害に係る対応状況
 - ・原子力発電所における対応状況
 - ・町及び県並びに国、防災関係機関の対応状況
- ③ 災害の状況及び今後の予測
 - ・緊急時モニタリングの結果

- ④ 住民等のとるべき行動及び注意事項
 - ・ 交通規制、避難経路及び指定避難所等
 - ・ 飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況
- ⑤ その他必要と認める事項

(5) 原子力災害合同対策協議会における確認

町は、原子力災害合同対策協議会等の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、県、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡を取り合うものとする。

(6) 様々な情報伝達手段の活用

町は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、住民避難を支援するためのスマートフォン向けアプリケーションを活用するものとする。また、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。その他、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(7) 指定避難所等以外に避難した住民等の居場所・連絡先の把握

町は、避難状況の確実な把握のため、町が指定した指定避難所等以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問合せに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

3 広報及び指示伝達

(1) 住民等への広報

町は、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

- ① 災害の状況及び今後の予測
- ② 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- ③ 地区（行政区）別の住民等のとるべき行動及び注意事項

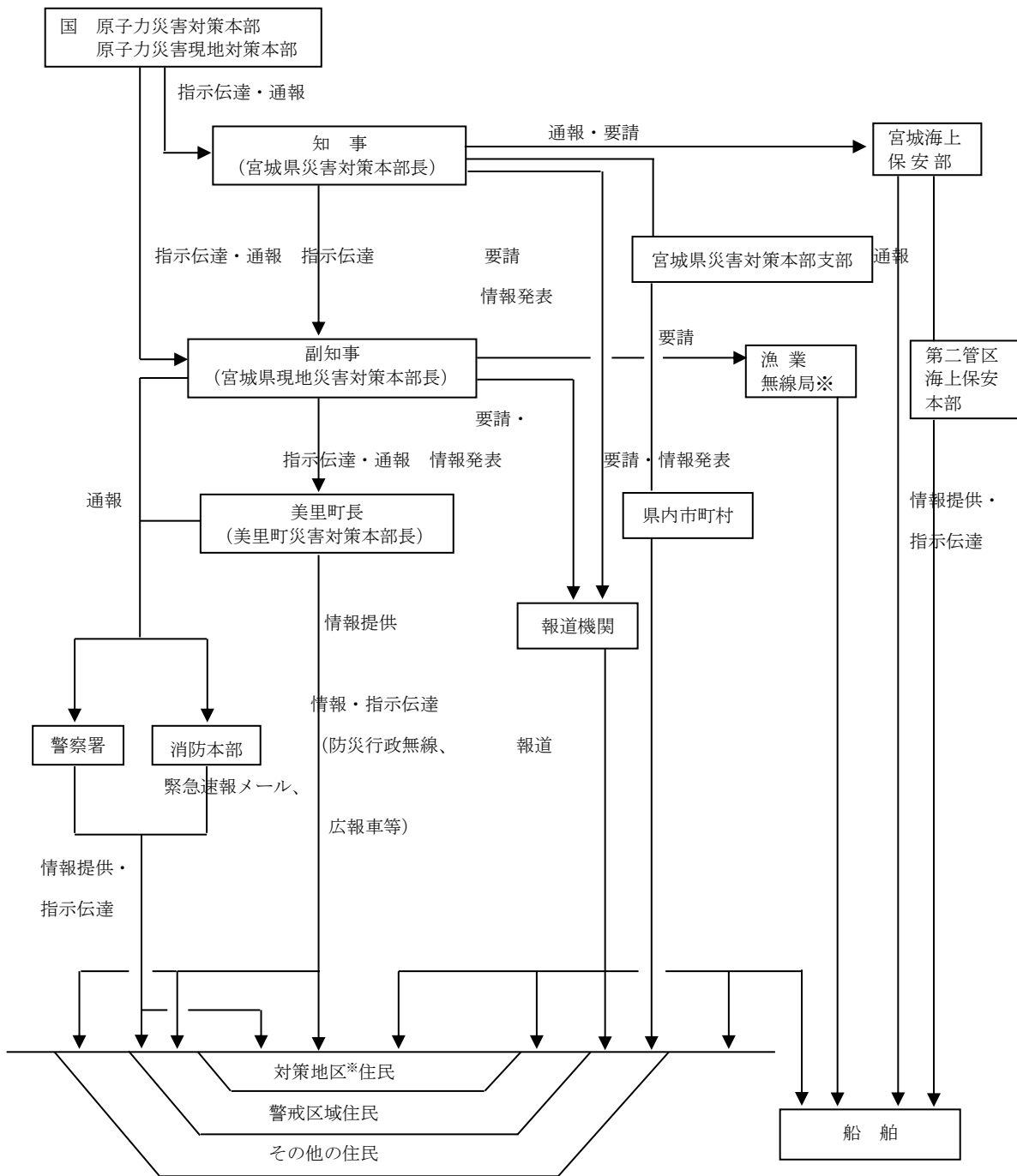
④ その他必要と認める事項

(2) 情報の指示・伝達

町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事に対し応援を要請することができるものとする。

図 3 - 5 - 1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



※この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第6節第2項に係る防護対策地区を指す。

第6節 屋内退避、避難受入等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

- ① 町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は自らの判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。
- ② 町は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された場合は、国の指示又は自ら判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起を行うものとする。

町は、全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、町は国及び県とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）（略）

- ③ 町は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する避難・一時移転又は屋内退避の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、本部長（町長）は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

町は、避難・一時移転を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、町は国及び県とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・UPZ内の避難・一時移転等の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

- ④ 町（町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、自らの判断で避難指示を行うものとする。
- ⑤ 町は、住民の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ⑥ 町は、避難指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- ⑦ 町の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し指定避難所等となる施設を示すこととされている。
- なお、県は、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難受入に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとされている。
- ⑧ 町は、災害の実態に応じて、県と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。

（２） 指定避難所等

- ① 町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備するものとする。
- ② 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- ③ 町は、県と連携し、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- ④ 町は、県と連携し、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ⑤ 町は、県と連携し、それぞれの指定避難所等ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- ⑥ 町は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベットを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑦ 町は、県と連携し、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ⑧ 町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。
- ⑨ 町は、厚生労働省及び県と連携し、指定避難所等における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、町は、県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- ⑩ 町は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア（女性2名以上）による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様な生活者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。
- ⑪ 町は、県と連携し、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、性的マイノリティ（LGBT 等）に配慮するため、多目的トイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑫ 町は、県と連携し、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ⑬ 町は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- ⑭ 町は、国及び県と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- ⑮ 町は、県を通して、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、県を通して、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

(3) 広域一時滞在

- ① 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び広域避難所、応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- ② 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(4) 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとされている。この際、町はその活動に協力するものとする。

(5) 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき、特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとされている。この際、町はその活動に協力するものとする。

(6) 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（資料3-10-1）（略）

(7) 要配慮者等への配慮

- ① 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害

者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- ② 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を屋内退避又は避難、他の医療機関への転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

- ③ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避又は避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合（避難開始時及び避難完了時）は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとなっている。

（８） 学校等施設における防護措置

学校等施設は、警戒事態で生徒等の帰宅又は保護者への引き渡しを開始するものとする。引き渡しができなかった生徒等は、全面緊急事態で屋内退避させるものとする。

学校等施設は、保護者への引き渡しや、屋内退避等の防護措置の実施状況について、随時、災害対策本部と共有を図るものとする。

（９） 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し避屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、屋内避難又は避難させるものとする。

（１０） 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置

町は、警戒区域又は避難指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

（１１） 飲食物、生活必需品等の供給

- ① 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季に

は暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。

- ② 町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- ③ 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- ④ 町及び県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難である調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

2 自らの判断による措置

町は、国からの指示等がされていない段階において、県の支援・協力の下、必要に応じて以下の対応を講ずることとする。なお、国からの指示があった場合においても、以下の対応のうち必要な項目について準じた措置を講ずることとする。この場合、原子力緊急事態宣言が発出された後においては、本項において「防護対策地区」を「緊急事態応急対策実施区域」と読み替えるものとする。

（１） 防護対策地区の決定

町は、不測の事態等が発生し、国の指示等がない段階で自らの判断により避難や屋内退避等の防護措置を判断する必要がある場合は、住民等に対する防護対策地区の検討にあたり、必要に応じて専門家等の助言や国（指定地方行政機関等）の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況、緊急時モニタリングの結果等を勘案し、方位・距離別の防災対策区域図（資料３－７－１）等を参考とし、防災対策に係る行政区画等の単位を踏まえ、防護対策地区の選定を行うとともに、必要に応じて防護措置を指示するものとする。

（２） 警戒区域の設定

町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、県の指導・助言を得て、災害対策基本法第６３条の規定に基づき、必要に応じて、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第５節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。

緊急事態対策ゾーンの概念図（資料３－７－２）（略）

（３） 防護措置に係る指示伝達等

I 屋内退避に係る指示伝達等

町は、屋内退避の実施にあたり、あらかじめ定める避難計画に基づき、防護対策区域内の住民等に対して、次に掲げる事項を付して速やかに屋内退避をするよう防災行政無線等により指示するものとし、必要に応じて次に掲げる事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関等を通じて防護対策区域内の住民等に周知するものとする。

- ア 事故の概要
- イ 災害の状況と今後の予測
- ウ 講じている対策と今後とるべき措置
- エ 屋内退避をとるべき防護対策地区
- オ その他必要な事項

II 避難に係る指示伝達等

- ① 町は、避難の実施にあたり、上記 I に掲げる事項（エについては避難の防護措置に係る地区）を付して避難をするよう防災行政無線等により指示するものとし、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通して防護対策区域内の住民等に周知するものとする。
- ② 町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、避難所、避難経路等を決定するとともに、防護対策区域内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。
- ③ 町は、学校、公共施設等の施設に係る屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

（４） 防護措置の方法等

I 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

- ① 町は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- ② 感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。

- ③ 県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、町は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとされている。

II 避難

- ① 町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める避難計画で指定する一時集合場所に、町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。
- ② 町は、一時集合場所からＵＰＺ外の自町の指定避難所の住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。
- ③ 町は、避難の措置を実施するに当たって、要配慮者に特に留意するものとする。
- ④ 町は、避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避又は避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。
- ⑤ 避難に関する分掌事務は、表３－７－１のとおりとする。

表３－７－１ 屋内退避又は避難に関する分掌事務

係名	災害対策本部 部・班名等	分 掌 事 務
避難等誘導係	民生部 ・避難所運営班(健康福祉課、長寿支援課) ・支援班(健康福祉課、長寿支援課) ・要配慮者対策班(健康福祉課、長寿支援課) 総務部〔応援〕 ・調査班(税務課) ・経理班(会計課) 消防職員・消防団員 警察官(交通安全指導隊)	1 住民等の避難等に関すること。 2 警察官、消防職員・消防団員との関係に関すること。 3 住民等の確認、避難者名簿の作成及び指定する車両等の誘導に関すること。 4 避難所における住民の誘導及び避難責任者への協力に関すること。 5 避難完了の確認に関すること。 6 本部等との連絡調整に関すること。
避難所係	民生部 ・避難所運営班(健康福祉課、長寿支援課) ・支援班(健康福祉課、長寿支援課) ・要配慮対策班(健康福祉課、長寿支援課) 総務部〔応援〕 ・調査班(税務課) ・経理班(会計課)	1 避難所の開設等に関すること。 2 住民等に対する被災地住民登録票の配布等に関すること。 3 救護班との連絡に関すること。 4 本部から搬送される安定ヨウ素剤の受け取り及び救護班への引き渡しに関すること。 5 本部等との連絡調整に関すること。

屋内退避所係	民生部 ・避難所運営班(健康福祉課、長寿支援課) ・支援班(健康福祉課、長寿支援課) ・要配慮対策班(健康福祉課、議会事務局) 総務部〔応援〕 ・調査班(税務課) ・経理班(会計課)	1 避難所の開設等に関すること。 2 住民等に対する被災地住民登録票の配布等に関すること。 3 避難所責任者への協力に関すること。 4 救護班との連絡に関すること。 5 本部から搬送される安定ヨウ素剤の受け取り及び救護班への引き渡しに関すること。 6 本部等との連絡調整に関すること。
--------	---	---

※各係においては、それぞれ責任者を配置するものとする。

Ⅲ 被ばくの低減

町は、避難や屋内退避等に際して、被ばく低減のため、住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料３－７－３）参照

Ⅳ 周辺市町村等への避難

県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び指定避難所等の設置を要請するものされている。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難受入等々の指導に当たらせるものとされている。

県から要請を受けた町は、地域防災計画等に定める指定避難所等を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

この場合、町は、避難者の輸送に努めるとともに、指定避難所等に職員を派遣して、受入市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。

Ⅴ 避難者の輸送

県は、必要に応じ、陸上自衛隊、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。

町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。

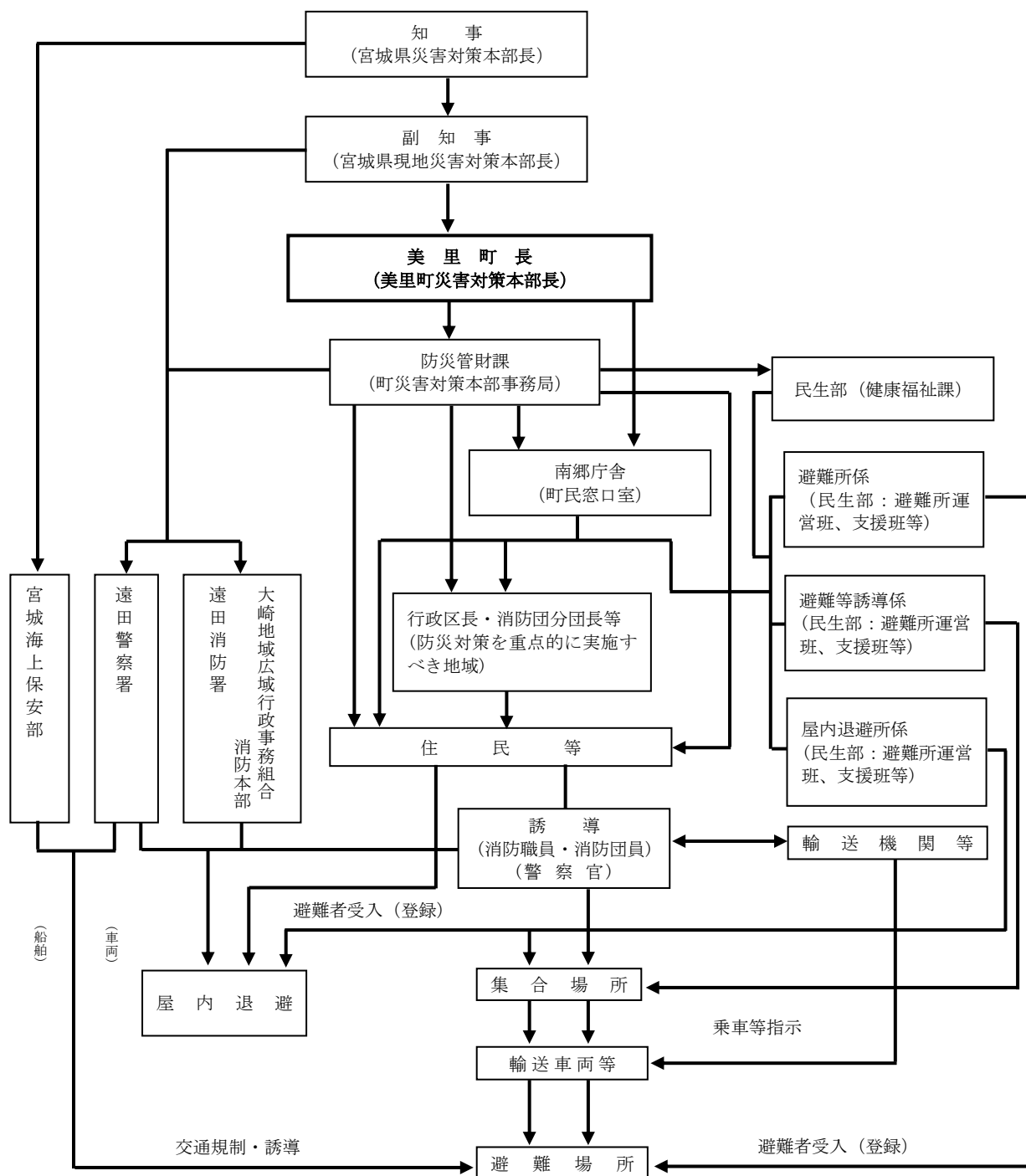
感染症流行下においては、町及び県は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

(5) 避難・屋内退避等の誘導

避難・屋内退避の誘導は、図3-7-1で示す系統図により、警察官及び消防職員・消防団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、誘導に当たる者は、町と密接な連絡をとるものとする。

関係市町職員、消防職員・消防団員数（資料3-7-4）（略）

図3-7-1 避難等指示伝達系統図



(6) 立入制限等の措置

- ① 町は、県の指示に基づき、又は自らの判断により、防護対策地区内においては、避難及び屋内退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を必要に応じ、指示するものとする。
- ② 町は、遠田警察署に防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するよう要請するものとする。また、必要に応じ、交通規制を実施するよう要請するものとする。

第6節の2 治安の確保及び火災の予防

1 治安の確保

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について遠田警察署と協議し、万全を期すものとする。特に、避難指示等のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

2 火災の予防

町は、大崎地域広域行政事務組合消防本部並びに国及び県と協力の上、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第6節の3 飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 他の防護措置との関係

町は、避難や屋内退避等の緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、対象地域において、国及び県からの指示又は自らの判断により、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 飲食物の検査

町は、O I Lを踏まえた国からの指示や自らの判断により、飲食物の放射性核種濃度測定を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。

（３） 摂取制限及び出荷制限の措置等

町は、ＯＩＬ等を踏まえた国及び県の指示に基づき、必要な摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料３－７－５）（略）

（４） 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限等の措置を講じた場合等において、美里町地域防災計画（風水害等災害対策編）第２章１０節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、県と協力して住民等への応急措置を講ずるものとする。

第７節 緊急輸送活動

１ 緊急輸送活動

（１） 緊急輸送の範囲及び順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- ① 第１順位 ○救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
 ○負傷者の搬送
 ○原子力災害合同対策協議会全体会議の構成員等（国の現地対策本部長、県の現地本部長、町の災害対策副本部長等）
- ② 第２順位 ○屋内退避施設、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
 ○避難者の輸送（ＰＡＺなど緊急性の高い区域から優先的に避難）
 ○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送（国の専門家、緊急時モニタリング要員等）
- ③ 第３順位 ○その他緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会機能班要員等）
- ④ 第４順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）
- ⑤ 第５順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

（２） 緊急輸送体制の確立

- ① 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の

混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

- ② 町は、人員、車両等の調達に関して、資料 2-3-9（緊急輸送車両状況）の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。
- ③ 町は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

避難対象区域を含む町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第 8 節 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

（1） 救助・救急及び消火活動への応援要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

（2） 広域的な応援要請

町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊の出動等について、県を通じて消防庁に要請するものとする。

（3） 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 町への進入経路及び集結（待機）場所

第9節 原子力災害医療活動への協力

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

運搬中の核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

町は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、県、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置

（1） 事故発生等の通報連絡

原子力事業者の連絡責任者は、原子力事業者防災業務計画に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書で送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとなっている。

表3-12-1 通報基準

	原災法第10条 (特定事象)	原災法第15条 (原子力緊急事態)
線量率	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に100 μ Sv/h以上の線量を検出	事業所外運搬に使用する容器から1mの場所で火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に10 m Sv/h以上の線量を検出
放射性物質	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又はその蓋然性が高い場合	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、放射性物質の種類に応じ、告示に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいした場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合

(2) 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署等と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。

2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署のとるべき措置

(1) 県及び市町村の措置

事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 警察署、消防署の措置

- ① 事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。
- ② 事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町及び国、県、関係団体は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ等

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、老人介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

2 国民等からの義援物資等の受入れ

- ① 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次更新するよう努めるものとする。
- ② 国及び県は、必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすることについて、協力を呼びかけるものとされている。
- ③ 町は、県と十分協議の上、義援金の配分について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第 1 2 節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 町は、庁舎の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定の規定により原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び被災者支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言・指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、町は、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所、避難経路等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

被災地住民登録様式（資料4－5－1）（略）

2 影響調査の実施

町は、県が必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査することに協力するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通等が確保されるよう科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

（1）町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行うものとする。

（2）町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第9節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携して、被災した中小企業に対して、必要に応じて災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口の設置などを行うものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第11節 物価の監視

町は、国及び県と連携し、生活必需品の物価の監視を行うものとする。

第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入の動向を把握した際は、警察、関係行政機関、業界団体等に必要な情報提供を行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。